

# 農村計画

第15号



1979. 1

農業土木学会農村計画研究部会

# 農村計画 第15号

## 目次

### 第13回 農村計画研究集会報告

#### テーマ「過疎地域における農山村開発について」

はじめに .....	農村計画研究部会	1
報 告 1. 中国四国管内農村計画概要 .....	山内一郎	3
報 告 2. 島根県の過疎地域振興対策について .....	加藤隆一	9
報 告 3. 石見町の振興方向 .....	日高昭登	16
報 告 4. 農山村開発のパラダイム .....	安達生恒	21
(文責:編集委)		
報 告 5. 過疎地域における農山村の開発について .....	栗原 浩	23
——栽培学の立場より——		
報 告 6. 過疎地域における林業問題と地域開発 .....	北川 泉	30
報 告 7. 山村農業の変化と方向性 .....	木村和弘	36
——長野県下伊那郡における作目構成の変化を通して——		
報 告 8. 山地地域の空間と整備計画 .....	地井昭夫	48
——中国山地をどうして——		
総合討論会記録 .....	(文責:編集委)	58
研究部会誌「農村計画」投稿要項 .....		77
編集後記 .....		79
農村計画研究部会規約		

〔表紙: 石見町の中心部遠景　中国山地の典型的な農山村で、各種の再開発事業が試みられている。〕

p16～20参照〕

## はじめに

本号は、島根県邑智郡石見町で行った研究集会のシンポジウム特集号です。農村設立研究部会の研究集会は今回で第13回を数え、日程は下記の通り行われました。今回のテーマは山村開発を総合的な視野の中でとらえることによって、農業土木とりわけ「農村計画のあり方」を考えようということで、第1日目は石見町で現地見学、第2日目はシンポジウムを浜田市で行いました。

現地見学では過疎対策を種々構じ着々とその成果をあげている石見町の状況を視察し、シンポジウムでは農村社会学（安達生垣氏）、栽培学（栗原 浩氏）、建築学（地井昭夫氏）、林学（北川 泉氏）それから農業土木学（木村和弘氏）各専門分野の講師に夫々の立場から見た山村開発についての意見を述べていただきました。その後のパネルディスカッション形式による討論では、それらの見解を軸として開発論を展開・検討することで、我々が現在かかえている問題の解決のための一つの手掛りにしようという目的だったわけです。

講師の方々の御講演の内容が夫々に魅力に富んだものであったことは、本号を一読いただければ御了解いただけるものと思います。また開催場所も中国地方の過疎山村の典型であったため、舞台装置としては申し分ありませんでした。

しかし、今回の集会は主催者側の意図どうりに展開したとは必ずしもいえません。その不十分だった理由として、一つには現地見学およびシンポジウムの持ち方の問題、他の一つには見学会とシンポジウム両者の連続性の問題があげられます。

現地見学会は短い限られた時間内で多くのスケジュールをこなしたわけですが、これができたのは石見町役場の方々のひとかたならない御努力の賜でした。問題点は、抽象的な表現になりますが、ここで何を見るべきか、又は参加者は何を見たがっているのかという点に対する我々主催者側の認識が必ずしも十分でなかったということをあげられます。こうした反省は、実は毎回くり返されていることなので、我々としては現地見学そのもののあり方が問われているものと受け止めなければいけないだろうと考えています。

す。

またシンポジウムにおいて今回のようなパネルディスカッション形式で行ったのは初めてということもあり、参加者にとまどいもあったのでしょう。パネラーの方もそうした雰囲気の中で議論がうまくかみ合わない面もあったようです。これは初めての試みにも拘らず、我々主催者側に用意の周到さを欠いていたことが原因だったと反省していますが、こうした試みは発展的にくり返していきたいと思っています。

他の一つの見学会とシンポジウムの連続性については、これも毎回問題とされるところですが、つまるところ研究集会参加者の期待や要望をどうとらえ、それに即した形式を生み出すかということにつながる問題だと思います。こうした点に対する部会のこれまでの認識および対処の仕方は決して十分とはいえないかったようです。これを機に会員諸氏から活発な御意見や要望のよせられることを期待しております。

今回の研究集会の反省が先に立ちましたが、今回の集会では興味あるできごともいくつかありました。

先ず第一は、山村問題のように各種の問題を総合的に解決しなくてはならない問題においては、各種施策等の総合化が一番大切なことであることは多くの参加者にとって自明のことでしょうが、特に相当の努力が必要だということが更めて浮き彫りにされたことでした。特に山村問題には今回のわが国の経済構造上の矛盾が集中的に表われています。そのため、一般論から個別地域の問題への深まりを通じて、地域経営戦略を展開してゆくには、実に多くの認識と手続が必要となりましょう。ところが多くの農村整備事業施設が解決を急ぐあまり、往々にしてこうした点を観過しがちのようです。しかし、今回多分野の方々の意見を聞き、観点の差が種々の立場を生みだしうることを再認識できたことは、我々の日常の発想の質をふり返る機会になりましたのではないかと思っています。

第二は、参加者の方々に『どうだった』と感想を求めましたら、『いやー、遠いね』というのが大方の意見でした。遠いというのは、山陰線の足が不便なため時間がかかると

いうことのようでしたが、もっと具体的には東京から遠く離れているということだったようです。しかし、大多数の参加者が経験した「遠さ」とは、実は現在の山村がおかれている状況そのもの、山村認識の基本的原点だということできましよう。「遠さ」が日常化したところが山村だとするなら、我々の今回の経験——少ない列車、列車間の連絡の悪さ、スピードの遅さ等々——を、単なる疲れとして解消し、忘れ去るのではなく、「遠さ」そのもの山村問題認識の原点として暖め、それを基にしてこの問題をとらえなおす視点の形成に向えられるのであれば、これも本研究集会の大きな成果であったと思われます。

ともあれ、今回の研究集会は我々に山村問題の多様さ、複雑さ、そして「遠さ」を教えてくれるものでした。本号

がこの問題への接近の足がかりともなれば、講師の方々の労にも少しほ報いことができるのではないかと思っております。

最後になりましたが、今度の集会場所が事務局との「遠さ」もあったうえに、予定が小刻みに組まれていたため、円滑な運営が危ぶまれましたが、地元の石見町役場をはじめとして島根県耕地課及び同県浜田出張所等の方々のひとかたならぬ御援助のお蔭でとどおりなくとりはこぶことができました。更めてお礼申しあげる次第です。また農林水産省中・四国農政局建設部および計画部の方々には折々の便宜をお計りいただきました。こうした皆様の御援助をぬきにしては今回の実り多き集会は期待できなかったことを記して、お礼の言葉に替えさせていただきます。

昭和 53 年 12 月  
農村計画研究部会

総合テーマー「農山村の開発について」  
記

1. 期 日 昭和 53 年 7 月 26 日 (水) 27 日 (木)
2. 場 所 島根県邑智郡石見町
3. プログラム
 

集合場所	国鉄 山陰本線 浜田駅前
集合日時	昭和 53 年 7 月 26 日 午前 8 時 30 分まで (到着列車の時間から極力 25 日中に来宿下さるよう申添えます)
7 月 26 日 受付	概況説明および現地視察 8 時 30 分より 9 時まで(浜田駅前受付場)
バス出発	9 時 9:00 ~ 10:30 石見町中央公民館着
10:30 ~ 10:45	部会長 あいさつ
10:45 ~ 11:15	中四国農政局あいさつ (管内農村計画概要を含む)
11:15 ~ 11:45	島根県あいさつ (県内農山村開発概要を含む)
11:45 ~ 12:30	昼食
12:30 ~ 14:00	町長あいさつならびに計画概要説明
14:00 ~ 16:00	石見町農村計画現地見学 西区自治会館(集会所等), 農業生産団地(ハウス, 花木, タバコ), 農村工業導入工場(二葉工業), 福祉施設(老人, 精算), いこいの村, 育苗センター(水稻, タバコ, 野菜等)
16:00 ~ 17:30	バスにて 17 時 30 分 浜田市民会館着
17:30 ~ 18:30	総会 浜田市民会館内別室にて
18:30 ~ 20:00	懇親会 浜田市民会館内大ホール
7 月 27 日	研究集会 テーマ 「過疎地域における農山村開発について」
会場	県立浜田体育馆

講演 8:30 ~ 11:30  
各講演 30 分程度

演題	サブタイトル	講師名
司会	—	事務局
部会長 あいさつ	—	西口部会長(京大)
農山村開発のパラダイム	—	安達生恒(島根大)
過疎地域における農山村開発について	栽培学の立場から	栗原浩(鳥取大)
過疎地域における林業問題と地域開発	—	北川泉(鳥取大)
山村における農業の変化と再編	長野県下伊那郡の事例を中心	木村和弘(信州大)
山地地域の空間と整備計画	中国山地をとおして	地井昭夫(広島工大)

昼食	11:30 ~ 12:15
討論会	12:15 ~ 15:30
司会	白井義彦(岩大) 富田正彦(東大)
コメンター	12:15 ~ 12:30 今井敏行(京大) // 12:30 ~ 12:45 森下一男(香川大)
	パネルディスカッション 12:45 ~ 15:30
講師	5 名, コメンター 2 名, 市町村県各 1 名
閉会	15:30

参加者内訳  
現地見学 149 人  
シンポジウム 99 人

## 中国四国農政局管内農村計画概要

山 内 一 郎\*

“Outlines of Rural Planning in Chugoku and Shikoku District”

Ichiro YAMAUCHI\*

### 目 次

- I 農村の変ぼう
- II 管内農村の現状
- III 農村整備の方向
- IV 中国四国管内の農村計画

### Contents

- I Changes in rural districts
- II Actual state of villages in Chugoku and Shikoku district
- III Course of rural planning
- IV Rural planning in Chugoku and Shikoku district

### Abstract

After the rapid economic growth, rural districts have greatly changed in many points. For example—side work famers and non-farmers have increased in every village, land use adjustment between urban and rural purpose comes to be necessary.

We can see such phenomena in Chugoku and Shikoku district, too. But there are some differences from those of other districts. Some of those are—forest ratio is high, farmers ratio in a village is high, the ratio of mountain village is high, rural improvement is not enough.

We regard “the 3rd Genral Plan” as our pilot plan of our rural planning. And I think we have to make our efforts on semi-mountainous region, which are very important as agricultural producing districts. But, both productive environment and life environment are in bad conditions.

So, we have to improve agricultural producing foundation and promote life environment as soon as possible.

\* 中国四国農政局計画部

\*) Chugoku and Shikoku Agricultural Administration Bureau, MAFF

# 中国四国農政局管内農村計画概要

山 内 一 郎

## I 農村の変ぼう

農村計画を樹てるにあたっては、まず前提として農村構造の現況を把握する必要があるが、現況をとらえるには過去の農業施策との関連においてとらえることが簡明であると考える。

戦後30年あまり経過した今日、日本農業の歩んだ道を顧るとき、この間に大きく分けて2度の再編が行われていると考えられる。

その第1期は昭和20年代に実施された農地改革による土地制度の再編であり、第2期は昭和36年に施行された農業基本法による農業再編である。即ち農業基本法の目的は昭和30年代の経済の高度成長に呼応し、農業の近代化と合理化によって農工間の所得均衡を図り、農家の自立經營を育成することであった。

それ故この基本法に示す目標を達成するために土地改良法の改正、土地改良長期計画の策定等各種の施策が展開された。しかしながら結果としては、若年層を中心とする農業労働力が流出し、農村人口の過疎化をきたし農家の兼業化を進め、農業就業構造の弱体化を招くものとなった。從来から農村は農家を中心とする等質的な地域社会であったが、このように兼業化の進展、非農家の増加などにより農村社会構造は現在大きく変ぼうし、混住化の様相を呈している。

更に近年の都市化現象を中心とする地域構造の変化は土地利用にも大きな変化をもたらし農地のかい廃、農地価格の急激な上昇、土地のスプロール化をもたらした。これにより農地の有効利用が阻害されると同時に農地の流動化が進まず、経営規模の拡大はますます困難な現況になってきている。

このような農村地域社会の変ぼうは見方をかえると、農家所得は農外収入への依存度を高め、それが農家の消費水準を向上させ、更に非農家の増大と併せて農村生活の都市

化や、農村における生活環境の大きな変化を示すものとなっている。

以上のように農業基本法に基づく各種の施策の展開にもかかわらず、このような現状になっている基本的原因は、農業が脆弱な生産構造であり、急速な経済発展に伴う外的諸条件の変ぼうに対応し得なかったという点に帰着すると考えられる。それ故に今後の農村計画を樹立するには、農村の現状をふまえて従来までの農業および農政固有の領域にとどまる施策のみでなく、総合的な施策の展開が不可欠であると考えられる。

## II 管内農村の現状

### (1) 地域概況

地域の概況を見ると当管内はやや寒冷多湿な山陰と、降雨の少ない温暖な瀬戸内沿岸と更に温暖多雨な四国南部地帯に区分される。

その中には山陰・山陽にはさまれた広大な中国山地と、南北四国にはさまれて四国山地が存在しており、結果として林野の占める割合が高くなっている。耕地は棚田や傾斜地が多く、果樹園が多いが水田の割合も高く、全般的に土

表-1 地積と人口

地 域	総地積	林野面積			耕地面積			総人口	農家人口		農業人口		
		面積	ha	比率	面積	ha	比率		人口	比率	人口	比率	
全 国	36,900,000	25,011	70ha	67.8%	5,572,000	15.1%	111,934	23,197	20.7%	4,953	4.4%		
中国四国	4,346,400	3,712	85.4	85.4%	557,600	12.8%	11,239	3,465	30.8%	814	7.2%		

地基盤整備の遅れが目立っている。経営耕地規模は小さく、表-2のように第2種兼業農家が約 $\frac{3}{4}$ に達し、農家所得のうちでは農外所得の依存度が高くなっている。

### (2) 農家構成の動向

次に農村における農家構成の動向を見ると、農家人口の変

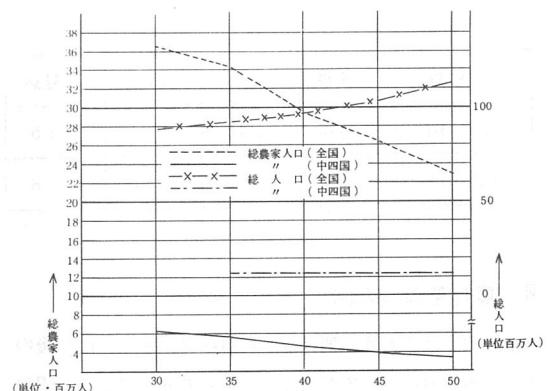
表一2 専業、兼業農家戸数

地 域	総 農 家 戸 数		専業農家戸 数		第1種兼業		第2種兼業		所得に対する 農外所得率
	総 戸 数	比 率	農家 戸 数	比 率	農家 戸 数	比 率	農家 戸 数	比 率	
全 国	4,532.8	100%	642.6	13.3%	930.3	19.2%	3,259.8	67.5%	69.8%
中国四国	795.4	100	101.7	12.9	106.0	13.3	587.7	72.1	74.1

統計調査部「農業調査」昭和52年1月1日現在

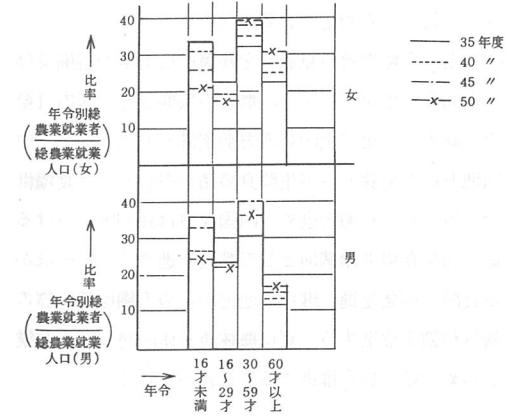
統計調査部「農業調査」昭和52年1月1日現在  
 動について年々減少しており、減少率については図一1  
 のように全国約0.4、管内約0.5と管内の方が大きくなっ  
 ている。

図一1 農家人口の変動



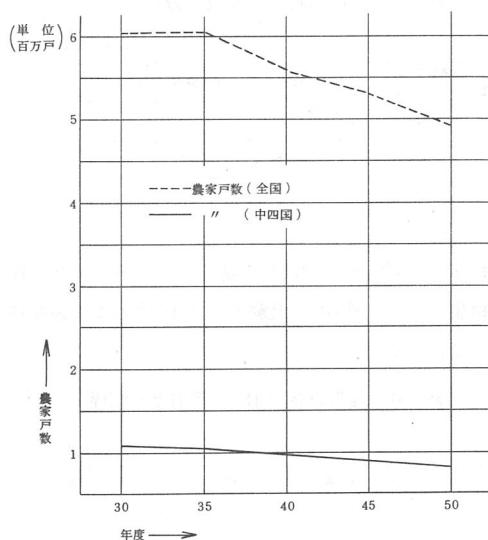
また農業就業者の年令の変動については全国での傾向であるが、図二のように男女とも30才未満の者の構成率が年々減少している。

図二 農業就業者年令の変動



農家戸数についても図一3のように農家人口の減少と同じくして年々減少の傾向にある。

図一3 農家戸数の変動



## (3) 農村集落の構成と立地

表一3 農業集落当たり平均世帯数(昭和50年)

地 域	世 带 数		構 成 比		対 40 年 比			
	合 計	農 家 戸	非農 家 戸	農 家 %	非農 家 %	合 計	農 家 戸	非農 家 戸
全 国	118戸	35戸	83戸	29.6%	70.4%	137.2%	92.1%	172.9%
中国四国	65	26戸	39	40.0	60.0	120.4	92.9	156.0

集落構成の中では表一3のように農家率が比較的に高い、また40年対比において非農家数は増加し、農家数は減少の傾向を示している。

表一4 総世帯数規模別農業集落数  
 の構成比(昭和50年)

地 域	集 落 規 模					対 40 年 比				
	19戸 以下	20~ 49	50~ 99	100~ 149	150 以上	19戸 以下	20~ 49	50~ 99	100~ 149	150 以上
全 国	15.0	37.7	23.7	8.5	15.1	117	90	92	102	136
中国四国	19.6	46.4	20.6	5.3	8.6	111	90	92	102	154

当管内の農業集落は表-4のように全国のほぼ半分の規模となっている。

また市町村の地域分布を見ると表-5のとおりで、管内は山村、農山村が約60%を占めている。

表-5 管内市町村の地域別分布

経済地帯別 市町村数		山 村	農 山 村	平地農村	都市近郊	計
中 国 四 国	155	213	107	99	574	
全 国	639	1,090	917	630	3,276	

これをDID都市との関係で見ると表-6のように管内農村集落は、全国平均に比較してDID都市から遠距離にある場合が多い。

表-6 農業集落とDID都市との関係

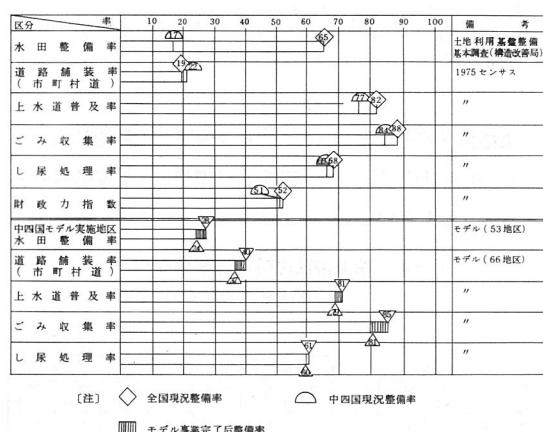
	1975 農業センサス			
	30分未満	30分～1時間	1時間～2時間	2時間以上
全 国	39.4 %	38.3	20.0	2.3
中 国 四 国	33.1	40.1	23.4	3.4

数字はDID都市への所要時間の割合(%)

#### (4) 農村整備状況

農村の整備状況について主なる施設等について整備状況を見ると、総体的に全国の整備率以下となっている。

図-4 耕地、施設の整備状況



また現在農村の総合整備を目指して進められている農村総合整備モデル事業、農村基盤総合整備事業の実施状況を示すと、表-7、表-8のとおりとなっており、全国平均より上まわっているが、今後も更に強力に推進を図りたい。

表-7 農村総合整備モデル実計地区数

地区数	48年度	49	50	51	52	53	54以降
全 国	62	104	88	88	85	76	375
中四国	11	15	12	15	13	16	

表-8 農村基盤総合整備新規着工地区

地区数	51年度	52	53	54見込
全 国	46	106	111	115
中四国	13	26	28	28

### III 農村整備の方向

以上のように大きく変ぼうした農村構造をもとに今後の農村のあり方について考えると、その方向づけとして昭和52年12月に閣議決定された『第3次全国総合開発計画』が基本的指針になると判断される。その中で農村の総合的な整備の方向や役割として次のように述べている。

- (1) 生活様式の全国的平準化とあわせ、生産と生活が一体となって営まれている農村では住民が定住の魅力を持ち得るような環境条件を作る。
- (2) 人口の都市集中に伴う農村の過疎化については国土保全の観点から対応が必要である。
- (3) 長期の食糧需給の見通しを基礎に農用地の整備及びその高度利用などにより、農業の振興を通じ国内自給力を高める。更に全国の地方別整備の方向として『中国地方は大消費地への生鮮食料品を中心とした食糧供給基地として整備を進め、四国地方は我が国における総合的な食糧供給基地として整備を進める。そのほか草資源の開発促進、汎用耕地化のための圃場整備等の基盤整備を推進する。更に農林地一体開発などの農業と林業の結合等を推進する』と述べている。

このように広域的な地方の整備方向のほか農村の類型別整備の方向として次のように述べている。(1)都市周辺農村地域は都市的土地利用との計画的調整を行い、都市との均衡のとれた整備を図ることを基本とする。このため生産基盤については高能率の集約農業の展開を目指して施設の再整備を図り、生活環境については都市化、人口の増加に対応した整備を行う。(2)総合型農村地域については高能率農業の展開を可能にするよう生産基盤の整備を図り、生活環境については生産と生活が一体として営まれる農村集落の特性に配慮し、混住化に対応した新しい農村コミュニティを育成する。(3)農業専業地域農村では高生産性農業の展開を可能とする基盤整備とともに規模拡大のため林地利用との十分な調整を図り、生活環境については生産と生活が一体として営まれるという農村集落の特性に配慮して総合的に整備する。(4)山村地域は農産物の供給、水資源のかん養、国土の保全等重要な機能を持っている地域であるが、経済の発展から立ち遅れ人口の減少が続いている。この地域がこれらの機能を発揮していくためには山村住民が定住し得る条件を総合的に整備し、過疎化を防止していくことが重要である。としている。

ここで将来の農村整備計画の方向として断片的ではあるが、今後の課題として考えられるべきものを上げてみる。まず、

(1) 一貫した総合整備計画の樹立と、この実施について整合性を保ちつつ有機的な整備が行われることである。

農村は農業者の生活の場だけではなく混住化社会の様相を呈しており、これを連携した意識でとらえ、一つの地域社会としての有機的な関連のなかで整備していくことが望まれる。これは国の行政が縦割りになっているなかで、農村の生活環境整備もそれぞれの官庁の所管事項に分かれていることは止むを得ないのであるが、その一つ一つの実施が時期、内容ともに一貫した計画にもとづいて行われることがもっとも必要である。

(2) 農村計画の手法の確立がいそがれねばならない。

このことは、現在、三全総では定住構想がうたわれ、人間活動の最適配置への誘導がいわれているが、この誘導はまざとの程度まで整備すべきであるという整備水準の設定が行われて、その整備水準へむかって計画的な実施を行うことになろう。

このように人間の活動の最適性を量的に設定することが整備水準を定めることであり、この手法の開発が必要である。例えば、人間の環境にとって緑の空間はどの程度の量が最低限必要か。あるいは空気、水といった無機的なものから、精神、思想にまで及ぶものが設定されることが必要なではなかろうか。

(3) 農村計画の整備拡充、補強を行ってその蓄積が、全国的に及んで行かねばならないと考える。極論をいえば農村計画は確立されておらず、農家の生産と生活を統一的に考え、非農家の生活まで含めた農村内の土地利用計画が殆んど行われていない。この意味での農村計画の内容が明らかにされていないばかりでなく、都市計画が「都市」の計画として必要である以上に農村地域を取り込んでいることから両者間の利用調整が円滑を欠く面があり、この両者を総合しての地域計画が作成されることが必要であろう。

(4) 計画があつて実施されないことは、正しく画にかいしたものである。いうまでもなくその実施が円滑に迅速にはかられねばならない。勿論この整備は公共事業で行われるものであろうし、この事業には莫大な投資を要する。この投資を呼び込むための理論構成とその効用が大きく呼ばれ、それが国民の共感をよぶ時代の要請がなされなければならないであろう。

このためには、広く関係者底辺にまで及ぶ膨大なエネルギーを傾注する必要があろう。

#### IV 中国四国管内の農村計画

管内農村の現況は既にⅢで述べたとおりであるが、更に管内農村を特性的にとらえ、既述の基本的整備の方向をもとに農村計画を考える。

中国四国管内の市町村総数の内約 $\frac{2}{3}$ が中山間地帯(農山村と山村地帯)に位置しており総面積の内約 $\frac{3}{4}$ が中山間地帯となっている。また、総農家数の中山間地帯農村の占める割合は1970年農業センサスによると全国41.4%に対し、管内では50.0%となっており、耕地面積については49年耕地面積調査によると全国39.1%，管内54.1%となっている。農業粗生産額に関しては48年生産農業所得統計によると全国34.2%に対し、管内48.2%とおおむね総生産額の $\frac{1}{2}$ を占めている。以上のように中山間地帯農村の全農村に対する農業的ウエイトは、管内につい

では総合して 50 % をこえることとなり、中山間地帯が主要農業地帯となっていると判断される。更に今後の都市化に伴う農地のかい廃、農家戸数の減少等の傾向を考慮すると中山間地帯の農業的地位は一層重要なものとなり、管内における農村計画の力点は都市近郊農村より中山間地帯の農村におかれるべきと考える。しかしながら中山間地帯農村の現状は他の地域に比べ、生産環境、生活環境のいずれについても劣悪な条件下にあるので、地域農業の進展のためには他のいかなる施策よりも農業生産基盤の整備と農村生活環境の早期拡充整備が必要である。前述のように中山間地帯農村は、今後農業生産的主要地域としてその果たす役割が期待されており、中国縦貫道四国縦貫道等それぞれ

の地域の交通運輸体系の整備が進むにつれてこの地帯の果たす社会経済的役割りとその可能性は益々大きくなっている。このことは、この中山間地帯の地域開発を行うことであり、この地域の生産基盤である農業にとり組むためには、構造に変革を与え進化させる必要がある。このことは、その地域の構成員で、全員の共通の理解のもとにそれが行われなければ可能とはならない。そしてそれは住民の生活開発と生産基盤開発の目標設定とそのコンセンサスが必要である。これらの目標を実現するために今後農村基盤総合整備事業、および農村総合整備モデル事業等の積極的な推進により、中山間地帯の地域開発を図っていく必要があると考える。

#### 参考資料

- 第 3 次全国総合開発計画；国土庁
- 農地行政の展開とその評価；農村開発企画委員会
- 中山地帯の農業と農村の課題；中国四国農政局計画部
- 中国四国の農村整備の現状と今後の課題；中国四国農政局建設部整備課
- 中国四国農業情勢報告（昭和 52 年度）；中国四国農政局

## 島根県の過疎地域振興対策について

加 藤 隆 一\*

“Measures for the promotion of underpopulated areas in Shimane Prefecture”

Ryuichi KATO\*

### 目 次

- I 県勢の概要
- II 過疎地域の概況
- III 過疎振興計画の概要
- IV 過疎対策の課題

### Contents

- I Outlines of the state of Shimane prefecture
- II Condition of underpopulated areas
- III Promotion plan of underpopulated areas
- IV Countermeasures against underpopulation

### Abstract

Shimane prefecture has some handicaps as follows; (1)Shimane is the most underpopulated prefecture in Japan. (2)Growing economic conditions is difficult because of high rate of the first industry. (3)Income level is in the lowest rank. (4)Communication facilities (railway, road etc.) are not enough. And in particular (5)The number of underpopulated shi, cho, son amounts to 2/3 of all. So, prefectural office make efforts to the promotion of underpopulated areas.

Promotion plan of underpopulated areas was made by every shi, cho, son and prefecture. The first half of the plan accentuates on equipping public facilities such as street improvement, and the latter half accentuates on industrial promotion.

After consideration of past countermeasures, we have to make efforts on some points. Those are—(1)propulsion of measures for the underpopulation (2)bringing up a central city of the region (3)accelaration of street improvement (4)taking measures to meet the coming old age society (5)promotion of hamlet's self-government (binding a new rural community)

\* 島根県農林水産部

# 島根県の過疎地域振興対策について

加藤 隆一

本報告は部落自治の振興をめざして昭和50年より取組まれている島根県農業振興対策事業——いわゆる新島根方式——を中心にお話いただいたもので、過疎地振興の意欲的試みとして注目を集めた。ご講演のテープ記録に一部手違いがあったので、ここではご講演要旨を再掲させていただいた。

(編集委員会)

展に立遅れをきたしている。

県内純生産の構成と労働生産性(昭和49年度)

区分	県内純生産の構成比 (%)		労働生産性の全国格差 (%)
	島根	全国	
第1次産業	12.9	7.1	66.0
第2次産業	28.8	36.5	70.6
第3次産業	58.3	56.4	81.3
計	100.0	100.0	67.3

## I 県勢の概要

### 1. 自然条件

県土は、東西に細長く約230kmに及び、地形は急峻で総面積の78%が森林原野で占められ、可住地面積は僅か20%（全国32%）にすぎない。反面延々837kmに及ぶ海岸線の美しさと広大な山野は、いたるところ自然景観に富み、きれいな空気と青い海、そして緑に囲まれた環境に恵まれている。

### 2. 人口

本県の人口は、昭和30年の929千人をピークとして逐年大幅に減少し、昭和47年には765千人となり、全国1の過疎県となった。このため若年層の不足と人口の老齢化が著しく進行している。

#### 県人口の推移

下 次	人口(千人)	減 少 率	65才以上人口比(%)
昭和30年	929	— %	7.6( 全国 5.3 )
昭和35年	889	4.3	8.5( " 5.7 )
昭和40年	822	7.6	9.7( " 6.3 )
昭和45年	774	5.8	11.2( " 7.1 )
昭和50年	769	0.6	12.5( " 7.9 )

### 3. 産業構造

本県の産業構造は、全国平均に比較して第1次産業の占める割合が高く、逆に第2次産業なかでも製造業の占める割合が特に低いのに加えて各産業の生産性も低く、経済発

### 4. 所得水準

県民所得の水準は、近年全国水準との格差が逐次縮少の傾向にあるものの、経済発展の遅れから依然として全国最下位のランクにある。因みに、昭和49年度における県民1人当たりの所得は、分配所得で、826,000円、全国平均の78.2%，47都府県中41位にある。

#### 県民1人当たり分配所得の全国格差 (%)

昭和40年度	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度
65.8	63.5	65.4	67.0	70.4	78.2

### 5. 交通

県内相互間又は県外主要都市を結ぶ主要な幹線交通網としては、国鉄の山陰本線、伯備線、国道の9号線、54号線などがあるが、単線未電化、バイパスの未整備などの問題をかかえている。また、県内の2空港についても大型機の就航ができない現状にある。また本県の道路は実延長、国道616.4km、県道2,684.6km、市町村道15,041.9kmであるが、特に市町村道の改良率と舗装率は低く、いずれも全国平均を大幅に下回っている。

### 道路の改良状況(昭和51年4月1日現在)

	改 良 率 (%)			舗 装 率 (%)		
	国 道	県 道	市町村道	国 道	県 道	市町村道
本 県	79.9	41.4.	12.6	93.8	79.6	15.8
全 国	85.2	54.9	22.0	92.4	69.4	27.0

のある住み良い島根」を築くことにおき、これを実現するため、次の4つを主柱として県政を推進していくこととしている。

- ① 豊かで安定した働きの場づくり→(産業の振興)
- ② 開発と保全が調和する県土づくり→(県土の基礎条件整備)
- ③ 便利で安らぎのある暮らしの場づくり→(生活環境、福祉、医療の充実)
- ④ 創造的で連帶性のある人づくり→(教育、文化の振興)

### 6. 県政の課題

県勢が上述のような現状にあることにかんがみ、県勢の発展と県民福祉の向上を図るための基本的な目標を「活力

## II 過疎地域の概況

### 1. 過疎団体

過疎地域対策緊急措置法に基づき公示された過疎市町村は40団体であり、本県市町村数の67.8%に相当し、別表のとおり全国過疎市町村のそれぞれの比率に比して極めて高いウエートを示している。

過疎地域の概要 (単位：人：km<sup>2</sup>：人)

区 分	団体数	人 口	面 積	人口密度
過疎市町村(A)	40	245,844	4,750.29	52
全 県(B)	59	768,886	6,547.10	117
比 率 (%) (A) / (B)	67.8	32.0	71.7	—
同上 全国 比率 (%)	34.1	7.6	44.1	51

### 2. 人 口

昭和30年以降の燃料革命並びに連年発生の豪雨災害等

で人口減少に激しさを増し、昭和35年からの減少の状況は次表のとおりである。

人口の推移表

(単位 人、%)

区 分	国 調 人 口				增 減			比 率		
	35年	40年	45年	50年	35年～ 40年	40年～ 45年	45年～ 50年	40/35 -1	45/40 -1	50/45 -1
過疎市町村	355,022	304,829	263,521	245,844	△50,193	△41,308	△17,677	△14.2	△13.6	△6.7
全 県	888,886	821,620	773,575	768,886	△67,266	△48,045	△ 4,689	△ 7.6	△ 5.8	△ 0.6
石 見 町	10,468	8,948	7,647	7,348	△ 1,520	△ 1,301	△ 299	△14.6	△14.6	△ 3.9

また、過疎の進行にともなって、人口構成も老齢化の一途をたどり、昭和50年には65才以上の老人人口の占める割合は12.5%で全国第1位である。このため、人口の

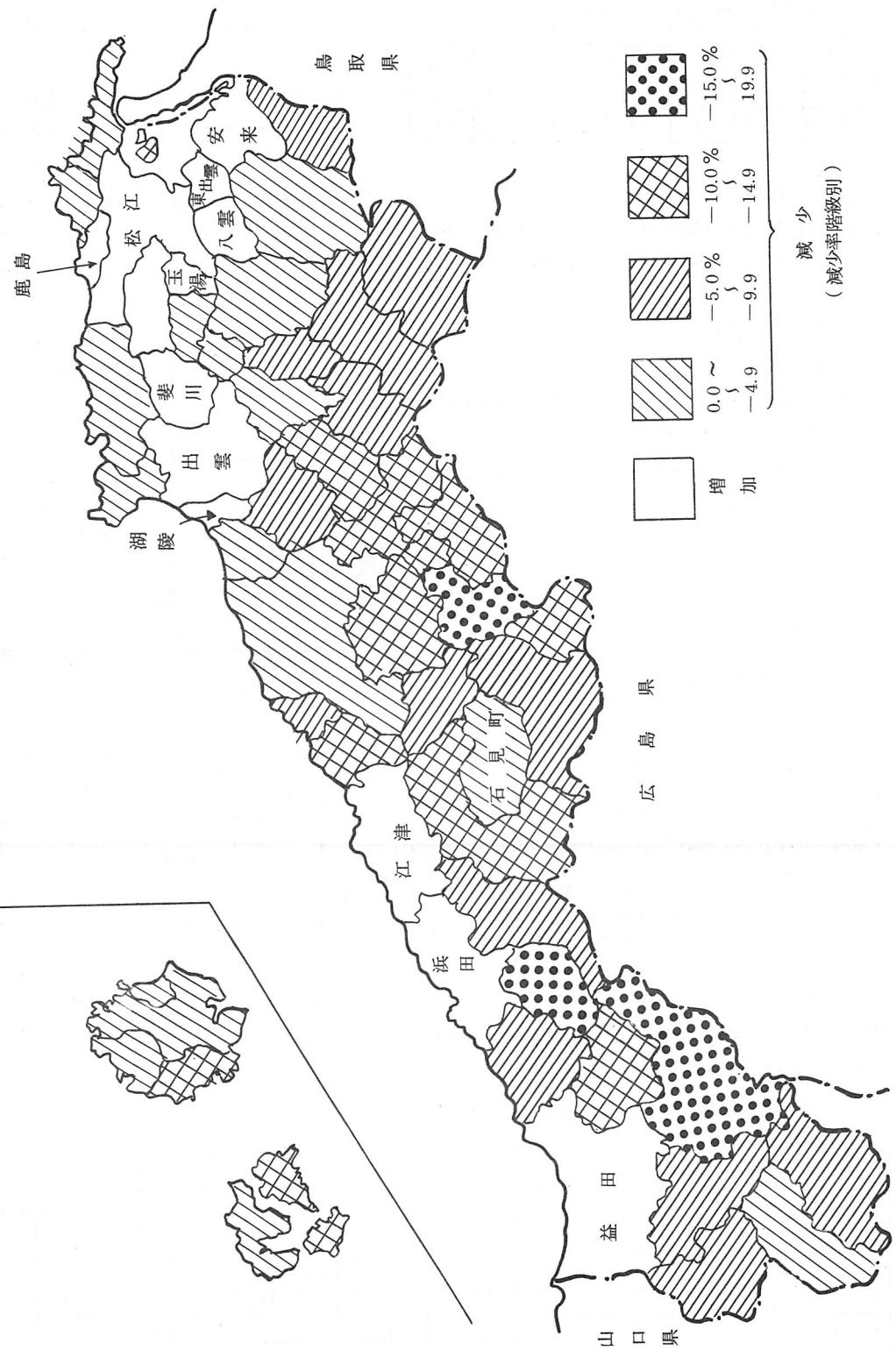
自然増加に頭打ちの傾向がみえ、出生率は全国最下位となっている。

老若年人口の推移

(単位 人、%)

区 分	0～14才 人 口			65才以上 人 口			0～14才 人 口構成比			65才以上 人 口構成比		
	35年	40年	45年	35年	40年	45年	35年	40年	45年	35年	40年	45年
過疎市町村	119,402	88,865	60,730	33,019	34,571	36,659	33.6	29.2	23.0	9.3	11.3	13.9
全 県	282,596	218,403	178,457	74,717	79,931	86,945	31.7	26.5	23.9	8.4	9.7	11.2
石 見 町	3,405	2,316	1,605	1,050	1,154	1,226	32.5	25.9	21.0	10.0	12.9	16.0

市村別にみた人口の増減  
(昭和45～50年)



### 3. 産業構造

昭和 35 年からの推移をみると工場誘致、交通ネットワークの整備による通勤圏の拡大等により、産業構造は逐年

高次化してきているが、就業人口の減少傾向が続く中で、就業者の老齢化が進行しつつある。

産業別就業人口の推移 (単位 人・%)

区分		35年	45年	50年	35年～45年	35年～50年	45/35 -1	50/35 -1
過疎市町村	総数	(100.0) 182,452	(100.0) 149,670	(100.0) 136,347	△32,782	△46,105	△18.0	△25.3
	第1次産業就業者	(64.8) 118,292	(54.0) 80,853	(42.0) 57,204	△37,439	△61,088	△31.6	△51.6
	第2次産業就業者	(11.3) 20,614	(15.7) 23,488	(15.7) 32,563	2,874	11,949	13.9	58.0
	第3次産業就業者	(23.9) 43,546	(30.3) 45,329	(30.3) 46,580	1,783	3,034	4.1	7.0
県	総数	(100.0) 446,458	(100.0) 424,863	(100.0) 405,146	△21,595	△19,717	△ 4.8	△ 9.3
	第1次産業就業者	(53.2) 237,467	(38.8) 164,622	(29.2) 118,438	△72,845	△46,184	△30.7	△50.1
	第2次産業就業者	(15.4) 68,788	(21.0) 89,152	(25.9) 104,811	20,364	15,659	29.6	52.4
	第3次産業就業者	(31.4) 140,203	(40.2) 171,089	(44.9) 181,897	30,886	10,808	22.0	29.7

### Ⅲ 過疎振興計画の概要

#### 1. 市町村過疎地振興計画の概要

過疎市町村における前期 5 カ年計画の実施状況及び後期 5 カ年計画の計画額と進歩率は次表のとおりである。前期計画においては、道路整備を柱に、過疎地域の「骨格づく

り」に主眼をおいた公共施設の整備をすすめてきたが、後期計画においては、特に農林道整備と相まって基盤整備事業の大巾な伸びを中心に所得水準の向上をはかるための産業振興に中心が移ってきてている。

振興計画における事業実施状況 (単位：百万円)

区分 項目	前期計画(45～49)				後期計画(50～54)				伸率 (B)/(A)
	計画額 (A)	実績	同左 構成比	実施率	計画額 (B)	同左 構成比	50～52 実績	進歩率	
1. 交通・通信体系の整備	19,262	16,503	41.6%	85.6%	40,777	37.4%	23,156	56.8%	247.1
2. 教育文化施設の整備	9,198	8,282	20.9	90.0	19,784	18.1	10,198	51.5	238.9
3. 生活環境・医療の確保	6,464	5,375	13.5	83.2	17,463	16.0	10,738	61.5	324.9
4. 産業の振興	8,443	8,379	21.1	99.3	30,052	27.6	13,568	45.1	358.7
5. 集落の整備	1,042	1,156	2.9	110.9	468	0.4	71	15.2	40.4
6. その他	—	8	0	—	521	0.5	211	40.5	—
計	44,409	39,706	100.0	89.4	109,064	100.0	57,942	53.1	274.7

#### 2. 県計画の概要

県過疎地域振興計画の前期、後期の概要と実績は次表のとおりである。

## 県計画における事業実施状況

(単位：百万円)

区分	前期 計画額(A)	実績(B)	(B)の構成比 (B) / (A)	後期 計画額(C)	(C)の構成比 (C) / (B)	50, 51 年度実績	進歩率 (C) / (B)
基幹道路等	3,108	3,248	14.0 <sup>op</sup>	104.5	5,548	5.2%	1,694
医療確保	107	102	0.5	95.3	366	0.3	99
都道府県道等	18,447	15,700	67.7	85.1	78,253	74.4	12,882
産業振興	5,146	4,138	17.8	80.4	20,930	19.9	4,589
計	26,808	23,190	100.0	86.5	105,097	100.0	19,264
							18.3
							453.2

## IV 過疎対策の課題

1960年代以降の日本経済の高度成長は、農山漁村におけるとめどもない人口の流出をもたらし、その結果として伝統的な集落の崩壊、生産機能の停滞、住民生活水準の低下、さらには自治体としての市町村の在立すらおびやかすに至った。

このため過疎に悩む本県が中心となり、国の抜本的対策の樹立を国に働きかけ、昭和45年過疎地域対策緊急措置法の制定をみて、はや9年目を迎えるとしている。

この間、過疎市町村においては、道路の整備、学校の統廃合、生活環境施設の整備など公共施設の整備をはじめ、農林漁業の振興、工場誘致など諸般の施策と過疎地域住民のねばり強い積み重ねにより、かつては減少率日本一であった人口も、県域全体としては、昭和47年の764千余人を底として増勢に転じ、その後年々増加を続けるまでになった。

しかしながら、人口の減少は停滞してきたものの、実態は老人が増え、年少者が減る傾向は依然続いている、また第一次産業と他産業の較差も一向に縮まらない。

このように低成長時代を迎えた今日においても、なお過疎問題は都市における過密とともに深刻な社会問題である。本県市町村の3分の2を占めるこの過疎地域を、産業と文化と自然が融合した福祉社会とするため、一層きめの細かい過疎対策が望まれている。

## 1. 広域的な過疎対策の推進

過疎地域振興計画が市町村を単位とし、しかもその中心が、道路等基礎的条件の整備におかれてきたことから、過疎対策として、市町村の区域を越えた施策はほとんどないのが実態である。

とくに前期計画の成果の上にたった後期計画においては、

実質的な所得水準の向上をはかる産業振興等に重点をおくことが要請され、就業機会の増大をはかることが当面の課題とされながら具体的な施策体系については、前期計画の延長線上にとどまっているものが多い。企業誘致に当っても、一町村一工場への反省から、広域的な集積の利益を享受しうるような形態へと転換する必要が指摘されており、また農林業の主産地形成をはかるためにも市場対策等からして同様のことが考えられる。

従って、過疎対策の重点を今後はより広域的な施策へと拡大して行くことが課題とされており、そのための自主的な組織づくりと計画づくりが必要である。

## 2. 地方中心都市の育成

かつて地方都市は、周辺農山村の恩恵によって伸びてきたが、現在は、都市が農山村の不足をカバーする部面が極めて大きい。若い人達の中にも農村に住みたいと願うものは多いが、それはきれいな空気、美しい自然、豊かな人情とともに都市なみに整備された生活環境と都市的サービスが身近にあることが必須条件である。多くの若者が地域社会に定着できるよう地場産業の育成や工業の立地をすすめることにあわせ、立ち遅れている地方都市を個性と総合的な活力をもった街とする必要である。なぜなら、周辺農山村の人々に魅力をもたれないような都市なら、その地域の発展は今後とも期待出来ないし、過疎地域の人々にとっても幸福な空間条件は将来とも得られなくなるからである。

## 3. 道路整備の促進

過疎地域における道路～主として市町村道の整備は、過疎対策の一つの成果と考えられるが、これも主要集落と中心地を結ぶ主要幹線道路の整備がようやく終った段階であり、眞の過疎地域の道路整備はこれからである。一方市町

村間をつなぐ国、県道についても主要区間は相当整備が進んできているが、過疎地域を「気軽に地方都市へ行けるような便利な地域」とするためには、単に既設の道路を改良舗装するのみならず、対策目標に関する戦略的な工夫が必要である。身近な地域へ企業を誘致するのも一つの方法ではあるが、あらゆる面で条件の整備された都市部の工場を「通える工場」とすることが、より効果的である場合が多い。また農林産物の市場競争力を左右するのも、企業立地を決定づけるのも主要地域との時間距離の差であることを考えるとき、過疎地域と地方中心地域とを出来るだけ大きい道路で、出来るだけ短時間で結ぶことが相互間の一体性の確保につながり、過疎解消の上で極めて重要なことである。

#### 4. 老令化社会への対応

過疎地帯の悩みは、老人の比率が高いことである。核家族化が農山村地域にも進行し、これにともない老人世帯が急速に増加してきている。これから迎える老令化社会は、老年人口増加のテンポが速く、しかも老人だけで暮らすことが多くなってくる。このため、所得保障や老人の生きがい対策等社会福祉のための対応策を早急に確立しておかねばならないが、これと併せてより問題と思われる的是、若者が都会に出たため取り残されてしまった家庭、即ち後継者のいない老人世帯が過疎地域に数多くみられることである。これは近い将来第二の人口過疎を引き起すことにもつながり、このまま推移すれば再び今以上の過疎問題をかかえることになろう。

#### 5. 部落自治の振興（新しい農村コミュニティの建設）

地方自治の原点が市町村とすれば、住民自治の原点は、部落自治にある。部落は、かつて生産と生活の総ての場であった。それが兼業化の進行により、混住社会の出現、举家離村による世帯数の減少、老人世帯の増加、更には生活

様式の多様化などにより、部落は内部から崩壊されようとしている。これら地域共同体としての部落の崩壊は、一面、長い歴史を通じて、地域住民を伝統的に支配してきたものからの解放を意味し、埋没されていた人間性の回復を意味するものとして評価される面もあるが、個人や家族によつては十分解決出来ず、地域共同体としての部落が果すべき役割も依然多く、部落は地域住民の自主的な組織と運営において維持さるべきものと考える。

とくに近時、農山村の周辺地域集落では、部落共同体としての連帯感が失なわれ、集落の秩序は乱れ、自治機能も弱まってきており、これが地域社会の発展にとって大きな粗害要因となり、過疎化に一層拍車をかけている。

このため、このような①集落を再編統合することによる新しい部落（新自治会）づくり、②集落内に新しい農業生産関係を確立することによる集落の内部からの再生を目指す方式など、部落自治組織の再建による新しい農村コミュニティの形成が各地で進められているが、この試みが今後、他の施策とあいまって過疎脱却のけん引的役割を果すことが期待される。

以上、過疎対策上の若干の問題と考察を試みたが、きびしい自然条件と立ち遅れた経済、社会条件のもとにおかれ過疎地域は、医療対策、交通の確保、さらには財政対策などまだまだ多くの問題をかかえている。しかし、反面過疎地域に対する住民の意識の変化、中国従貫道等高速道路の整備など本県の過疎地域をめぐる環境も日増しに好転してきており、今後共、地域の特性に立脚した産業の振興、多様化、高度化する住民生活に対応した生活環境の整備などにより、活力に満ちた地域社会の建設をすすめる必要があり、そのための新しいアイデアと実践力が今程求められているときはない。

## 石見町の振興方向

日高 昭登\*

“Iwami-cho’s Direction of Promotion”

Akito HIDAKA\*

### 目 次

- I 町の概要
- II 町づくりの基本方針

### Contents

- I Outlines of the state of Iwami-cho
- II Basic policy for the development of town

### Abstract

Iwami-cho has large forest and its rate to whole area amounts to 86%. And population has been decreasing since 30th of Showa.

The basic policy for the development of this town was to promote agriculture. But, external affairs had changed through rapid economic growth, so we were compelled to change the basic policy in 45th of Showa.

New basic policy has three practical objects—union of agriculture and industry, resident welfare, tourism.

In order to reach the goal, we have some concrete plans. Those are—

- (1) Invitation of factories
- (2) Improvement of agricultural foundation and modernization of agricultural management
- (3) Expansion of welfare facilities
- (4) Unification and reorganization of hamlets
- (5) Promotion of tourist resorts

---

\* 島根県石見町民相談室 \* Iwami-cho's office, Shimane Prefecture

## 石見町の振興方向

日高昭登

### I 町の概要

石見町は、邑智郡の西南部に属し、県都松江市まで120km、広城市町村圏拠点都市浜田市まで50km、瀬戸内拠点都市広島市まで70kmのところに位置する。

国道261号線が町の東部を通過し、これと交差する主要地方道浜田作木線が、町の中心部を東西に縦走している。

町の総面積135.8km<sup>2</sup>のうち、86%は山林であり江川の支流濁川の上流にひらけた於保知盆地の耕地740haと八戸川の支流、日和川の源となる日和盆地の170ha及び日貫

川の流域に点在する170haの耕地が古来住民の生活をさえてきた。

昭和30年4月住民の生活環境が類似する矢上、中野、井原、日貫、日和の5町村が合併し、農業振興を立町の柱として町勢の進展に努力を続けた。しかし、国の大規模農業政策になじまない辺地においては、高度経済成長政策のあおりを受けて農業の方向が定まらず、折から昭和38年の豪雪災害によって農家が浮き足立ち急激な人口のなだれ現象を生むに至った。

### イ 土地利用状況

(単位 ha)

総土地面積	農用地					林野			その他			
	計	田	畠	樹園地	草地	計	森	原	計	宅地	道河湖川路敷沼	公共の用地他
135.87	11.79	8.97	1.84	0.22	0.76	117.35	116.17	1.18	6.73	0.89	2.61	3.23
(構成比 100%)	8.8	6.6	1.4	0.2	0.6	86.3	85.1	1.2	4.9	0.7	1.9	2.3

### ロ 人口の推移(昭和30年対比)

区分	昭和30年		昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	
総数	11,066人	10,468人	94.6%	8,948人	80.9%	7,647人	69.1%	7,348人	66.4%	
(A) 0才~14才	3,839	3,405	88.7	2,316	60.3	1,605	41.8	1,424	37.1	
(B) 15才~64才	6,250	6,013	99.8	5,478	87.6	4,816	77.1	4,670	74.7	
(C) 65才以上	977	1,050	107.5	1,154	118.1	1,226	125.5	1,254	128.3	

### Ⅱ 町づくりの基本方針

昭和30年に合併した当初は、農業振興を基本の柱とし住民生活に密着した文化施設の充実により、社会福祉の実現を目指してきたが、国の高度経済成長政策により農林業

偏重の政策をもっては対処し難い情勢となったので、昭和45年「農工一体」「住民福祉」「観光」の三点に焦点をあわせ、住民一体となって豊かな町づくりを目標に努力を重ねてきた。

#### イ、農工併進の町

町の基幹産業は農業であるが、平均 68 アールに過ぎない零細規模に依存して生活を維持することは極めて困難であり、昭和 38 年以来出稼ぎ者が急増してあらゆる

弊害が想定されるに至ったので、工場を誘致して出稼ぎをくい止める一方、農業基盤の整備と経営の近代化を進め専業農家の規模拡大と安定した兼業農家の育成につとめてきた。

#### 圃場整備事業

区分 事業名	計画			実績		翌年度以降	
	事業量	事業費	期間	事業量	事業費	事業量	事業費
県営圃場	364 ha	1,961 百万	47 ~ 55	259 ha	1,429 百万	105 ha	532 百万
団体営圃場	115.5	531	46 ~ 55	53.5	221	62	310
第1次農構	27.1	84	43 ~ 46	27.1	84	—	—
第2次農構	59.5	187	45 ~ 48	59.5	187	—	—
総合モデル	22.2	134	49 ~ 53	10.8	81	11.4	53
県単山振	14.5	54	45 ~ 55	8.5	24	6.0	30
振興山振	13.1	97	51 ~ 53	13.1	86	—	11
自然休養村	20.0	100	52 ~ 55	6.5	29	13.5	71
融単圃場	80.0	206	43 ~ 55	63.0	117	17.0	89
その他	20.0	59	46 ~ 55	10.0	19	10.0	40
計	735.9	3,413		511	2,277	224.9	1,136

#### ロ、工場の誘致

昭和 38 年以来工場の誘致に努力してきたが当初は農村の低賃金に着目した企業が多く、主婦の働き場となり得ても本格的な農家の労働収入には程遠かった。

しかし、昭和 46 年立地した三葉工業株式会社石見工場は、男子工員を対象に都市なみの賃金を標準として操業を開始し、出稼ぎ者をくい止めて農工併進を実現する端緒となった。

#### 工場の現況

事業所名	誘致年月	従業員数		摘要	要
		男	女		
三葉工業株式会社	S 46. 6	298 人	117 人	マツダ自動車部品、イセキ田植機、ボイラ製作	
大洋化成株式会社	S 38. 12	13	77	テレビ部品、プラスチック製型	
赤繁被服株式会社	S 45. 4	3	30	作業服ズボン	
スリーペック株式会社	S 48. 5	11	65	紳士服ズボン	
渡文石見工場	S 51. 3	3	18	織物	

#### ハ、住民福祉の増進

経済の急成長によって住民の要求も高度化、多様化の

一途をたどり、限られた財政力でこれに対応しなければならない行政の実は遅々として上らないが本町住民福祉

施設の状況は概ね次のとおりである。

中でも社会福祉のための施策と集落整備の対策は、本町の特色とするところである。

石見町は、昭和45年「社会福祉の町」を宣し既設福

祉施設を総合的に活用するとともに、更に進んで特別養護老人ホームの設置、くるみ学園（精薄児施設）の重度棟の完成をみている。

#### 施設整備水準等の現況

種 別	設置主体	箇所数	摘要	建設年度
高 等 学 校	県	1	普通科2、農業科1、家政科1、生徒数525人	
中 学 校	町	1	統合中学校10学級 334人	40～42
小 学 校	町	4	児童数518人（4学校中複式学校2）	31～48
保 育 所	町	4	定 員300人	34～48
乳 児 保 育 所	町	1	定 員30人	41
母 子 セン タ ー	町	1	9 床	33
中 央 公 民 館	町	1	1,390m <sup>2</sup> 769件 利用人員23,070人	45
地 区 公 民 館	町	4	1,480m <sup>2</sup> 526件 利用人員21,520人	
自 治 会 館	町	9	1,680m <sup>2</sup>	48～52
総 合 運 動 場	町	1	30,000m <sup>2</sup>	48
勤 劳 体 育 館	雇用促進事業団	1	700m <sup>2</sup>	49
養 護 学 校	町	1	小学部 8学級 中学部 6学級 70人	29～46
精 薄 児 施 設	町	1	定 員80名	42～46
精 薄 者 施 設	県	1	定 員100名	45
老 人 ホ 一 ム	町	1	定 員130名	32～48
老 人 セン タ ー	社 協	1	定 員100名 2棟	46～49
勤 劳 会 館	町	1	273m <sup>2</sup>	49
中 野 診 療 所	県	1	18床（高原療養所縮少）	26
国 保 直 営 診 療 所	町	2	8床	29～50
職 業 訓 練 校	県	1	大工、左官、熔接、園芸、被服科	
墓 地 公 園	町		集落移転事業施設 23,000m <sup>2</sup>	48
NHK B S S UHF 中継局			5局	
町 営 住 宅	町		161戸	29～49
県 営 住 宅	県		34戸	47～48
学 校 プ ー ル	町	5	年間 4,551人 25M×25コース	41～45
学 校 寄 宿 舎	町 県	2	271人	42
学 校 給 食 セン タ ー	町	1	1日給食数 1,139食	42

種 別	設置主体	箇所数	概 要	建設年度
火 葬 場	町	1	1棟 年間 120体処理	37
し 尿 処 理 施 設	一部事務組合	1	加入世帯 627戸 加入率 37%	39
ごみ処理施設	〃	1	加入世帯 627戸 加入率 31%	46
簡 易 水 道	町		給水人口 $\left\{ \begin{array}{l} 3,285人 \\ 1,018戸 \\ \text{加入率 } 50.2\% \end{array} \right.$	36 ~
飲料水供給施設	町			

## 二、集落の整備

昭和45年集落再編成整備事業計画を樹立し、82集落を概ね100戸程度として22の集落に統合再編し、統合後の集落を自治会と名付けて住民のニーズを導き出し行政効果を上げると同時に自治会員の相互協調、隣保共扶の精神をよみがえらせようとしている。

なお、これらの集落に吸収することが困難とみられる飛び地については集落移転計画を進め、昭和48年度に一連の事業完成をみた。

また、統合した自治会には自治会館(200m<sup>2</sup>)農村公園(2,800m<sup>2</sup>)を建設し自治会の核として機能している。

### ホ、観光の開発

恵まれた景観を損うことなく開発して、住民の憩いの場とし、或いは地域外勤労者のレクリエーションに供することは景勝地断魚渓、千丈渓をもつ石見町は出来得る

限りの努力をおしまない。

しかしながら、徒に自然を俗化することもゆるされない。又、ゴミ公害を招いて住民に見返りのない観光はその目的とするところでない。

石見町においては、広島県千代田町に予定される中国縦貫道、横断自動車道のインターチェンジの設置と、それに伴う芸北地帯の工業化を想定し、その後背地のあるべき姿を整え、健全な観光の開発を目指している。

特に勤労者いこいの村建設事業は、石見町と瑞穂町の境界にある集落移転跡地を中心に、自然休養村整備事業、林業構造改善事業などを有機的に組み合せて、島根、広島の勤労者のいこいの場とする計画であり、昭和54年1月オープンをめざして120人収容の宿泊施設、スキーホール、運動広場、遊園地、観光農園など一連の健全なレクリエーションエリアが着々として建設されつつある。

## 農山村開発のパラダイム

安 達 生 恒\*

本報告は下記メモをもとに

1. むらは「住み続ける者の論理」で論すべきで「さすらい者の論理」の出る幕ではない。
2. 土地利用の社会化を
3. 複合経営の展開
4. 使用価値の重視
5. むらの再編による活力化

などのテーマについてご熱弁いただいた。お話は先生が朝日ジャーナル昭和53年1月27日号から3月3日号まで6回にわたって連載されたご労作「変わるむらのカルテ」の要約である。限られた時間でのお話の要約より詳細は前記連載によっていただいた方がよいと思われる所以ここでは講演要旨のメモのみを再掲した。（編集委員会）

---

\* 島根大学農学部

# 農山村開発のパラダイム

安達生恒\*

1. 「農山村社会に対する経済効率主義」の貫徹が「過疎」を生み出し、これを踏台にして日本経済社会の一層の「効率化」が促進されてきた。60年代から70年代前半の全体状況を、私はそう考える。
2. パラダイムの表示

とテクノロジーでは、いくら細部を修正しても、農山村の安定的発展は望めないだろう。

従って、農山村開発の今日的課題は、従来のパラダイム（「経済効率主義」を主軸とした「近代化」のパラダイム）の転換から始めなければならぬと思う。私見を発表して、ご批判を望みたい。

現況=問題点	→ 課題 ←	価値観	参考事例
1. 施策の拠点集中 周辺部で「激疎」	定住圏、ことに居住区 定住区の形成	(住みつづける) (ホモモーベンス)	岩手・慄来町
2. 土地利用の荒廃	土地利用の社会化	土地は「ところ」のもの (×私的所有の放任)	宮崎・五ヶ瀬町
3. 農林業の崩壊	複合経営システム(個人、地域、農と林の)	農林業が基礎 営みとしての「農」と「林」 (×基本法農政)	島根・広瀬・横田町
4. 生活破壊	生活の安定 老人福祉	使用価値の重視 (×農村の都市化)	熊本・矢部町 沖縄・名護市
5. ムラの空洞化	ムラの再編、活性化	連帶、住民自治 (×混住社会論)	島根・石見町

## 3. パラダイムの柱

- 1) 地域主義
- 2) 非市場経済領域への目配り
- 3) リサイクリング(人、物、人と物の)の重視
- 4) 協同と住民自治

## 4. むすび

優良事例を「特殊」として例外化せず、一般状況の中に「埋め込む——プランニ——」で考える思考の柔軟性を。

## 過疎地域における農山村の開発について —栽培学の立場より—

栗 原 浩\*

Planning on the Rural Development in Hillside Villages of Depopulated Areas  
from a Viewpoint of Crop Cultivation

Hiroshi KURIHARA\*

### 目 次

- I 栽培技術の基本的特徴
- II 栽培技術と自然科学的合則性
- III 栽培技術の種類とその作物生産に及ぼす効果
- IV 山村における農業開発の考え方

### Contents

- I Fundamental Features in Cultural Techniques
- II Cultural Techniques and their Natural Scientific Bases
- III Kinds of Cultural Techniques and Their Effects on Crop Production
- IV Principle on the Agricultural Development in Hillside Villages

### Abstract

The purpose of this paper is to make clear the principles of planning on rural development in hillside villages of depopulated areas with special reference to crop production.

There are natural scientific bases in every cultural technique as for plant growth with relation to natural environments, even though a technique should be old and new. Accordingly, the effects of cultural technique on crop growth in quantity and quality can be relatively evaluated by comparing their intensity and duration influenced. Thus, following order may be realized in general on agricultural techniques.

Techniques for natural environmental factors > techniques for a crop cultivation . . . . . (1)

If grouping techniques according to their objects concerned, (1) can be modified as follows.

Climatic factors > edaphic factors > selection of crop kinds > selection of cultivar > sowing (planting) date > fertilizing > cropping pattern > miscellaneous managements . . . . . (2)

Consequently, learning to the features of natural environments on the locality in relation to cultural adaptability for crop growth is primarily an important matter and exact selection of suitable crops is a fundamental task for planning on agricultural development.

Since cultural methods changes with kinds of crops, it is demonstrated that such crops as being able to maintain ecologically an arable land favorable due to their genetic characters and cultural habits should be selected preferentially in hillside villages of depopulated areas like Iwami.

\* 鳥取大学農学部

## 緒 言

一口に農山村の開発といっても、その範囲は広く、農林業の生産・流通のみならず、農村の衣、食、住に関連する問題まで包摶される。本報告は農業生産を中心に開発を考えるなかで、作物の生産技術を栽培学の立場から論じようとする。その場合、首題にみられる過疎地域の農山村を前提に、さらに島根県石見町を一つの背景におくことにしたい。

栽培とは「耕地に作物を育て収穫をあげるすべての手段」をいう。手段とは農業技術と同義で、技術とは（人の）労働能率を少しでも高める仕事の進め方であり、行為の形である。ここですべての範囲が問題である。たとえばある作物に限定してみても、耕耘・播種に始まり収穫・調製にいたる間に実施される個々の栽培技術ばかりではなく、その前作及び後作を含めた複数作物を対象とする技術、例えば作付順序、その作付様式、作業体系やさらに気象災害、風水蝕、雑草、病害虫、鳥獣などいろいろな減耗要因防止技術まで含まれる。

このように農業（栽培）技術は広汎で多面に及ぶから、農山村の開発がどのような形をとったとしても農業技術とは無関係たり得ない。したがって抽象論ではすまされず、必ず具体的でなければならない。

## I 栽培技術の基本的特徴

技術は「科学から理論を引き出し、経験から問題を引き出す」とか「科学と経験を両脚とした橋」といわれる。農業技術も例外でなく、行為の型である実技となるまでに表1にみられる種々の要因が相互に関連して決定される。

もっとも農業技術の多くのものは、長年にわたる農作業の繰返しによって、主体（栽培者）と客体（作物、立地環境）との相互に都合のよい接点を求めた結果であるから、当事者は必ずしも意識しない場合でも、自然科学的合則性を持っている。慣行栽培法はまさにこれに該当し、徒らに旧式であると軽視することは間違いでいる。とくに慣行農法は、その成立から生態学的な合則性をもつ技術が多く、その科学性の解明と積極的な利用が望まれる。

要するに、労働手段、経営判断はそれぞれ農機具の進歩、経営条件によってかわるが、環境（立地）と作物の生育との間には必ず自然科学的な合則性があることを忘れてはならない。本報告はとくに農業技術（狭義には栽培技術）の自然科学的合則性を中心論考することにしたい。

注）農業技術は農業生産に関係する技術を指し、栽培技術は作物生産に関係するものをいい、前者よりやや狭義に解した。

表1 栽培技術の決定に関与する要因

自然科学的合則性	労働手段	経営判断
作物と立地環境（生産基盤）との間の客観的な合則性にもとづいて、これを意識的に適用する	経済的な技術概念の立場から仕事の進め方を想定	経営の立場から前二者を総合的に判断して具体的な仕事の進め方を決定

に限定してみる必要がある。

自然環境は栽培学的には巨視的環境と微視的環境に分けられる。巨視的環境は植生（作物が生育している場）によって殆んど影響されることのない環境要素複合であり、微視的環境は植生によってかなり影響をうける環境要素複合である。<sup>1)</sup>

巨視的環境要素としては太陽及び大気からの日射、雲、降水、風、気温、空気湿度などがあるが、de Vreiesは例えば地上1000m以上、また、土壤構造、土壤温度などには地下10m以下を考え、要するに植生の及ぼす範囲の要素

## II 栽培技術と自然科学的合則性

作物は時間の経過とともに形態的（量的）にも生理的（質的）にも立地環境に反応しながら生育し収量（人間の目的物）を成立させる。すなわち、生育の経過に対応して、光、温度、炭酸ガス、養分、水分の要求も変化する。これら作物の生長を規制する諸要素は、必ず立地環境（生産基盤）から供給される。

立地環境は自然並びに社会環境の二面をもち、切離すことはできない。しかし作物生産を問題とする場合には前者

と規定し、これに対して微視的環境要素は、このほかに含まれるすべての要素と規定している。

栽培技術から考えると巨視的環境要素は、作物にできるかぎり利用させることであり、これを制御することはできない。微視的環境要素は当然利用すべきであるが、更に進んで作物が生育で望んでいる環境要素を整えてやることができる。狭義の栽培技術はまさに微視的自然環境を人工的に作物生産に適するように改良することであるから、ありのままの自然環境とは異なってくる。とはいえた巨視的環境に内包され、その影響からは逃れられない。

したがって農業技術は必ず巨視的あるいは微視的環境の変化と作物の生育との調和について自然科学的合則性があり、これを欠いては農業技術たり得ない。

### III 栽培技術の種類とその作物生産に及ぼす効果

栽培技術をこのように認識すると、その効果は作物の量的及び質的な生育に及ぼす影響の強さと持続性（時間）から考えて相対的な序列を想定することができる。

まず粗い尺度で技術（以下栽培技術を省略して単に技術という）を二大別し、立地環境にかかる技術と個々の作物にかかる技術との影響力を比較してみると、

立地環境にかかる技術>個々の作物にかかる技術

………(1)

立地環境にかかる技術とは、生産の基盤となる気象・土地条件つまりさきにのべた巨視的並びに微視的環境にかかる技術であって、不特定多数の作物が対象となる。

例えば土壤環境を改善する技術である基盤整備、自然環境を活用する技術である作物の選択などはこれである。

作付順序は、年次を重ねると作付方式とか輪作とかいわれるが、複数の作物を対象とし、作物を通して土壤環境をかえ、耕地生態系を健全に維持しようとする技術である。戦後入植を希望する開拓者が、林相の良否、地形を読んで入植したのは、巨視的及び微視的環境の活用が極めて作物生産を規制することを知っていたからである。

いざれにせよ、数種の作物が全生育期間にわたり量的並びに質的生育を規制して収量成立に影響する立地環境にかかる技術は、最も効力の大きなものである。

これに対して、個々の作物にかかる技術とは、いわゆるある作物に対する栽培技術であるから、その効果は当該作物を対象としていると理解すれば、上にのべた技術より

は相対的に影響力が小さいとする(1)式は認めることができよう。

次に(1)式を技術が対象とする要素で類別してみると、次のようになる。

気象要因>立地土壤要因>作物の種類の選択>品種の選択>播種（栽植）期>施肥>栽植様式>その他の管理

…………(2)

上式の最初の3つが(1)式の左辺、すなわち立地環境にかかる技術であり、残りが右辺の個々の作物にかかるものである。

立地環境にかかる技術間の影響力の序列は、地球の生成、緑色植物の発生、種の適応放散や分化、作物の原産地からの伝播・分布、作物栽培試験の結果などから帰納した。したがって、気象要素>立地土壤要素の関係は気象要素を巨視的環境として活用したり、微視的環境を改善する技術が土壤を対象とした技術より効果が優れているということになる。ただ、この条件が成立するのは、自然環境の地域性が著しく異なる地方を広くとらえた場合であって、例えば石見町という局限された地域では、両者が密接に関連し序列はつけ難いのが一般である。また気象条件が近似する町内の地区間では、当然立地土壤環境要因にかかる技術が気象要因のものより大となる。

このように立地環境（自然環境）の作物に及ぼす影響は強大であるから、その活用あるいは改良には最大にして細心の注意を払う必要があり、巨視的環境の恩恵を最大限生かし、微視的環境の改良は第2とし、作物の生育圏としての作土条件のみでなく、耕地化した後の土壤生態系の保全にも関心を向けなければならない。そのためにも防風林、土壤水の制限、合理的な作付順序などの立地環境に関連し不特定多数の作物を対象とする技術を見直す必要があろう。

作物の選択はこれに次いで大切な効果の大きな技術である。一般には基幹作物として、数種を考えるのであるが、立地環境を作物の特性を通して活用する典型的な技術だからである。作物の選択と農業開発との関係については、後述するので、ここでは大事な技術であること特記しておく。

次に作物の種類が決定された後は、個々の作物の栽培技術によって生産をあげることになり、その効果の序列を品種の選択以下に示した。

品種の選択は、当該作物の生育を量的にも質的にも全生育期間にわたって規制するので最も重要な技術である。品

種が決定した後では播種期がこれに次いで重要な技術となる。その理由は播種期は実は気象環境の活用技術と解されるからである。施肥に關係する技術は立地土壤要因のうちの微視的環境を作物の生育特性に好適ならしめる手段であり、また栽植様式は一定面積における個体の配列をきめる手段である。以上のべた播種期>施肥>栽植様式の順序は、立地環境にかかわる技術の順序である気象要因>立地土壤要因>作物の選択と全く相似する。したがって、この序列は成立すると解される。なお最後のその他の管理技術とは、追肥、除草、病害虫防除、かん水など生育のある時期に必要な技術を一括したもので、この中の序列は考えていい。しかし今迄述べてきた技術に比べて効果の影響力は小さいと考えて差つかえない。

現実の圃場においては、個々の作物に対する技術は組み合わされており、相加的又は相乘的な効果があるが、上述の原則的な関係を認識しておくことは極めて大切である。とくに農山村における農業開発計画を考える場合、農業技術の影響力、すなわち効果の序列を基本的に認識することが必要である。

#### Ⅳ 山村における農業開発の考え方

過疎地域の農山村は、社会経済的条件に恵まれず、自然

環境からは、標高は比較的高く、平坦地に乏しく山林に恵まれているが、気象変動が大きく、霜害、凍害あるいは降雪のおそれも多いであろう。すなわち、社会経済的にも自然環境にもかなりの限界を受けることは否めない事実である。

「土を耕さ穀を植うるを農と曰う」（前漢書）とあるように、農業開発には土地すなわち立地環境と穀（作物）と植う（栽培）とが必ず関係する。作物なくして農業はなく、それに付随する農業技術もない。したがって、作物の選択は農業開発の大半を決定して了う重要事項である。

##### 作物選択の技術

作物選択は自然環境をできるだけ有効に利用する技術を考えると、表1の農業（栽培）技術を決定する場合と同じ経過をとる。しかしこの表のように表現をかえたほうが理解が容易である。

自然科学的合則性は、作物の立地適応性である。ただし、立地環境はさきにものべた通り、微視的環境の改良である基盤整備、かん排水施設、ガラス温室などを含めて考えるのが今日では妥当であろう。

労働生産性とは、当該地帯で作物に対する機械化栽培は勿論のこと流通過程にのせるまでの施設整備をふくめての投資とその労働効率などの検討である。

表2. 作物選択に関与する要因

自然科学的合則性	労働生産性	経営的性格
作物の生育の特性と当該地域の立地環境（生産基盤）の経時的変化とが適するかを自然科学的に判断する。	経済的な技術概念の立場から作物の機械化対応を想定する。	経営の立場から前二者を総合的に検討して、最終的に判断する。

経営的性格とは、作物の立地適応性と省力機械化適応性とを収益性と耕地保全などの経営的立場から検討することで、結局最終的に選択の諾否を決定する。

これを要するに作物選択は経済的ではなく、綿密な検討が加えられなければならない開発計画上の閑門であり、重要な農業技術の一つである。

##### 作物選択の原則

農業生産においてはエネルギーは基本的に太陽で、光は作物の光合性を促進し、糖、デンプン、蛋白などの光合成を行

行い人類の生命を維持している。作物生産が自然環境、なかんずく巨視的環境条件に依存していることは、今更の言ふまでもないが、いっぽうでは、温室、ビニールマルチ、基盤整備などの技術によって微視的環境をかけて、作物選択の自由度を増している。

そこで作物選択を農業開発計画の中で立てる場合、立地環境に適応する作物を対象とするか、立地環境を人為的に改善して予め計画した作物を対象とするかの二法がある。現実には両方の組合せでもよいが作物選択の原則として、作

物の栽培学的特性および開発が予定される耕地又は新造成地の自然環境に考慮を払い、作物自体の特性について比較検討することである。

最近は農業技術の進歩によって、環境調節可能領域が拡大し、微視的環境要因の改善の範囲から巨視的環境の一部たとえば人工日照を作出するに至った。人工環境調節施設はその先端を行くものである。しかし、莫大な石油資源を消費し、また生物生産を工業生産におきかえられるとするあやまつ思考を抱かせる危険をはらんでいる。

耕地に作物を作ること（作付）は、付隨して作物自体が量的にも質的にも生長して目的物を生産する。すなわち光、温度、熱などに対する要求程度はステージによって変化する。地上部の草姿の動きは作物によって異なり、光の透過も差異を生ずるので、雑草発生の難易のみでなく土壤侵蝕の多少を生ぜしめる。また収穫期には地上部茎葉の一部（例えば刈株、枯葉）及び根は遺体となって鋤込まれる。作物の根は土壤の理学性にまで影響する。つまり作付によって、耕地土壤は、その化学性、理学性及び生物的性質がかわるのである。このように作付には必ず土壤の微視的環境の履歴をかえる。しかも年次による集積いかんが耕地生態系に有利となったり不利に働くのである。

次に農山村における農業開発を想定するとき、耕地としては既耕地（おおむね平坦）及び新造成地（おおむね傾斜地）が対象となろう。既耕地は農耕の長い歴史のなかで風土と調和して造成され、その大部分は水田となっている。ここでは水田すなわち水稻を対象にして基盤整備が行なわれ、区割整理、かん排水施設が整えられている。したがって、水稻を対象とする限り、これ以上の開発は必要としないであろう。

新造成地を開く場合には、平坦部から次第に標高の高い傾斜地に移らざるを得ず、ときには山林との共存を対象にしなければならない。山村では比較的平坦な水田の基盤整備にも造成費は平坦部のものに比しかなり上廻るのであるから、新造成地の基盤整備は同一に考えられまい。両地を気象条件から考えてみてもことなり、水田は災害防止的であり新造成地は災害に対し曝露的となる。

近年耕地の高度利用を考える上に、土地利用型作物と施設型作物の表現が用いられ、作物の栽培的特性をかなり推定できる。

そこで開発が予定される耕地の性質と栽培技術、作物の特徴を関連させてみると表3のように集約できよう。

表3 耕地の立地環境、適応作物の特徴及びその栽培技術的特性

耕地（地形）		既耕地（平坦部） ← → 新造成地（山麓傾斜地）	
耕地の立地環境		災害防止的回避的 耕地生態系安定的	災害曝露的 耕地生態系遷移的
適 応 作 物		施設型指向 労働集約型	土地利用型指向 労働粗放型 耕地環境保全型
栽培技術的特性		環境工学的 自然環境排除 作物にかかる技術指向 資源・エネルギー消費型	自然生態学的 自然環境依存 立地環境にかかる技術指向 資源・エネルギー節約型

上表にみるように、開発される耕地の地形や立地環境（気象・土壤条件）が異なれば、対応する作物は当然異なるべきことを示したが、その主眼は自然環境が耕地生態系の遷移にかかる力によって、新造成地での作物選択はどう

しても環境保全的であり、しかも省力的としなければならない。それには栽培に自然生態学的技術が駆使できる作物が望まれるのである。

じねんじょう  
自然生態学技術が優先する実例はコンニャクの自然生栽

培<sup>\*</sup>にみられる。その特徴は、コンニャクの生育特性と立地環境が合った適地にのみ分布すること、山林に続く傾斜畑（約30°）の崩積土であるが、土壤侵蝕防止対策を講じている。それは有機物（山野草、堆肥）のマルチであるが、有機物はコンニャクの養分供給パターンにも、地力再生産のメカニズム上からも合理的である。管理作業は極めて省力的であるが、病害少なく100～150年の連作が行われている。

自然生態学的技術とは自然農法に戻ることではなく、あくまで自然生態学を生かした技術であって、耕地の環境がもっているエネルギー、養水分に作物を同調させることが目標となる。今まで一般的な環境工学的技術とは視点を異にし、旧くて新しいそして又農業の立場から正しい技術なのである。

表に示した二類型は集約作物と粗放作物の両極をあげたものであり、実際には、中間型、偏集約型、偏粗放型の作物が存在する。したがって、作物の選択は種々な組合せが想定できる。しかも選択された作物は作付順序を構成し、耕地生態系の保全又は破壊の役割をになうことになる。

#### 開発の方向

わが国はモンスーン地帯に属し、高温多湿な条件は、耕地雑草の繁茂はもとより、森林が安定した植物社会であることは生態学的にも明らかである。

島根県岩見町の山林は広葉樹が多く往年木炭の生産地であったと聞いているが、このような山村の農業開発では耕地造成はどうしても山麓傾斜地を対象とせざるを得なくなるであろう。このような緩傾斜地帯には、畜産（したがって耕地は牧草、飼料作物）、果樹、特用作物（例えばコウゾ、ミツマタ）などが対象となろう。しかし果樹や特用作物は地域性が強く、選択には慎重な見通しを自然環境のみでなく社会経済環境にもつことが必要である。畜産につい

\* 年生の異なる個体が混在して群落をなし、秋末年生の進んだ個体の球茎を収穫、残りはすべてそのまま畑に放置越年させ、これを年々繰返す栽培法である。これに対し、現在大部分は年生別に植えつけ、年生の進んだ個体群は収穫・販売に供し、残りは年生別に加温貯蔵室で越年させ、次年度同様植えつけるのを植玉栽培という。

なお、自然薯は山野に自生するナガイモ（*Dioscorea spp.*）の一種で、コンニャク（*Amorphophallus konjac*）とは異なる。

ては、肉用牛で、繁殖・肥育とも考えられるが、井上氏<sup>2)</sup>の年来の主張である混牧林が成立する可能性がないであろうか。彼は、わが国では森林を破壊し草原（地）を造成してもその寿命は短かくやがて低木地となり森林へ移行するので、草原期に家畜の放牧や草刈り、野焼きなどの人手が加わると低木期への移行は少ないことを生態学的に明らかにした。自然生態学的技術を使用する混牧林による畜産と林業は環境（草地又は林地）の生態系を健全に維持できるであろう。

共有採草地を人工草地に改良し、採草又は放牧に供する技術的可能性はある。傾斜地は牧草によって土壤侵蝕が防止され、放牧によって有機質の循環が行われる。勿論、草地管理やサイレージ調製には大型農用機械、貯蔵粗飼料に関連する施設の整備は近代化が前提となる。これを要するに立地環境を生態学的技術で活用するのに、林地又は草地を主体とする畜産は一つの方向であることを示唆した。

丘陵を稜線と平行に、傾斜地の標高を数区分し、それぞれの傾斜帯に適する花木を植え成功している町村もあるが、これなどは地形・土壤環境の変化に花木の種類で対応している自然生態学的技術を適用した好例といえよう。

いっぽう、立地環境を人為的に改造して、有望な作物を積極的に導入する考え方もある。しかし首題の「過疎地域の農山村」という前提に従うかぎり、消極的とならざるを得ない。とくに傾斜地を対象とする場合、土壤環境の破壊や過剰な設備投資を招くおそれがあるからである。それより既存の水田を、水稻のみでなく畑作（野菜を含む）物にも転換できる耕地基盤整備を計画した方が得策でなかろうか。このような整備が許される土地条件は限定されるであろうが。

以上を要約すると、過疎と山間地という限定条件がある以上、新しく造成できる耕地は山林に隣接する傾斜地か共有地しか考えられない。かかる土地は自然生態系からみて、均衡が破られ易く、土地利用型の作物が主体となり、自然生態学的技術が優先すべきである。

自然生態学的技術は自然環境を巧みに利用する技術である。例えば傾斜地の傾斜方位や角度によって夏期の日照時間、日射量がかわるように、自然環境が異なり、適作物も異なってくる。災害（気象又は土壤）の生ずるおそれある場合には防風林や耕地のテラス化などを計画する必要があろう。

既耕地では集約的な作物が導入されてもよいが施設型作物を除いては、耕地生態系の健全な維持には、自然生態学的理論に基づいた技術が必要で、それは作付順序（田畠輪換、輪作）、有機物施用などで対応すべきである。

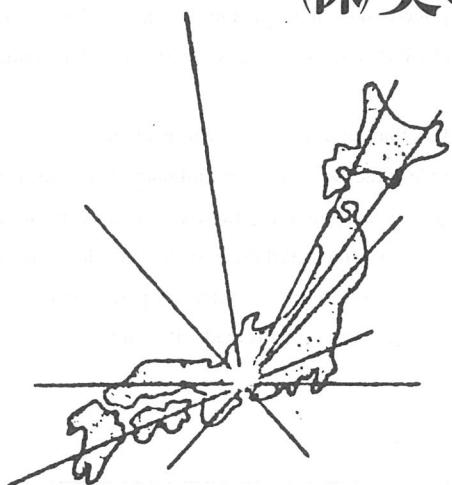
自然生態系の循環システムは、新造成地であろうが既耕地であろうが異なる形で円滑に助長する努力が必要で、徒らな個別技術の導入によって農産物汚染や自然環境の破壊を招かぬようにしたい。

#### 引用文献

1. D. A. de VRIES 1963. The Physics of Plant Environments. In Environmental Control of Plant Growth (Ed.) L. T. Evans, Academic Press, New York, 6~7.
2. 井上楊一郎 1978 林野活用からみた山村畜産の方向 農業と経済 44(2):33

## 明日の農村計画をデザインする

### (株)葵エンジニアリング



取締役社長 大辻 小太郎

取締役副社長 根岸 俊男

〒460 名古屋市中区松原2-2-33

ファンシーツダビル 5F

TEL (052) 331-1871

## 過疎地域における林業問題と地域開発

北川 泉\*

“Forestry Matters and Regional Development in the Underpopulated Regions”

Izumi KITAGAWA\*

### 目 次

- I 林業生産構造の変化とその意味
- II 基本的問題は何か
- III 開発についての基本視角
- IV 農林コンビナート構築へ
- V 生産複合の担い手
- VI 土地基盤整備のあり方

### Contents

- I Changes in the production system of forestry
- II What is the fundamental problem?
- III Basic policy for the development
- IV Kombinat of agriculture and forestry
- V Operator of a compound productive system
- VI The way of land foundation's consolidation

### Abstract

For the past 20 years the production of forestry has been decreasing, and “the public function” as the many-sided function has become weak. This state of affairs can be attributed to the collapse of the internal circulation system of the long-term production in itself.

In order to find a way out, development is necessary, and at that time we have to respect the characteristics of mountain village's own. So, we have to make a compound productive system (kombinat of agriculture and forestry)—that is based on the system of technique. Inevitably, the compound productive system turns out many kinds of products at a small quantity each, so we have to rationalize our marketing system at the same time.

Such a compound productive system will be operated by a project team that can organize whole area and lead agriculture. And the project team should be so-called “the third sector” that is made of administrative organs, public bodies, and individuals.

\* 島根大学農学部 Faculty of Agriculture, Shimane University

# 過疎地域における林業問題と地域開発

北川 泉

## I 林業生産構造の変化とその意味

戦後におけるわが国の林業生産の推移を、要約して述べるとほぼ次のごとくであろう。

(1) 戦後、とくに昭和25年以降、わが国的人工造林面積は飛躍的に拡大し、昭和29年には40万haを越え、それ以後やや減少するものの、年々30万haを越える造林を進めてきたことについて改めて指摘するまでもない。

そして、昭和36年の41万haあまりの造林を最高に、それ以降は減少するのであるが、この少なくとも昭和30年代前半までの造林の拡大期の生産は一体誰が担ってきたものであろうか。

この点に関しては、ほとんどの論者の評価はほぼ一致している。すなわち、「農林漁業基本問題調査会」（昭和35年政府へ答申）が指摘したように、「家族經營的林業」への高い評価といい、あるいはまた「農家林業」といい、さらに「中小規模林業」といい、表現は異なっていても、山林保有規模5～10ha、ないし10～30ha階層を中心とした、したがって自家労働力投入を主体とした、いわゆる「農家林家層」（中核的農林家）を基軸とするものであったといってよいであろう。

いうならば、この時期（戦後～昭和35年頃まで）の造林は、農業および林業生産力の一定の発展の中で、農家経済も比較的安定しており、そのかぎりで他産業へ向けての兼業労働へのプッシュする力は弱かったこと。さらにいま一つ重要な点は、薪炭生産と林種転換との結合メカニズムが働いていた時期であり、それ故にこそ、農家林家による造林が一定の発展をみせたものと解することができよう。（注1）

（注1）後発林業地域における戦後の農家林業の生産は薪炭生産を主軸としていた。この頃の薪炭生産は、農閑期の労働力を吸収し、現金収入の主要部分を占めており、それによって兼業労働へのプッシュ力を弱める作用

と、さらに、薪炭材伐採跡地の林種転換（広葉樹から針葉用材樹への転換）へのメカニズムの形成が大きな原動力となっている。

(2) ところが、昭和35年頃から農工間（都市と農村）の所得格差が顕在化し、工業を中心とした第2次、第3次産業の雇用力が拡大し、農山村地域からの人口流出が激しい勢いで進んだのである。

過疎地域といわれる島根県の人口流出はとくに著しく、昭和35年から40年の間に7.3%の減少、とくに減少の激しい石西地域（7か市町村）のみをみると、この間に11.2%の減少を記録したのである。このような人口の流出、および兼業化の進行は、当然に農山村地域における林業労働力を減少させることになった。

次の表1に明らかなように、島根県の造林面積は、昭和36年の10,604haをピークに、それ以後減少の一途をたどることになる。しかしながら、その内容をみると、減少率の最も高いのは補助造林および自力造林であり、他の種類の造林はほとんど減っていないばかりか、逆に増加さえしている。

特に、融資造林、公団造林の伸びによって、補助造林の減少を或程度カバーしているといえる。さらに、昭和40年からは公社造林が加わり、36年以降の公団造林の拡大とともに、造林面積の大幅な減少を相当程度くい止める役割を果しているのである。

補助造林イコール農家林家による造林、というように単純に考えることはできないが、しかし、補助造林の大半は前述した、戦後から昭和35年段階まで育林生産の担い手として展開してきた層が主体を占めていることは疑いえない。いうならば、戦後の育林生産の担い手は、この段階になると衰退過程に入ったとみることができよう。

このように、農家林家ないしは林家自身による一般補助造林の衰退に対して、公団、公社、市町村行造林といった、いわゆる機関造林の進展がこの段階の大きな特徴としてあ

表1. 島根県の資金別造林面積の推移  
(単位 ha)

	補助	融資	造林公社	公団	自力	計
昭和35年	7,536 (78.7)	1,458 (15.2)	—	—	578 (6.1)	9,572 (100.0)
37	7,618 (80.0)	1,022 (10.7)	—	693 (7.3)	185 (2.0)	9,518 (100.0)
39	6,555 (74.4)	1,131 (12.8)	—	1,050 (11.9)	79 (0.9)	8,815 (100.0)
41	5,822 (70.5)	987 (11.9)	305 (3.7)	1,060 (12.8)	87 (1.1)	8,261 (100.0)
43	5,561 (66.5)	874 (10.4)	800 (9.6)	1,100 (13.2)	29 (0.3)	8,364 (100.0)
45	5,637 (63.2)	1,000 (11.2)	900 (10.1)	1,255 (14.1)	131 (1.4)	8,923 (100.0)
47	4,829 (62.7)	503 (6.5)	1,000 (13.0)	1,226 (15.9)	148 (1.9)	7,706 (100.0)
49	3,116 (63.0)	438 (8.9)	779 (15.7)	572 (11.6)	42 (0.8)	4,947 (100.0)
51	4,452 (66.0)	656 (9.7)	1,000 (14.8)	548 (8.2)	89 (1.3)	6,745 (100.0)

(注) 島根県造林課資料  
( ) 内はパーセント

げることができる。(注2)

(注2) 公団造林の規模は、昭和39年度には島根県は長野県(1,237ha)に次いで第2位(1,081ha)の水準にあつたが、やがて45年度になると長野県の1,175haをぬいて全国第1位(1,323ha)にのし上るのである。公社造林についても、年間1,000ha前後の規模を維持し、全国のトップ水準を保っている。また、市町村行造林も過疎対策の一環として進められ、この時期に飛躍的に拡大した。例えば、島根県匹見町における町行造林はその典型的事例である。

(2) ところで、これら機関造林は、資金を提供する(分収造林方式)のみであって、造林実行のための労働力を自ら組織しているわけではない。島根県の場合、これら機関造林の実行はすべて森林組合労務班および造林会社(島根・鳥取県では大和森林株式会社を典型とする)に代表される民間の造林請負組織に依存している。したがって、機関造林の発展とはいっても、現実にそれを支えたのは、組織化された労働力であったということができよう。

島根県における森林組合労務班の組織化は、全国的にみて進んでおり、昭和44年のピーク時には401班4,481名を数えるまでになっている。これは数の上では、北海道を除く都府県中第1位の水準となっている。ただ問題なのは、雇用関係が未整備の状態にあることであろう。森林組合が

林業労働者を直接雇用(直傭形態)するのではなく、労働者の「組」集団に対して森林組合は請負生産させるといふいわゆる「作業請負」による「間接雇用形態」をとっているのである。したがって、森林組合労務班とはいっても、森林組合の名を付した「組集団」にはかならないのである。このため、林業労働力は年々老令化し、昭和52年現在の平均年令は54才となっている。

ともあれ、昭和30年代末頃から40年代に入ると、個別林家自身による造林が後退し、個別林家内部でのそれまでの一定の完結した生産構造が崩れ、そこへ森林組合を中心とした組織的造林が抬頭してきたものといえよう。

以上、総体としての個別林家による林業離れの傾向は、農山村地域における農業および畜産の不振、木材価格の低迷、農外兼業依存の高まり、そして外材依存の進行(外材依存率65%)などに主として起因しているが、このような林業をとりまく状況は、一体いかなる問題を提起しているのであろうか。次にその問題を考えてみよう。

## II 基本問題は何か

林業の基本問題は何か、ということを要約して述べると次のごとくであろう。

(1) 前述したように、少なくとも昭和30年代中頃までは、わが国の林業は一定の水準において林業生産(育林・伐出)を維持し、需要の動向に対応しながら用材の生産力を高め、林業としての「成熟化」の方向に進みつつあった。ところが、30年代後半からは、木材の需要は依然として旺盛であるのに、その需要構造の変化に対応しきれないまま、生産の停滞をまねくことになったのである。

具体的には、育林投資活動の後退、および販売・流通活動への非積極的対応など、総じて「放置的施業」を結果させているのである。

(2) このような国内林業の脆弱性自体が外材輸入を促進させたのであって、いうところの外材輸入拡大が国内林業を破壊しているということではない。つまり、国内林業のあり方にこそ問題があるわけであるから、問題の解決は外に求めるのではなく、内部に求めることができる。いうならば、問題は内部的に解決が可能であるということを意味しているのである。

(3) このことは、すでに述べたように、生産の長期性を特質とする育林生産の内部的循環構造の崩壊と、流通機構

の未整備に起因しているものと考えられる。育林生産の内部的循環構造の崩壊ということについては前述したので、流通機構の未整備について若干ふれておこう。

いうまでもなく、供給単位の小規模性、供給の不安定性はむしろ林業のもつ宿命とさえいえよう。それを、ともあれ一定の流れとして供給されているのは、生産者と市場との間に介在して、それを総括する機能を果す流通担当者が存在しているからに外ならない。ところが、国産材については、外材流通における商社および原木問屋のような総括者は居なくなり、現状では、部分的・補完的流通を担当するにすぎなくなってきたのである。流通の担当者が居ないところに、木材は流れない。間伐材が売れない、という現象はまさにこのことを示している。

(4) 以上のような林業生産の停滞は、林業のいま一つの機能である「公益的機能」の弱体化につながるのではないかという危懼を抱かせるに至った。すなわち、森林は国土保全、水源かん養、保健休養・レクリエーション等の機能を持っていることは周知の事実であるが、このような森林の多面的機能も、実は森林自体の健全な存立を前提としてはじめて可能であることはいうまでもない。その意味で、「適地適木適施業」という基本原則を無視した大面積一斉林の形成、初期育林施業の不徹底等による不健全な森林の形成は、公益的機能の弱体化を危懼するに値するものといえよう。事実、近年におけるマツクイムシ（マツノザイセンチュウ）の大量発生をはじめとする病虫獣害の多発、大洪水の発生、さらにダムにおける堆砂率の異常な高まり等、上述の森林施業のあり方と無関係ではありえないのである。

さて、それではどのようにして問題の解決をはかっていくことが可能であろうか。以下、その問題に移ろう。

### III 開発についての基本視角

(1) 開発という言葉は、いうまでもなくdevelopmentの訳語である。だが、従来の開発は、「潜在している能力・可能性を発現させる」旨のdevelopmentの原義通りの行為であるよりは、むしろ事実上は、新奇なものを持込むことであり、しかも、持込みやすいように原状を変造することであった。いうならば「異物侵襲的」であり、どちらかといえば、「開拓」と表現した方が適切なものだったといえる。

周知のように、このような開発は、いわゆる歪みなるものをもたらした。とりわけ、この開拓的開発を最も必要とするかの如くである山地等のいわゆる後進地域において、かえって歪みがより強烈に生じているといえよう。

もちろん、このような開発が行なわれたことには、それなりの必然性と意義があったこともまた事実であるが、しかし、少なくとも今後は、文字通りdevelopmentとしての開発、つまり山地なら山地なりのそれ自身の持味を發揮することによる発展を基本路線としなければならない。

(2) それには、まず、自然の多様で集約的な利用を行うことであり、また、在來的なものの見直しと活性化を全面的にを行うことである。より具体的にいえば、地域の自然条件に適した、できるかぎり多種多様な動植物を複合的に育成する。このことには、かつて育成されていたものや、生育はしているものの積極的には利用されていないものの見直し、さらには、適当な動植物の導入をも含んでいる。(注3)

(注3) 活用したい植物の例を思いつくまま挙げると、竹類、茶、コウゾ、ミツマタ、葛、シキミ、ベニバナ、ムラサキ、クチナシ、クロモジ、ウルシ、ホオノキ、サンショウノキ、ハゼ、オウレン、センブリ等おそらく無数に近いほどあるだろう。しかもこれらの用途は、道具、民具、食品、染料からはじまって薬用、装飾用に至るまで、生活のほぼ全領域をカバーしているのである。

(2) さらに、これらの産物を加工するものとして、在來型工芸・農村型工業と称すべき工業を興すことである。これはまた、工業に農林業との、さらに風土との結合を回復させることでもある。

要するに、地域の風土が含有する生産能力を全面的に發揮させるための、在來型技術、さらには intermediate technology（中庸技術）といわれるような技術体系を軸とした生産複合——農林コンビナート——を構築することである。そして、この生産複合を構成する個々の生産が集中大規模生産ではなく、分散少量生産的なものとなることは、在來型生産がそのようなものであることや、 intermediate technologyなる概念がシユーマツハの“Small is Beautiful”で提起されたものであることからも理解できよう。

### IV 農林コンビナート構築へ

以上のような生産複合は、

(1) 生態学的に安定的であり、また従来から議論の対象とされている「開発か保全か」といった問題を回避すること

とができる。また、単相産業構造と違って、ある産物の市況が悪化したからといって大動搖をきたすことがなく、需要の変動等に柔軟に対応できるから、経済的にも安定的である。

(2) 国内資源、さらには地域内資源指向型であるから、(対外)資源問題からいっても安定的である。

(3) 世代間・男女間の協業が可能であり、かつ必要であるから、老人・婦人さらには子供までが地域社会の重要な成員として位置づけられる。つまり、コミュニティーの実体的基礎を与えることになるのだから、社会の安定に資することになる。

(4) このような生産複合によって生産される在来型産物の需要は、現在すでに旺盛でかつ拡大基調にあるものが多い。ということは、minor product(ion)の社会的見直しでもある。(注4)

(注4) 複合生産における所得効率について述べると、いわゆる複合中の個々の生産ないし産物の所得効率は、あるいは低いかもしれない。が、仮りにそうであってもよい。これらの一つ一つは、あたかも生体にとっての微量必須栄養素のごとく、生産複合というシステム全体を円滑かつ活発に活動させることに、システム内部的には、第一義的な存在意義がある。minor product(ion)の意義である。

しかし、本当に低いかどうかは別である。逆に、このような生産方式の対極例である“石油づかり”的大規模施設園芸(とその特産地化)が真実所得効率が高いからは、その有形無形のコストの膨大さからいって、甚だ疑問である。しかも、この複合の場合、後述するように、通常なら林業にとって費用的行為である(しかも負担を最も強く感じる)地拵と下刈が農作業と一体化することによって収入発生行為に逆転したり、また、遊休空間を活用したり、林床・林縁植生(これは森林保護学的に必要)の地位に有用植物を置くことによって、必要悪の無駄を収入源に転化させたりするのだから、実は所得効率が高まるといえる。

(5) いうまでもなく、林業生産の多様化とは、他面では当然ながら対象とする樹種の多様化であり、これを延長すると、いわば雑草木までも有用化、ということになる。

林業では、資金・労力の大部分が初期作業(典型的には地拵、植付、下刈)に投下され、その後、長期間資金が寝てしまう。いかに間伐を多くくり返しても収入の発生が遅く、かつ間断的だということ自体は解消されない。これが林業従事者にとって大きな負担であることはいうまでもな

かろう。だから彼らは短期的、経常的な収入を切望する。とりわけ資源造成中の林業地——つまり多くの林業地——においてそうなのである。

(6) このことが林業そして山村の目下の最大問題である労働力問題・人口流出・過疎問題と密接に関係していることも自明である。さらにいえば、林業労働は季節や天候上の制約から断続的で、また、作業の種類によって必要な労働量に大きな差があるから、定常的な就労は極めて困難である。だから、他にも収入源があって、しかも林業が必要とする時には出勤してくれるという仕組みが必要なのである。

#### V 生産複合の担い手

(1) 前述した生産の複合化は、分散的多種目少量生産とならざるをえない。集約化はこの傾向をさらに強めることになる。したがって、こうした少しづづばらばらにある生産物を集積して、向き向きに販売していくという配給機能をもつことが極めて重要であることはいうまでもない。いうならば、優秀に機能する流通機構をもつことが複合生産ないし集約的生産を現実のものとすることができる、という関係だといってよい。

(2) 以上のことから、生産の複合化とそれによる林業成熟化の主な内容は、生産の集約化と流通機構の高度化とを同時に推進することといえる。

だが、これは、農林家等が単独で行えることではない。生産・販売等の事業を自ら実行することを通じて、地域全体を、しかもその総過程を組織し、地域の農林業を牽引する事業体があつてはじめて遂行できるのである。

(3) この事業体は、既存の農協・森林組合を担い手とすることも考えられるが、これまでの実績からみて既存の組織に期待することは無理があるのでなかろうか。むしろ、事業体の性格は、強力な実践組織とするためにも、行政機関、各種公共団体(農協・森組など)、および私企業を構成母体とするいわゆる第三セクター、つまり「殖産興業公社」(仮称)とすることが最も適しているのではないか。いかなる事業体にすべきかは、こんごさらに検討を加えていく必要があるが、強力な牽引車となるためには目的意識的に地域の総力を結集できるものでなくてはならない。

(4) 農林産物の供給とともに、現代における山村の重要な機能の一つがレクリエーション機会の提供である。公社

のいま一つの重要な事業がこうしたレクリエーションである。しかし、従来の「観光地」のイメージとは全くちがつたものでなくてはならない。いわゆる観光だけを抜き出して「観光施設」化するのではなく、前述した山村での生産活動そのものの総体を観光の対象とするのである。つまり、活力ある山村の日常を体感させることが、現代人のストレスを療し、ひいては「都会の田舎化」という現代社会の悲願の成就に向けて人々を駆立てることにもなるのである。

## VII 土地基盤整備のあり方

さて、以上のような視角と方法で山村地域の振興をはかっていくとすれば、それに適した土地基盤整備のあり方が措定されなければならないことはいうまでもない。これまでの土地基盤整備の基本的な問題点は、基盤施設それ自体の効率性にのみあまりにも重点をおきすぎてきたきらいがあつたのではないか。その地域の特性を生かして営まれる営農型類に施設そのものを適合させることでなくてはならないのに、営農自体を「近代的施設」に逆に適応させようとしてきたのではあるまい。そこに、家族経営を基本とした営農（複合経営）とマッチしない大型近代化施設の問題点があったように思われる。

例えば、公営、国営のパイロット事業による基盤整備にしても、また近年盛んに行なわれている水田の基盤整備にしても、何をどのようにして生産するか、という営農のあり方とその担い手を明確にしないまま、設備そのものの近代化が行なわれるという、いわば逆転した関係を推し進めているのが実態であるように思われる。

前述したように、山村地域において、それぞれの地域にマッチした複合生産を定着させ、しかもそれと結びついた加工・流通、さらには観光的利用までも進めていくとすれば、きめ細かな、単一部門の効率にこだわらない基盤整備が必要ではあるまい。したがって、大きな規模の巨額の資金を必要とする、いうならばハードなものから、むしろソフト面を多くとり入れた「整備」が今後は必要になるものと思われる。

そのためには、農林業および観光をも含めた「一体化事

業」が進められなければならない。さらに重要な点は、地域農林業の担い手の主体的エネルギーを、いかに土地基盤整備のあり方に生かせるかが問われなければならないであろう。

もうそろそろ、われわれは「大きいことはいいことだ」という発想から、「Small is Beautiful」という発想へ転換する時期にきているように思われる所以である。

## 要 約

1. 戦後、薪炭生産と拡大造林を主軸として、一定の発展をたどってきた「過疎地域」の林業も、昭和30年代後半から40年代初頭にかけて、個別林家による生産活動は大幅に低下してきた。その結果、林業の経済的機能はもとより、国土保全、水資源かん養、保健休養、レクリエーション等の公益的機能の低下をまねくに至っている。

2. このような、総体としての林業生産の停滞は、これら山村地域における農業および畜産の不振、木材価格の低迷、農外兼業依存の高まり、さらに外材依存の進行（外材の占める割合65%）等に主として起因しているが、とりわけ生産の長期性を特質とする育林生産の内部的循環構造の崩壊に主な原因があるものと考えられる。

3. 過疎地域における農林業生産力の回復をはかり、活性化させていくためには、従来のような「異物侵襲的」な開発のあり方から、「潜在している能力・可能性を発現」させるような開発方式に変えなければならない。

4. それは、地域の自然的・社会的条件に適した、できるかぎり多種多様な動植物を複合的に育成することであり、さらに、これら産物を加工するものとして、在来型工芸、農村型工業と称すべき工業を興すことである。

5. 生産の複合化は、それら分散的多種目少量生産を集積・加工し、配給していくための強力な「事業体」があつてはじめて遂行できるのである。この事業体としては、第三セクターの「殖産興業公社」（仮称）とすることが適當ではないかと考えられる。この「公社」は新たな観光機会の提供機関としても位置づけられる。

## 山村農業の変化と方向性 —長野県下伊那郡における 作目構成の変化を通して—

木村和弘\*

“Changes and Trends of Agricultural Structure in Mountainous Villages of Shimo-Ina District, Nagano Prefecture”  
—through the examination of crop-combination system—

Kazuhiko KIMURA\*

目 次
はじめに
I. 対象地域及び検討方法
II. 作目構成からみた農業の変化
III. 2方向をとる代表的集落
結論

Contents
Introduction
I Outline of subject area and method of study
II Examination of crop-combination in villages
III Examination in typical villages, Namai-mura and Ōshika-Mura
Conclusion

### Abstract

The subject of agricultural structure in mountainous villages is arising to be very important. Because the farm management of mountainous villages are closely related to the forest management and to the tendency of part-time farm-household.

In recent years, agricultural structure have changed in mountainous villages, that is, one is to introduce the new crops for commerce and livestocks, and the other is to reduce the scale of cultivated land, for the farm-household engaging in another jobs increases.

The main subject of the investigation is how the agricultural structure may change and correspond to the circumstances through the examination of crop-combination system of settlements.

Total 246 rural settlements were chosen in mountainous village, Shimo-Ina District, as the examination area.

From the result of the examination of crop-combination, it may be clear that the combination tends to simplify—the number of crops and the utility of available land reduced.

And the agricultural structure in mountainous villages may be classified roughly into the following two categories, (1) settlements to produce “Rice” for self-supporting and (2) settlements to introduce the new crops for commerce and livestocks.

Fundamental characteristics of agricultural structure in the villages are based on the multiple farming, which has been kept in rapid change of farming since 1960.

Therefore, the multiple farming should be considered as a future trend of agricultural system.

And “Rice” production in the villages may play two important roles, i.e., to provide the self-supporting food and to intercept the outmigration from the villages.

For this purpose, the role of “Rice” production must be appraised fully.

\* 信州大学農学部

# 山村農業の変化と方向性

## —長野県下伊那郡における 作目構成の変化を通して—

木村和弘

### はじめに

山村振興法や過疎地域対策緊急措置法の制定に伴ない、山村や過疎地域に対して各種事業の導入がかなり活発に行なわれてきた。しかし、これら事業は施設に重点が置かれ、事業の拠りどころは広域生活圏や拠点開発等に求められる場合が多かった。そのため町村の中心地附近への重点投資が行なわれ、周辺の集落への投資は極めて少なく、特に生産対策にはほとんど手がつけられていないのが現状である。

こうした各種事業の中心集落への偏った事業投入では、周辺集落の農林業の変化に対応することもできず、またその変化もほとんど顧みられることなく、従来のままの位置付けがなされてきた。なかでも山村農業は、平地農村と比して、経営規模も零細であり生産性も低く、自給的なものとして位置付けられたのである。

山村の主産業は林業であると云われてきた。山村振興法や農林統計経済地帯区分に見られるように林野率の大小による山村区分<sup>注1)</sup>は、林野の広大さ=林業という理解が強かった。

しかし、山村では、農業に従事している農家が、農家であると同時に林家であるという点で、農業の動向が今後の林業生産の方向にも大いに関連していく。それ故山村でも農業の役割は極めて高いと云える。こうした中で山村農業の動きは、一方には従来からの作目に変わって多くの商品作目の導入が見られ、一方には農業規模の縮少、兼業増大の傾向が見られる。

そして、こうした変化に対する住民の農業への対応の結果は、各集落の作目構成の変化に現われている。

さらに最近の山村の変化の中で特徴的なことは、人口流出からの過疎化である。この現象は多くの場合、市町村の領域で発生しているのでなく、生活の場として集落の範囲

で生じている。

こうした多くの変化の中で、山村農業をとらえるためには、集落単位での検討が必要となる。そこで本報告では、集落単位で作目構成を検討することによって、山村農業の変化と方向性を考えようとするものである。

### I 対象地域及び検討方法

#### (1) 対象地域の概要

対象とした長野県下伊那地方は、長野県の南端に位置し、東は赤石山脈、西は木曾山脈によって囲まれる地域である（図-1）。地勢は、飯田盆地、南部高原、赤石縦谷の三地帯に大別でき、中央を天竜川が北から南へ流れている。

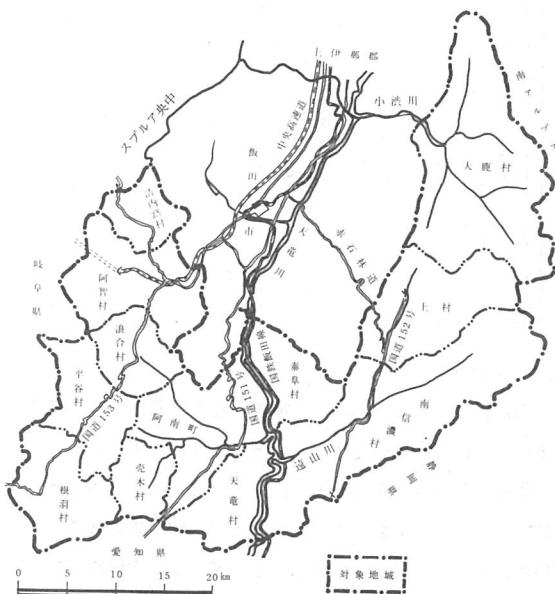


図-1 対象地域

下伊那地方の主要交通路は、天竜川右岸を国道151号線、南部高原を国道153号線、天竜川河岸を国鉄飯田線が通り、天竜川左岸に国道152号線が通っている。この

国道152号線は上村・南信濃村の間しか開通しておらず、他町村には通じていない。この他に飯田盆地と赤石縦谷の上村・南信濃村を結ぶ峰越レースー林道（赤石林道、1968年開通）がある。

これらの国道、スーパー林道は曲折部分の多い山間道路で未改修区間も多い。交通事情は長野県内でも極めて悪い地域である。

この下伊那地方には、現在20市町村があり、うち農林統計経済地帯区分で「山村」に区分されるのは、図-1に示した12町村である。

本報告では、これら12町村内にある246の農業集落<sup>注2)</sup>を対象として検討を加えた。なおこれら12町村は、表-1に示すように1960年から1965年の5年間の著しい人口流出によって過疎地域に指定された。

表-1 対象12町村の人口移動の推移

町村名	世帯数					減少率					
	年 1955	1960	1965	1970	1975	'55 '60	'60 '65	'65 '70	'70 '75		
大鹿	1046	1055	926	834	746	+ 0.9	- 12.2	- 9.9	- 10.6		
上	481	466	425	383	375	- 3.1	- 8.8	- 9.9	- 2.1		
南信濃	1339	1334	1268	1177	1114	- 0.4	- 4.9	- 7.2	- 5.4		
泰阜	893	878	851	805	786	- 1.7	- 3.1	- 5.4	- 2.4		
天竜	1356	1299	1255	1157	1097	- 4.2	- 3.4	- 7.8	- 5.2		
阿南	2283	2321	2282	2181	2073	+ 1.7	- 1.7	- 4.4	- 5.0		
壳木	291	293	285	282	285	+ 0.7	- 2.7	- 1.1	+ 1.1		
清内路	365	369	341	315	313	+ 1.1	- 7.6	- 7.6	- 0.6		
阿智	1697	1638	1594	1538	1550	- 3.5	- 2.7	- 3.5	+ 0.8		
渡合	324	304	279	261	258	- 6.2	- 8.2	- 6.5	- 1.1		
平谷	277	283	271	228	253	+ 2.2	- 4.2	- 15.9	+ 11.0		
根羽	622	620	573	523	531	- 0.3	- 7.6	- 8.7	- 1.5		
	人口										
	減少率										
大鹿	5010	4694	3679	3030	2597	- 6.3	- 21.6	- 17.6	- 14.3		
上	2456	2148	1806	1355	1246	- 12.5	- 15.9	- 25.0	- 8.0		
南信濃	5653	6066	5041	4192	3710	- 7.6	- 16.9	- 16.8	- 11.5		
泰阜	4435	4139	3676	3189	2824	- 7.1	- 11.2	- 13.2	- 11.4		
天竜	6452	5792	4968	4222	3739	- 10.2	- 14.2	- 15.0	- 11.4		
阿南	11412	10343	9294	8261	7652	- 9.4	- 10.1	- 11.1	- 7.4		
壳木	1408	1320	1151	1024	953	- 6.3	- 12.8	- 11.0	- 6.9		
清内路	1701	1529	1247	1017	1009	- 10.1	- 18.4	- 18.4	- 0.8		
阿智	8511	7696	6895	6466	6020	- 9.6	- 10.4	- 6.2	- 6.9		
渡合	1544	1290	1037	849	801	- 16.5	- 19.4	- 18.4	- 5.3		
平谷	1234	1121	989	679	732	- 9.2	- 11.8	- 31.3	+ 7.8		
根羽	3282	3059	2550	2121	1933	- 6.8	- 16.0	- 16.8	- 8.9		

## (2) 検討方法

本報告では、集落内の作目構成の変化に着目して、集落単位での山村農業の変化とその方向性を検討する。

集落単位で農業を考えるのは、「はじめに」で述べた点に加え、①山村においては地形や土地条件が複雑多様で、集落が異れば、隣接する集落でも生産・生活の形態が異なる場合が多いこと、②集落のもつている意識構造の違いが農業への取り組み方に差を生じる場合が多いこと、等の理由によるものである。そして、集落を単位として農業を検討することによって、周辺集落の農業の重要度がある程度明確になるであろう。従来各種振興策の恩恵の乏しかった

周辺集落の中にも、その地で生活を続け、農業によって生活を支えていくとする集落も存在しており、これらの集落の存在を明らかにすることも可能になるであろうと考えたからである。

各集落の作目構成は、①各作目の作付面積に着目するもの（以下作付比率による作目構成）、②各作目の農業粗生産額に着目するもの（以下農業粗生産額による作目構成）の2種類を用いた。また作目構成と組合せ数（作目数）を決定する方法は、土井によって示められた「修正ウィーバー法」<sup>1)</sup>によった。

①②の両方法は、農林業センサス集落カード（1960年、1970年、1975年）を用いて行ない、各町村、農協における営農状況、作目導入状況についての聴取調査によって補足した。

①の方法に用いた作目は、稻、麦（雑穀類を含む）、いも類、まめ類、工芸作物類、野菜、花卉（1960年は含まず）、飼料作物、果樹、桑の10種類で、集落内の各作目の作付面積の構成比率（作付比率）から作目構成を決めた。この方法は各集落の土地利用状況の把握が可能であるが、各作目間の集約度の違いを明確に表わすことはできない。この欠点を補うために、②の方法も併用したのである。

②の方法に用いた作目は、①に用いた作目に、畜産（乳牛、肉牛、豚の飼育頭数）を加えた。そして、集落内の各作目の農業粗生産額の構成比率から作目構成を決めた。各作目の農業粗生産額は、下伊那郡下の各作目の単位面積及び単位頭数当りの農業粗生産額を求め、これにより各集落の農業粗生産額を算出した。それ故この集落ごとの農業粗生産額は概算であり、あくまでも一つの目安でしかない。

作目構成内部の順位は、作付比率又は農業粗生産額比率の高い作物から順に配列した。

また人口・戸数の変化は、集落ごとに国勢調査の結果を用いた。

## II 作目構成からみた農業の変化

### (1) 対象地域全城の作付面積の推移

対象12町村の全作付面積の変化を表-2に示した。地域全体の作付面積の減少傾向は明らかである。

この地域の作目は、1960年には、稻・桑・麦雑穀類が基幹で、これに工芸作物、まめ類、いも類等の作目が従属していた。

表-2 対象地域の作付面積

(単位・ha)

作目 年次	稻	麦 雜穀類	いも類	豆類	工芸 作物	野菜	花卉	飼料 作物	果樹	桑	合計
1960年	1379 (35.5%)	660 (17.0)	227 (5.9)	393 (10.1)	145 (3.7)	241 (6.2)	—	125 (3.2)	35 (0.9)	679 (17.5)	3884 (100)
1970年	1364 (48.0)	118 (4.2)	72 (2.5)	110 (3.9)	156 (5.5)	116 (4.1)	5 (0.2)	173 (6.1)	48 (1.7)	678 (23.9)	2840 (100)
1975年	982 (50.1)	37 (1.9)	40 (2.0)	75 (3.8)	81 (4.1)	100 (5.1)	8 (0.4)	110 (5.6)	48 (2.5)	478 (24.4)	1959 (100)

しかし1970年になると、麦雜穀類、いも類、まめ類、野菜の作付面積は著しく減少し、これらの作付面積は1960年のそれぞれ16.5%，31.5%，27.9%，48.0%に減じている。

稻・桑は、1960年と比較すると全体の構成比率の上からは大幅な増加を示すが、作付面積の増加は見られない。

こうした中で、面積的にも、比率的にも増加したものは、工芸作物、飼料作物、果樹である。しかしこれら作目の増加の程度は少なく、減少した麦雜穀類、いも類、まめ類等に変わり得る程にはなっていない。

1975年には、全作付面積はさらに減少し、1960年の作付面積のほぼ50%に減じている。すべての作目の作付面積が減少しているが、稻、桑、工芸作物、飼料作物、果樹等の相対比率は増加している。

1970年以降、稻・桑・工芸作物・飼料作物等の商品作物の比率の高まったのは、主として、作付面積の増加というよりも、従来の作付面積の保持と全作付面積の減少に大きく依存している。それ故、麦雜穀類、いも類、まめ類の減少に伴なって作付比率が相対的に高まったとみるべきであろう。

しかし、各々の集落内部においては、すべてこの様な相対的な比率の上昇だけでなく、若干の作付面積の増加も見られるのである。

## (2) 作目構成の変化

作付比率及び農業粗生産額による作目構成中の作目数の推移を図-2、3に示した。また作付比率による作目構成中の作目数と耕地利用率の関係を表-3に示した。

表-3 作目数と耕地利用率・農業粗生産額

作 目 数	1960年				1970年				1975年			
	集 落 数	平 均 耕 地 利 用 率	農業粗生産額		集 落 数	平 均 耕 地 利 用 率	農業粗生産額		集 落 数	平 均 耕 地 利 用 率	農業粗生産額	
			1戸当り	10a当り			1戸当り	10a当り			1戸当り	10a当り
1 作目	17	% 109.2	万円 14.05	万円 2.63	59	% 90.1	万円 50.38	万円 9.71	70	% 84.8	万円 80.61	万円 14.62
2	55	112.8	16.30	2.92	101	91.7	51.51	7.82	111	88.2	86.76	17.26
3	75	115.7	15.75	2.90	44	94.9	45.70	8.58	41	91.2	76.89	17.24
4	61	121.7	17.35	3.35	30	96.6	35.71	7.68	17	87.2	46.79	14.25
5	27	126.8	12.04	2.86	9	92.7	21.91	6.65	6	82.8	36.47	12.34
6	10	130.2	13.68	3.01	3	90.0	23.13	7.14				
7	1	115.6	12.03	2.46					1	0	0	0
その他*												

\* 作付面積0の集落

図-2、3に示した作目数の推移を見ると、多作目構成をとる地域は、赤石縦谷の上村、南信濃村、さらに天竜村の天竜川河岸の諸集落に代表される。これらの集落では1960年から一貫して多作目構成を保持しており、また、ここでは稻作の地位が低く、畑作物が中心であった。

阿南町、阿智村を中心とする飯田盆地外縁部の集落では、1960年には稻・桑・麦雜穀類を中心とする2～4作目構成が多かったが、1970年以降、麦雜穀類の衰退から稻・桑を中心とする構成に変化してきた。この傾向は現在まで続いている。

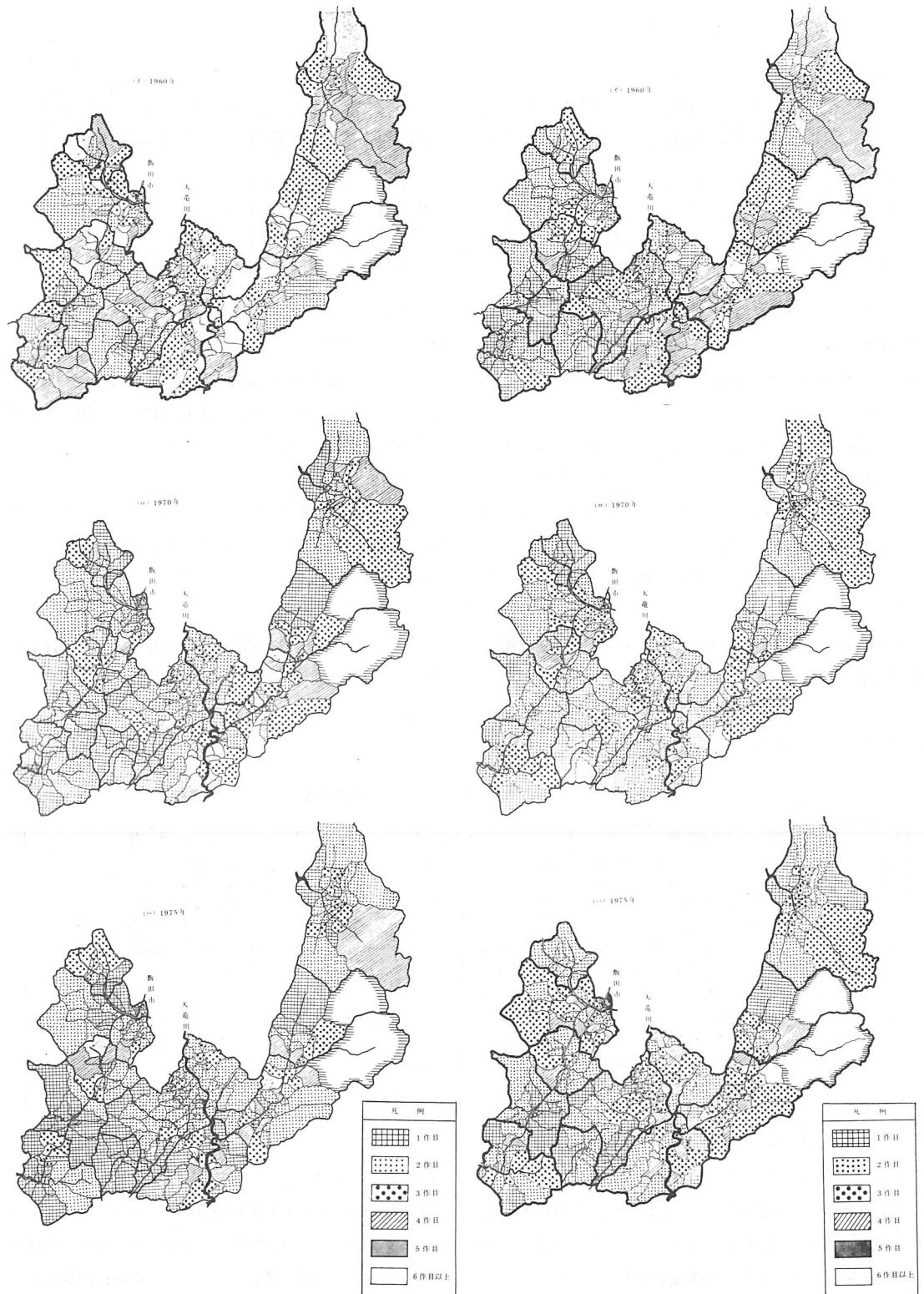


図-2 作目構成中にあらわれる作目数の推移  
(作付比率による)

図-3 作目構成中にあらわれる作目数の推移  
(農業粗生産額による)

一方南部高原に位置する浪合村、平谷村、根羽村の諸集落では、一定の傾向を示していない。1970年以降は各種新作目の導入が行なわれてきたが、新作目の消長期間は短かく、定着していない。現在は各集落とも作付面積の大幅な減少によって、自給的色彩の強い農業に変化している。

表-3からは、全般的に年々作目数を減少する傾向がみられる。この傾向は作目数の減少と同時に耕地利用率の低下に表されている。

1960年には集落内の作目数が多くなる程、耕地利用率は高まった。こうした多作目構成の集落では、夏作物を多く作るという形態が見られた。これは下伊那地方と云えども冬期は積雪により耕地利用が不可能であることによる。それ故、畑地の麦雜穀類、いも類、まめ類などの作付比率は、比較的高く、これら作目の作付面積の大きさが低収益性を補っていたのである。ちなみに1960年に5作目以上の多作目構成の38集落についてみると、稻を第1位とする集落7、桑を第1位とする集落6、麦雜穀類その他を第1位とする集落25である。この25集落では、農業粗生産額の上からは第1位から第3位又は4位までの作目の間に、ほとんど差異はみられない。

しかし、1970年には、大部分の集落で耕地利用率は100%未満になり不耕作地が存在するようになる。こうした傾向は多作目構成の集落でも同様である。

1970年に5作目以上の多作目構成の12集落では、内8集落が耕地利用率100%を下廻り、作付面積も減少させている。これらの集落では、麦雜穀類、いも類、まめ類の減少が著しく、全作付面積を減少させているのである。こうした作付面積の減少を補い得る新たな作目が出現することは少なく、既存作目のうち1960年代の作付面積を保持した作目が、作目構成の上位に現われる。それは、稻であり、桑である。新たな作目として果樹、工芸作物の作付面積を増したのは、わずか2集落にすぎない。

この様に作付面積の減少に加えて、集約的な作目の増加が極めて少ないため、多作目構成になっても農業粗生産額は増加しない。

1970年以降の作目数の減少、耕地利用率の低下に伴なった作目構成中の変化は、作付比率でみれば稻・桑への集中化であり、また農業粗生産額でみれば、稻又は桑を第1位とし、それに従属する作目として畜産及び果樹、野菜、花卉等の商品作物の出現である。なかでも畜産の進展は目

ざましいものがある。

作目構成中に畜産を含む集落の動向を表-4に示した。

表-4(1) 作目構成中に畜産を含む集落数

	1960年	1970年	1975年
集落数	46	91	125
全集落に対する割合	18.7%	37.0%	50.8%

表-4(2) 作目構成中に畜産を含む集落の推移

	集落数
• 1960年から1975年まで継続して畜産を含む	30
• 1960年から1970年まで含む	3
• 1960年だけ含む	11
• 1960年に含み、1970年に消滅。 1975年に再び含む	3
• 1970年に開始して1975年まで継続	46
• 1970年のみに含む	12
• 1975年に初めて含む	36

1960年に畜産が作目構成中第1位にあるのは、わずか3集落であった。当時は1~2頭飼育の形態が多く、集落単位の作目構成の中で上位を占める程、農業粗生産額を得ていなかった。しかし、1970年には18集落、1975年には49集落で畜産が第1位を占める。これは多頭飼育化の傾向を示してきたことによる。

このように畜産を含む集落は、年々増加してくるが、その内容をみると、徐々に拡大傾向を示す集落、急激に拡大する集落、消滅傾向を示す集落、等さまざまな形態を示し、また畜産内部でも、乳牛から豚へ、肉牛へと各種の変遷をとる集落もある。

こうした畜産や商品作物の出現によって、稻・桑は農業粗生産額の上からは、徐々にその地位を下げて、他の商品作物との間の差異を縮少する傾向を示す。すなわち農業粗生産額による作目構成の中で、稻又は桑の1作目の集落及び稻+桑又は桑+稻の2作目の集落は、1960年に120集落(48.8%)、1970年に94集落(38.2%)、1975年に48集落(19.5%)に減じている。しかし先に述べたように作付比率の上からは、これら稻・桑は一貫して首位にある。

この地域では、1960年以降商品作物の導入が生じて、耕地の零細性を補うために、単位面積当たりの所得の高い作物及び畜産が選択されている。しかし、1970年以降の減反政策、生産者米価のすえおき、米生産費補償方式による

米価決定等の米価のメカニズムは、山村における稻作を「限界地」として生産地からの脱落を余儀なくさせている<sup>2)</sup>。にもかかわらず、作付比率の上で首位を占めているのは、自給食糧の安定確保の役割が極めて高いことを示しているものである。それと同時に畜産や商品作目導入集落では、稻作を拡大の基礎としているところも存在する。

### (3) 人口・戸数変動と作目構成

先に述べた様に対象12町村における人口移動は、1960年から1965年にかけて急激であった。<sup>注3)</sup>最近の人口流出の傾向は、若干緩慢化している。

そこで、この5年間の戸数・人口変動を指標にとり、増減状況を分類して表-5に示した。このなかで作目構成に変化をきたすものとして、①戸数增加集落（以下增加集落）と②戸数・人口ともに10%以上減少した集落（以下減少集落）に分けて両者を対比しつつ作目構成、兼業化動向について検討した。

表-5(ア) 戸数・人口増減の分類

I : 3% (増) 以上
II : 3 (増) ~ 0%
III : 0 ~ 10% (減)
IV : 10 ~ 20% (減)
V : 20% (減) 以上

表-5(イ) 戸数・人口の変動

戸数	人口	集落集(%)
I	I	6 (2.4)
	II	1 (0.4)
	III	14 (5.7)
	IV	10 (4.1)
	V	6 (2.4)
II	I	2 (0.8)
	II	1 (0.4)
	III	19 (7.7)
	IV	24 (9.8)
	V	7 (2.9)
III	I	— (—)
	II	— (—)
	III	22 (8.9)
	IV	52 (21.1)
	V	12 (4.9)
IV	I	1 (0.4)
	II	— (—)
	III	7 (2.9)
	IV	19 (7.7)
	V	19 (7.7)
V	I	2 (0.8)
	II	— (—)
	III	1 (0.4)
	IV	4 (1.6)
	V	18 (7.3)

区分した両者の経営耕地面積、水田率、2種兼業農家率の1戸当たりの平均値を表-6に示した。

表-6から減少集落は水田面積の少ない、畑作中心の集落に多いと云える。このことは水田保有が戸数減少を阻止

表-6 集落区分と農業の要素

集落区分	戸数增加集落	戸数・人口減少集落
一戸当たりの耕地面積	1960年	54.5 a
	1970	51.9
	1975	50.9
水田率	1960	44.1 %
	1970	47.9
	1975	46.9
2種兼業率	1960	31.5 %
	1970	59.0
	1975	74.4

する一要因であることを推察し得るものである。

①增加集落(93集落)において、1960年に稻作が、農業粗生産中に第1位を占める集落は70、作付比率の中で第1位を占める集落は63である。そして、これらの集落の大部分は重複している。

作付比率で稻作が第1位を占めた63集落では、1970年にほとんどの集落(95%)で全作付面積を減少させている。平均減少率は26.2%である。しかし稻作面積は若干の減少はあるものの作付比率を高めている。作付比率の上からは、稻作中心の傾向が強まっており、稻作を基幹にその他の商品作目が導入されている。

こうした集落の兼業職種をみると恒常的職種につく割合が比較的高くなっている。

②減少集落(60集落)では、1960年には収益性の低い作目を含めて極めて多くの作物が作付けられていた。稻作に依存する割合は増加集落よりも低く、1960年に農業粗生産額中に稻作が第1位を占める集落は31であった。

1970年以降は収益性の低い作物が淘汰され、変わって畜産が進展する。1975年に畜産が農業粗生産額中第1位を占める集落は14に達する。畜産導入集落では、麦雜穀類いも類、まめ類の作付が姿を消し、稻・桑・畜産の組合せが多くなる。一方畜産非導入集落では、稻作の作付比率の増加とともに収益性の高い作目の導入がみられる。

これらの集落の兼業形態は、1960年には自営兼業につく割合が高く、なかでも製炭、育林等の林業関係の兼業が多くかった。また雇われ兼業では人夫、日雇い等の不安定兼業が多かった。しかし、1975年戸数・人口が減少した後に残存している人達の兼業形態は、増加集落と似た形態をとり、自営兼業は減少し、雇われ兼業の恒常的勤務につく割合が高まる。中でも稻作が農業粗生産額第1位の集落

(21集落)では、2兼農家率が90%に達し、恒常的勤務が半数を占める。一方、稻、畜産以外の作目が農業粗生産額第1位の25集落では、1集落当たりの作目数も多く、兼業形態は日雇い、臨時雇いが過半数を占めている。

しかし、これらの兼業形態は農業経営との関係からだけでなく、労働市場からの吸引度、さらに地形の複雑な

下伊那地方では集落の位置、交通条件もかなり影響している。<sup>注4)</sup>

#### (4) 対象地域の現在の方向性

以上のように、山村農業を作目構成から検討してきたが、その作目構成の変化、作目数の変化等から、集落の類型化を行なうことも可能である。

例えば、作付比率による作目構成の変化から各集落を類型化すると、表-7、図-4のようになる。

この図から地域による特性が若干みられる。すなわち①稻作中心の単作化の方向をとる地区は、南部高原の一部平谷村や壳木村に多い。ここでは1960年から単作化方向をとっている。②2~3作目に集約する地区は、飯田盆地の外縁部に多い。③多作目構成で、かつ商品作物の定着している集落は、少数であるが、赤石縦谷から天竜川河岸に存在する。

また、農業粗生産額による作目構成の変化からみた類型化では、作付比率による類型化のような地域性はあまり見られない。

こうした農業の作目構成による類型化に、兼業の動向を加えると、対象地域の現在の方向は、次の2つに大別できよう。

①水田率を高め自給食糧の安定確保を求め、恒常的な兼業を加えた低位安定化の再生産をくり返す集落、②単位面積当たり所得の高い作物や畜産を導入し、商品作物へ転換している集落。

### III 2方向をとる代表的集落

前節までに、下伊那地方の山村集落における作目構成の検討をし、現在の方向は大別して2つの方向をとることを述べてきた。ここでは2つの方向をとる代表的集落を紹介しよう。

代表的集落として、(1)自給的な稻作と恒常的な兼業につく事例として、浪合村の各集落、(2)麦雜穀類の多作目形態から畜産へ変化する事例として、大鹿村北の原集落をとりあげる。

#### (1) 浪合村各集落の事例

浪合村には9集落があり、これら集落の作目構成の変化を表-8に示した。

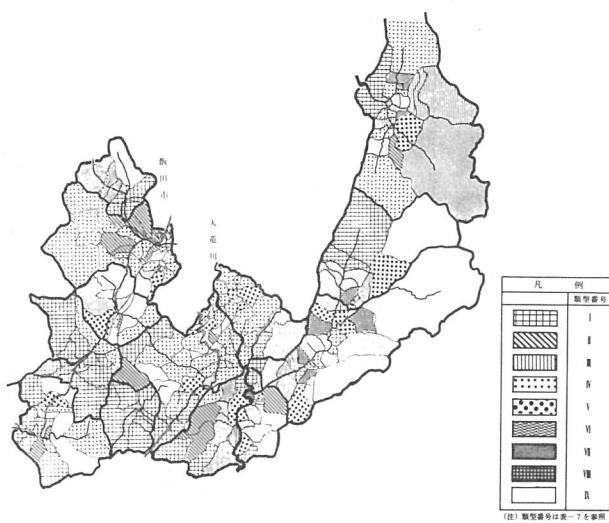


図-4 類型化(作付比率による作目構成の変化から)

表-7 作付比率による作目構成の変化から見た類型化

分類番号*	内 容	集落数
I	I <sub>1</sub> 2作目以上から1970年以降単作になった集落	38
	I <sub>2</sub> 1960年から一貫して単作集落	11
II	II 多作目から1970年稻+商品作目の2作目へそして1975年単作になった集落	17
III	III 多作目から作目数が減じ1975年に稻+商品作目の2作目の集落	20
IV	IV <sub>1</sub> 2作目以上から1970年以降稻+桑の2作目になった集落	64
	IV <sub>2</sub> 多作目から1970年以降商品作目の2作目になった集落	13
V	V 多作目から1970年商品作目を含む多作目、1975年3作目集落	23
VI	VI 多作目から1970年商品作目を含む多作目、1975年従来作目を含む3作目の集落	10
VII	VII 1960年から一貫して多作目で商品作目が定着した集落	13
VIII	VIII 1960年から一貫し多作目で内容が変化している集落	7
IX	IX その他の経過をとる集落	30

\* 分類番号は図-4と同じ。

表-8(イ) 浪合村の作目構成の変化（作付比率による）

集落番号及び名称	1960年			1970年			1975年		
	作目構成	作付面積	作物	作目構成	作付面積	作物	作目構成	作付面積	作物
101 蘭平	桑+イモ+麦稚穀+マメ+野菜+飼料 稻+野菜+マメ	105 179	飼料作物 飼料作物+稻	1.25 1.33	0.1 ha	麦+イモ+マメ+野菜+桑 飼料作物+稻+野菜+マメ	5 5.9	0.1 ha	5
102 田谷	稻+桑+マメ+野菜	149	稻+桑+野菜	101		稻+野菜+麦+マメ	4.9		
103 本宮	稻+マメ+野菜+イモ+麦稚穀	204	稻+桑+野菜	96		稻+野菜+花卉	4.1		
104 治部坂	マメ+稻+野菜+麦+イモ+飼料+桑	74	飼料作物+稻+野菜	3.6		稻+野菜	1.4		
105 上町	稻+野菜	58	稻+桑	5.5		稻+野菜	3.8		
106 中下町	稻+桑	76	稻+飼料作物	5.2		稻+花卉	4.0		
107 上半堀	稻	160	稻	12.5		稻+花卉	9.3		
108 下半堀	稻+桑	174	稻+桑	11.9		稻+桑	7.0		
109 下半堀									

表-8(ロ) 浪合村の作目構成の変化（農業粗生産額による）

集落番号及び名称	1960年			1970年			1975年		
	作目構成	1戸当り農業粗生産額	作物	作目構成	1戸当り農業粗生産額	作物	作目構成	1戸当り農業粗生産額	作物
101 蘭平	桑+野菜+イモ 稻+野菜+桑	13.47 14.51	万円	乳牛 乳牛+稻+桑	77.46 43.83	万円	野菜+桑 乳牛+野菜	27.08 86.95	万円
102 田谷	稻+桑	14.75		稻+花卉+桑+工芸作物	48.62		野菜+花卉	41.02	
103 本宮	稻+桑	12.03		稻+桑+乳牛+工芸作物	32.01		稻+野菜	42.51	
104 治部坂	稻+野菜+桑+麦稚穀	7.16		乳牛+稻+工芸作物	30.03		野菜+稻+花卉+肉牛	61.21	
105 上町	稻	15.52		稻+桑	38.22		桑+稻	62.25	
106 下中町	稻	11.05		稻+花卉	29.02		稻+花卉	42.23	
107 上半堀	稻	17.42		花卉+稻	74.55		稻+花卉	56.77	
108 下半堀	桑+稻	17.54		稻+桑	39.69		稻+桑	43.65	
109 下半堀									

1960年から1970年の間に商品作物や畜産の導入がみられる。これは役場・農協の指導によるところが大きい。ちなみに村当局、農協の補助を得た振興作物は、1965年エノキ、ナメタケ等の菌類栽培、花卉としてリンドウ栽培の奨励、1966年第1次林業構造改善事業でシイタケ栽培の導入、乾燥施設の設置、1968年イチゴ栽培の奨励、1970年畜産特に乳牛の導入、1972、1973年花木(栗、ボタン)栽培の奨励等におよぶ。

このように多くの作物の振興、奨励が行なわれ、そのたびに作目構成中に、これらの商品作物が現われてくる。しかし、それは定着しないまま姿を消している。そしてこうした消長をくり返すたびに、各集落の作付面積は減少する。この農業の衰退は、村の観光行政が大きく関連しているといえよう。

浪合村では人口流出に対処するため、1964年頃より全村あげて観光開発の方向がとられた。このため村内の酪農適地は、次々と別荘地やゴルフ場の開発によって失われていく。

101及び105集落は戦後の開拓地を含み、1961年から1965年にかけて、畜産が導入され、県の畜産振興事業などと相まって、1戸当たり5~10頭規模の酪農経営が定着しつつあった。しかしこの段階で農地へ観光開発の波が

およせてくる。101集落では、農地をゴルフ場敷地へ貸し、集団移住が行なわれる。これらの農家は、ゴルフ場へ勤めたり、ゴルフ場からの借地料によって生活を支えるという形態に変化する。

観光開発の農地への侵蝕と同時に、村では開発構想をかけ、高冷地野菜畠地、花卉畠地を作りだし、農業と観光の両立をめざそうとした。しかし、この構想は現在のところ兼業化の増大、農業、農地利用の縮少から実現性を有していない。

当時、花卉畠地の中心になると考えられた107、108集落では、1970年花卉の比率が作目構成の中で高位を占めた。これは1965年頃からのリンドウ栽培の奨励の結果である。リンドウ栽培は、1967年頃が最盛期で全村で3.5ha(種苗を含む)の栽培面積を有し、5戸の専業農家を含めて18戸で栽培が行なわれていた。しかし、その後①栽培に多大の労力が必要なこと。こうした多大な労力をかけるよりも観光事業の兼業職についた方が収入が多いこと、②品種改良の不良、③栽培技術の低下等の理由で栽培農家、面積は減少し、1978年には全村で約30アール程度の栽培面積しか有していない。

このように導入作物は定着せず姿を消し、農地の縮少化が生じている。

表-9(イ) 農地面積の推移

(単位 a)

年 次	水 田			樹 園 地		畑 地			利 用 さ れ た 耕 地 計	耕 地 合 計
	水 田 (稻作)	稻 を 作 ら ず 他 作 目	全く作 付 な し	桑 園	そ の 他 村 園 地	普 通 畑	牧 草 畑	全く作 付 な し		
昭和 35年	4581	—	—	1933	—	4490	304 注1)	99	10708	11407
40	5068	145	51	1503	—	3546	302 注2)	486	10564	11101
43	4735	108	26	1144	25	2952	788 注3)	228	9752	10006
45	4145	177	111	1274	—	3064	—	663	8660	9434
50	2209	260	626	377	18	1460	230	221	4554	5400

資料：農林業センサス及び農業基本調査

注1) 永年牧草地 2) 牧草収穫面積 3) 普通畑+牧草地

表-9(ロ) 耕地利用率の推移

	昭和35年	昭和45年	昭和50年
作付面積*	117.9 ha	84.2 ha	40.9 ha
耕地面積*	119.9 ha	95.7 ha	54.0 ha
耕地利用率	98.3 %	88.0 %	75.7 %

\* センサス集落カードより集計

現在浪合村の農業は、稲作を中心に若干の野菜を作っているにすぎない。

浪合村の耕地利用及び農地の状況を表-9に示した。

この表から明らかな様に、畑地と云わざ水田においても休耕化、荒廃化が著しく進んでいる。

浪合村の農業立地条件は、①標高900mの高冷地であ

ること、②土壤条件や水利条件が劣悪であるため、10 a 当りの収量は350 kg段階にあること等を考えると、水田の荒廃化は飯米確保すら困難にする状況を呈している。

前述したように、山村の稻作は、自給食糧確保の上で大きな意味をもち、こうした水田保有が戸数減少の歯止めを

なし得てきた。しかし浪合村でみる様な水田の休耕・荒廃化は、稻作のこうした役割を失わせるものと云えよう。

#### (2) 大鹿村北の原集落の事例

作目構成の変化を表-10に示した。

表-10 大鹿村北の原集落の作目構成の変化

		1960年		1970年		1975年	
作付比率	作物構成	作付面積	作物構成	作付面積	作物構成	作付面積	
	麦・雑穀+飼料+マメ+桑+イモ	0.1 ha 120	稻+飼料作物	0.1 ha *31	飼料作物	ha 101	
農生業産粗額	作物構成	1戸当たり農業粗生産額	作物構成	1戸当たり農業粗生産額	作物構成	1戸当たり農業粗生産額	
	麦・雑穀+桑+豚+果樹+イモ+稻	万円 26.97	乳牛	万円 142.28	乳牛	万円 717.43	

\* この数字は若干少ない様に思われるが原表(農林業センサス集落カード)のまま。聴取結果からは13 ha程度作付けられていると考えられる。

ここでは1960年には極めて多くの作目を取り入れられていたが、1970年以降畜産に特化していく。この特化の過程をみると次の様である。

北の原集落は標高1050～1100 mに位置する戦後の開拓地である。1946年この地に11戸が入植し、現在は5戸が畜産(酪農)を主体に農業を展開している。

ここでの農業は、1961年頃までは表-10に示す形態がとられ、兼業職種としては土木労務や林業労務が選ばれていた。

この集落に乳牛が導入されたのは、1961年である。それ以前は、多くの戦後の開拓地と同様に熟畑化のための有機質肥料の供給源として、豚、羊、肉牛、鶏等の諸動物が導入されていた。これらはいずれも定着しなかった。しかし1961年1農家の乳牛導入は集落内に酪農への気運をまねき、1962～1963年にかけて小規模飼料畑造成事業を導入するようになった。この事業で薪炭採草地5 haの草地造成が行なわれた。この段階では1戸当たり2～3頭飼育であり、兼業も以前と同様に続けられていた。

北の原集落の稻作は、当初下流部の集落の水田40 aを借りて耕作するという極めて零細であったため、自給食糧の確保も困難であった。このため開田は入植当初からの念願であった。1965年に1.5 haの開田が行なわれた。

各農家とも稻作への熱の入れ方はすさまじく、その結果1970年には10 a当り700 kgの高収量を得る程になっ

た。<sup>注5)</sup>

この集落では1.5 haの開田により自給食糧の安定確保をなし得た後に、酪農の規模拡大が行なわれたのである。

農家は、「飯米確保が安定したので他部門に力を入れることが出来た」と話している。

この事例は、山村において自給食糧の安定確保をなし得た稻作が、他部門、他作目の拡大の一つのエネルギーになり得る可能性をもつことを示している。

現在この集落では、曾ての桑畑や雑穀畑は牧草や飼料用トウモロコシ畑に変わっている。また村当局も酪農の進展に伴なって酪農近代化事業(1976～1985年計画)の導入を行ない、畜舎の改・増築(1976～1977年)、8 haの草地造成(1978～1979年)が行なわれつつあり、20～28頭規模の酪農経営をめざしている。

#### おわりに

以上、山村農業の変化と方向性について、各集落ごとの作目構成の変化を通して検討してきた。

その結果、対象地域における現在の農業の方向は、Ⅱ(4)に示した2つの方向に大別することができる。

また各集落の作目構成中の作目数は、縮少化の傾向を示しているが、基本的な經營形態は複合經營である。特に商品作物や畜産に転換している集落の中には、稻作を基盤にして複合經營の規模を拡大しているところもある。

それ故、今後の山村農業のあり方も当然この複合経営を基礎に考えられねばならないであろうし、從来自給的なものとして顧みられなかった稻作に対しても、その役割について正当な評価をする必要があろう。

#### 注

- 1) 山村は、山村振興法では旧村単位に林野率 75 %以上 人口密度 1.16 未満の地域、農林統計では耕地率 10 % 未満、林野率 80 %以上、林業関係兼業農家率 10 %以上の市町村と定義されている。
- 2) 本報告では農林業センサスの農業集落を用いた。
- 3) 伊那谷一帯は、1961年 6月梅雨前線豪雨により大被害を受けた(36 災害)。この災害が伊那谷の過疎化の大きな誘因になっている。

4) 例えば国道 153 号線の通過する最南端の根羽村では、愛知県への通勤による恒常的勤務や日雇いが多く、飯田市に隣接する阿智村では、飯田市への通勤による恒常的勤務が多い。しかし交通の便の悪い上村では村内の土木労務につく日雇・臨時雇いが圧倒的に多い。

- 5) 大鹿村の稻作の反収は 400 ~ 450 kg 段階である。  
木間実氏からの聽取りによる。

#### 参考文献

- 1) 土井喜久一: ウィーバーの組合せ分析法の再検討と修正、「人文地理」P. 1 ~ 19, 22 - 5. 6, 1970
- 2) 野口俊邦: 経済変貌と山村農民の再生産構造 「日本経済と林業山村問題」所収 P. 334 東大出版  
1978

## 農業土木のコンサルタント

### 測量・調査・企画・設計

農村環境整備・地域開発・ほ場整備・畠地かんがい  
農道・水路・頭首工・用排水機場・土質調査  
地形測量・深浅測量・家屋立木調査・建築設計



## 北居設計株式会社

本 社	滋賀県蒲生郡安土町下豊蒲4580	☎ 074846-2336(代)
大津営業所	大津市におの浜3丁目1-20	☎ 0775-23-2658(代)
長浜営業所	長浜市高田町5-32	☎ 07496-3-2085(代)
大阪営業所	大阪市天王寺区上本町3-3	☎ 06-768-0420
姫路営業所	姫路市東延末299-5	☎ 0792-88-1853
岡山営業所	岡山市田中67	☎ 0862-43-6384
宮崎営業所	宮崎市松山町1丁目6-37	☎ 0985-24-5638

# 山地地域の空間と整備計画 —中国山地をとおして—

地 井 昭 夫\*

“Space and Improvement Plan in Mountainous Regions”  
— in the Chugoku Highlands —

Akio CHII\*

目 次	Contents
はじめに	Introduction
I 山地のイエとムラの空間秩序	I Spatial order of a house and village
II 中国山地の集落形成とその変容	II Formation of hamlets and changes in the Chugoku highlands
III 山地地域の諸問題	III Problems in mountainous regions
IV 山地地域の整備方向	IV Direction of improvement in mountainous regions

## Abstract

It is very important to understand the spatial and social relationship between a house and village in mountainous regions, and also this relationship has a great importance in considering promotion of mountainous regions.

Now we have a severe underpopulation called “underpopulation of Chugoku type” through changes of economic and social conditions. Reasons of this situation are many and those are very complicated. But there are two main reasons—one reason is that the time cycle of life has been shortened, and the other is that the productive plan was lacked in considering countermeasures to underpopulation.

Under these consideration I make some suggestions as a promotion plan in mountainous regions; (1)set up a “hamlet group” as a convection of life sphere and production sphere. (2)make a dynamic time distribution plan according to project, facilities, and Purpose. (3)set up promotion level to be able to objectify promotions. (4)set up a project such as Satoyama promotion project of small scale.

---

\* 広島工業大学 Hiroshima Institute of Technology

# 山地地域の空間と整備計画

—中国山地をとおして—

地井昭夫

## はじめに

本論では、これまでの山地、過疎地域の実態調査や整備計画の中から、主として中国・九州地方における事例を通して、山地地域の空間と問題点、その整備方向などについて報告することにしたい。なおこれらはまだ研究期間も不充分であり、計画論などの追跡研究も今後の課題であると考えており、全体にひとつの仮説として理解していただければ幸いである。

## I 山地のイエとムラの空間秩序

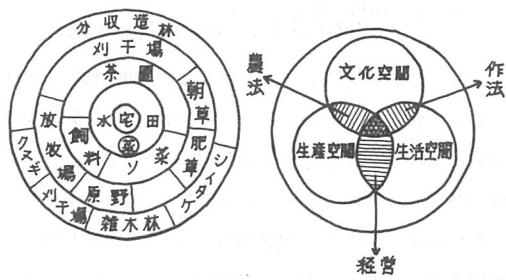
ここでいうムラとは、いまでもなく今日の行政単位のことではなく、いわゆる部落、大字などと呼ばれている農村地域社会の基礎的統一体のことである。これを生活空間としての集落と呼んでも誤りではないが、この集落の構造的秩序こそがムラの論理であり、“共同体の論理”的反映”といべきものであろう。一般に日本の農山村社会が、なぜムラを基本に成立し、しかも戸数（イエ）的にも一定の集村形式をとってきたのかを理解することが、山村の生活環境を考える上でもきわめて重要であると考えられる。

ここで少し長くなるが、地理学的説明を引用してみたい。<sup>註1)</sup>

“……蓋し村落なるものは、耕地に容易に達し得べき処にして、家屋を建設し、道路を造るに確たる場所を与える、近くに日々欠くべからざる飲料水を得る便を有し、而も水害の憂なく、可及的寒烈なる風を防ぎ且つ日当りの良きこと等地理的条件の良好なる処を選ぶことは当然であるが、農業によって生計を立てるものにあっては、労働の種類性質を等しうするから、甲の良しとする所は乙も亦良しとする所であって、斯くて地の理良き所に相集まり、村落の発達を見る……。”

このような事情は、たとえば狭少かつ細分化された土地に展開された山間の小さなムラにおいても具体的に見ることができます。つまり山村における各イエは、その所有、活用する土地（農地、林野）の豊度、距離、交通（手段、費用）などの地理的、経済的諸条件の中で、全体としてついに地形の起伏による制約やロスを最小限にしようとし、しかもムラ全体としてできるかぎり平準化されるように、その居住位置の関係を選択しているといえよう。したがって土地条件に恵まれない山村の戸数は、必然的に平場よりも少ないとなる。

たとえば、農業集落当りの戸数は、全国平均で58戸であるが、山村では34戸となっていることなどは、こうした事情を裏付けている。<sup>註2)</sup>また図-1は、このような山村におけるイエとムラの土地利用の秩序（空間秩序）の一例を示したものであるが、このようなイエを中心とする宅地—水田一畑—里山—奥山と同心円的かつ重層的に展開される空間秩序とは、そのままムラの空間秩序に原理的に一致するものである。このイエとムラの空間形成原理の一致こそが、その共同の論理と表裏一体をなす現実的条件であり、また日本特有の集落景観を生み出してきたものに他ならない。



(a) 土地利用の同心円的空間秩序 (b) 空間機能の構成

図-1 山村における空間秩序（註-3）

ここに生活と生産、あるいは個と全体という二元論的概

念を超える“ムラとは大きなイエであり、イエとは小さなムラである”ともいるべき日本の農山村における歴史的な空間形成の原理が確認されるといえよう。かって日本の多くの社会学・経済学などが、こうしたイエとムラの関係を封建遺制あるいは近代化の足カセとして、否定的見解を積み重ねてきたが、しかし、社会構造論的な共同体の論理と社会秩序的な封建性の論理を同義として扱うことは、今日ではむしろその科学的認識のレベルの浅さを物語るものであるといつても過言ではないといえよう。

さてこれまでイエとムラを貫く農山村の空間形成の原理について考えてきたが、これだけではいささか古色を帯びたものであることを免れない。そこでさらに近年の農山村社会における変容、つまり生活圏や経済圏の拡大といった条件をふまえてこのテーマを進めてみたい。すでに述べたイエとムラの空間秩序とは、具体的にはイエやムラのおかれられた個別的な地理的、社会的な条件の中から現象してくるものであるが、このようなどくに地理的特殊性とでもいいうべき条件が、主として資本主義経済の変化を基底としてさまざまなインパクトを受け、少しづつイエとムラの経済社会的、ひいてはその空間的形姿を変容させて行くというのが、近年の農山村の基本的性格であると考えられる。

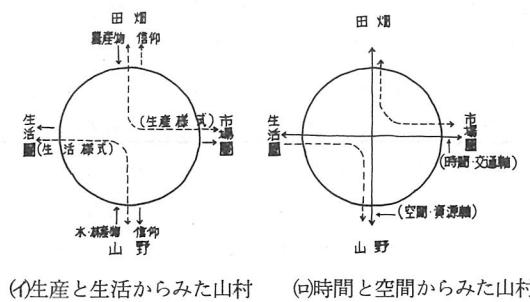


図-2 山村の構造モデル  
(左右は必ずしも対応的関係ではない)

これを端的に見れば、イエとムラの空間秩序の優越性（その自給性の高さなど）が少しづつ崩れ、時間的秩序とでもいるべき生活や経済の質量が少しづつ拡大し、その比重を増していくプロセスとして理解できるはずである。さてそれでは、これから農山村においてこうした時間・交通的秩序が、すべてにおいて優越することになるであろうか。それは否というべきであろう。なぜならたとえそれが農山村において相対的比重を増すとしても、山野と田畠という空間的資源の対応的活用（新しい生産段階への進化）

のない農山村とは、論理的にも存在し得ないからである。この対応が不可能なものとなった時、それは山村のイエとムラであることを止め、移転か廃村といった空間的領域の消滅を起すものであることはいうまでもない。

つまり山村のイエとムラであろうとする限り、そもそも空間的資源の活用（農林業生産）を併なわない山村の生活や経済はあり得ないからである。その意味でいえば、農山村における空間秩序（土地利用）の論理とは、また資本主義経済の必然的力としての地域の分業化や平準化作用に対する“地理的な拮抗”的体系として理解することができるはずである。この個別的な地理的拮抗の成否は、山村においては、短期的には田畠を中心とする農業生産が第1線となるが、長期的にはその水系を含めた山野あるいは林野の活用が、決定的に重要な条件となるであろう。

このような観点からいえば、今日の山村における資源活用と生活環境整備の基本的課題は、農業や兼業あるいは林業賃労働に支えられつつも、終局的には林野の農用林化あるいは経済林化をどう進め、それをイエとムラの“定住力の強化”にどのように結びつけて行くのかにあるということができよう。

## Ⅱ 中国山地の集落形成とその変容

ここでは、前章における山村のイエとムラに関する一般的の考察から、さらに中国山地における集落の形成と変容について追跡的、実証的に展開してみたい。いうまでもなく中国山地は、全国的な山地の拡がりの中でもきわめて個性的な特質を持っており、こうした地域的特質を充分に認識することが、その生活環境整備を考える上でも必要不可欠の作業であると考えられる。

由来中国山地を代表するものは、三黒（タタラ、炭、和牛）であるといわれてきた。しかし、こうした歴史的、産業的特質のみならず、地形・地理的、社会的にもいくつかの特質が指摘される。地形的には、中国山地の最も大きな特質ともいべき“山間の棚田”があげられよう。中でも広島県における棚田のきびしさは全国一であり、次いで島根県が続いている。<sup>註4)</sup> つまり広島、島根両県の中でも中国山脈の背梁部は、きわめて困難な条件のもとにおかれた棚田地帯となっている。そしてこうした地理的条件の経済的あるいは社会的反映として、近年の大量の举家離村といいういわゆる“中国型過疎”と呼ばれる固有な性格を持った山

地地域が形成されているといえよう。

しかもこうしたタタラ、製炭、和牛、棚田、激疎といった中国山地の特質は、いづれも個別の現象として存在するものではなく、歴史的、地理的、経済社会的にきわめて深い関係を有するものであるところに大きな特色がある。図-3はこうした諸特質を、中国山地における集落の形成と変容という観点から関連づけたものであるが、ここでも中国山地におけるイエとムラの歴史的な関係を見ることができるのである。

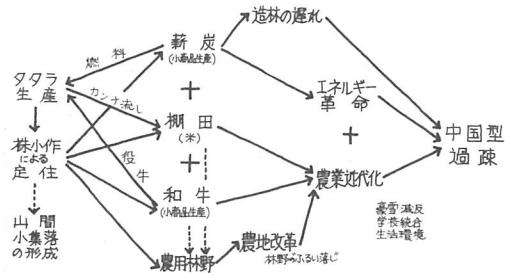


図-3 中国山地の集落形成とその変容

中国山地における集落形成の上で、室町期から明治に至るまで続いたいわゆる“タタラ塙行”が直接間接に大きな影響を与えたことはいうまでもないが、その小集落(ムラ)の成立を考える上で、“株小作”(イエ)の存在を忘れるることはできない。

株小作とは、主として近世に入って封建的地位を確立した地主層によって、製鉄業の発達に併う山間地への進出という歴史的条件を契機に生み出されることになったいわゆる従属小作のひとつであった。それは地主から「一屋敷分」と称される一戸前の耕地(田畠約1町歩)，緑肥原野，薪炭用材林，屋敷，家屋，農舎，農具，役牛，種子などを一括借用する小作形態であった。そして耕地に対し、約1.5倍の採草地と4倍内外の林野が圃地として与えられていたという。<sup>註5)</sup>

この株小作の分布が、タタラ塙行地の分布とほぼ一致することから見ても、タタラ→株小作→山間小集落の形成というプロセスが描き出されるのである。そして島根県飯石郡の事例においても、このような株小作が集合して小集落を形成し、宅地→田畠→採草地→薪炭林という同心円的土地利用の秩序があったことが確認されるのである。ここにも中国山地型としてのイエとムラの空間秩序の原理的一致が見い出される。

さて、このような株小作に代表されるような山間小集落が、歴史的諸条件の中でどのように変容し、なぜ中国型過疎と呼ばれるような状況を生むことになったかを明らかにすることが次の課題となろう。まず最も重要な歴史的条件として、戦後の農地改革とその林野をめぐる問題があげられなければならない。中国山地の山間においても、この株小作地の解放をめぐって、きわめて複雑な様相を呈することになった。中国山地における株小作地の農地解放では、次のようないくつかの形態が見られたという。<sup>註6)</sup>

- ① 耕地のみの解放
- ② 耕地+採草地の解放
- ③ 耕地+林野の解放
- ④ 株一切の解放

農地解放が、たんなる耕地のみの解放であるとすれば、株小作にとって林野、採草地などの重要な生産手段との分離となり、なかんづく厩推肥源の消滅となり、その経営はたちまち困難なものとなることは明らかであった。事実、鳥取県日野郡では採草地が未解放となり、50町歩にわたる耕地の放棄が行なわれ、多数の株小作農民の離村が行なわれたという。

こうした事情を見ても、すでに中国山地においては戦後の農地改革を契機として、離村、過疎化の潜在的条件が強く生み出されることになったといつても過言ではない。もちろん戦後の一時帰郷者やその後の分家などの社会的条件なども加わったが、本質的には林野にからむ農地改革の論理的矛盾、混乱といったものが、たとえ従属小作であったとしても一定の空間的秩序と括りを持った地域社会として、共同の論理を内在させてきた伝統的中国型山村社会の変容の主要な契機となったことは明らかであろう。

さらに昭和30年代後半以後、中国山地の山間小集落は改めて大きな転換期に直面することになったことはいうまでもない。そしてそれは昭和38年からの農業構造改善事業のスタートを通して、よりはっきりと顕在化することになったといえよう。いうまでもなくこの事業は、圃場整備、暗渠排水、農道整備等を主軸とするものであったが、ほとんど中心部の平場水田を中心に進められ、多くの棚田、急傾斜地帯は見放されてしまったのである。こうした政策が、中国山地のみならず、各地の山村に与えた意味は決定的なものとなったはずである。加えて薪炭生産の急激な衰退と中国山地では、昭和38年の豪雪に加えて学校統合や米の

生産調整と山村にとって過酷な条件が続くことになった。

昭和35年当時、いわゆる“岩戸景気”の中で、農林漁業基本問題調査会が「農業の基本問題と基本対策」の中で、“自立経営農家の育成と低生産性農家の離農促進”を答申し、こうした山間、中山間の傾斜地地帯は“低生産性地域”として位置づけられることになったのである。しかも同年10月には、林業と漁業に関しても“近代化促進と経済合理主義の貫徹”が答申され、12月には「国民所得倍増計画」が閣議決定されたのである。さらにその後、高度経済成長政策の一環としての「新産都市」などと歩調を合わせて「基本法農政」が押し進められる中で、かつて多くの農業先進地としての山間小集落は、農業の近代化から取り残される“後進地”へと一挙に転落させられることになった。

こうした山間の小集落が、歴史的にはきわめてすぐれた農林業生産地帯であったということの理解が、山地地域の将来を構想する上で重要な前提となるべきことをとくに強調しておきたいと思う。

### III 山地地域の諸問題

ここでは、これまでの中国、九州地方における山村の実態調査をふまえて、調査結果そのものではなくその分析などを通じて、帰納される山地地域のかかえる基本的問題点といった点について若干の考察を加えることにしたい。

#### (1) 問題の地域的多様性

これまでの多くの山村に関する実態・意向調査やその報告を見ても理解されるところ、そこにはきわめて多種多様な問題が提示され、山村問題の深刻さとその解決のむずかしさを知ることができる。しかし、その時の問題なり要求構造といったものは、その分析のベースとなる区域・圏域のくくり方によってきわめて大きな差が表われてくると思われる。たとえば農業センサスによる集落単位で、人口減少率などを見れば、ほとんどの山村において中心部→周辺部という規則的ともいいくべき減少率上昇のパターンが描出されるが、その対象圏域を少し変えれば、かなり異った動きのあることが理解される。

たとえば表-1は、島根県における山村の事例であるが、人口減少率を集落別に見ると昭和30年から50年迄の20年間で、最大88.9%から最小-21.7%(21.7%の増加)までという大きな変動幅が見られるが、それをたとえば、

旧藩政村(ほぼ大字に当る)別でくくって見れば、仙道、都茂という旧村中心地を除けば、最大54.3%から最小23.4%とそのレンジは極端に減少していることが理解される。しかも中心地から遠くなるほど人口減少率が高くなるという地理地形的なパターンも消滅しているのである。このことは多くの藩政村が、多少のちがいはあるにしても、単に地形、交通条件のみならず“谷を共有する”ことによって、共通の農林業生産条件を相対的に持つており、この谷ごとの人口減少率も、こうした農林業の条件を社会的に反映したものと見ることができるのでないだろうか。

表-1 旧藩政村別にみた人口減少率と現在の戸数  
(島根県美都町の例)(註-7)

村名	%	戸	村名	%	戸
板井川	43.9	46	仙道	8.0	173
宇津川	40.2	134	三谷	34.4	63
丸茂	37.3	108	朝倉	23.4	49
久原	54.3	67	小原	40.6	53
都茂	15.9	365	笹倉	29.1	39
津茂	50.3	80			

従来農山村地城においては、村域と部落といったものの重要性の他に、近年では旧村単位の圈域性の持つ重要性が指摘されてきたが、山地地城の場合、部落域では資源、労働力といった点から“小さすぎ”，旧村域ではキメの細かい資源利用といった点から“大きすぎ”なのではないかと考えられる。もっともこのことは、旧村域や部落の持つ意味を過少評価することではなく、山地における生活圏域はその機能と問題に対応して、多様的、多層的な構造を持つものであることを主張するにすぎないことはいうまでもない。

ここで、従来あまり論じられてこなかったこの藩政村の持つ意味について若干の考察を行ってみたい。藩政村の基礎になったものは、中世末期に表われたいわゆる「惣村」であったが、この惣の形成とは日本の村落形成史上きわめて大きな意味を持つものであったといわれる。“……14世紀半ば、とくに南北朝時代以降になると、惣は平常では農業生産の共同体的労働のあり方と結びついて発展し、地域的な拡がりを持つ村が形成された。すなわち灌漑用水の分配、および施設の築造・維持、薪炭・草木のための入会地利用、あるいは村寺、村鎮守などの法会・祭礼などの共同の利害関係を持つ諸行事は惣の機能として行なわれた。”<sup>註8)</sup>

といわれているように、当時莊園勢力の及ばない山間に、数多くの山田、谷戸田が開かれ、新しい農林生産の担い手集団とその居住地が、日本の各地に開かれて行ったのである。

この惣を基底とする藩政村は、その後の幕藩体制の末端に位置づけられつつも、かなりの自立性を有し、明治の廢藩置県によってもこうした基本的性格は失なわれることなく、今日でも一定の役割は失なれていないという見解が多い。たとえば“……かっての藩政村を研究する意義は、それがこれまで述べてきた地域の構造化に抵抗し、あるいは適応してきた主体であるからに他ならない。……歴史的に形成されてきた地域を研究する場合、諸先学の業績から、次の点が重要であるとした。すなわち、地域を最小の単位で把握することであり、近世以降の日本については藩政村を対象に研究すべきである。”<sup>註9)</sup>という歴史地理学的見解は、山村の経済社会や生活環境の整備を考える上でも、重要な意味を持つものであると考えられる。

## (2) 山村における空間と時間のズレ

山地地域の空間的基盤は、いうまでもなく“山”であろう。この山地資源が50年という時間的サイクルを持つ空間であるのに対して、その生活空間は農業への傾斜を強めることによって、1年サイクルへの生活へと大きく変化し、近年では兼業労働などによる1日サイクルの生活へと急激にその時間巾を縮少してきているところに、今日の山村問題のひとつの重要な課題が存在するといえよう。いわば生産空間と生活時間の矛盾が大きく顕在化してきているということであり、こうした事情は、学校統合や施設の中心部集中によってますます拍車がかけられることになったことは、前期過疎対策の結果を見ても明らかであるといえよう。

しかもいわゆる従来の圏域構想なるものが、都市を中心とする生活圏再編といった面でのみ強調され、山地においても山地資源の活用を基底とした生産圏構想とでもいべきものが、全く欠落していたという事情も指摘することができよう。こうした問題意識からすれば、今日の農山村における生活環境形成の主要な課題は、この空間と時間の矛盾、乖離をどう克服し、住民の定住力向上のためにどのような圏域が有効であるかを明らかにすることにあろう。

今日では、一般に山村における末端の部落単位では、生活、生産、労働力、自治といったいづれの観点からしても、

必ずしも充分なものとはいえないという現実は否定し得ないといえよう。一方、すべてを役場所在の中心集落や中心都市に依存することの不合理性も、改めていうまでもない。そこに小学校区などとしての旧村域が、ひとつの拠点性を持った圏域として強調される根拠があるといえよう。しかし多様な地形、地理条件や広大な面積を持つ旧村域のみで、今後の山地における農林業の複合的かつキメ細かい展開に対応し切ることも、きわめてむずかしいというのも事実として否定できないと考えられる。

このような諸点から、今後山地地域においては先に述べた藩政村域を基底とする“集落グループ”とでもいうべき中間的領域の設定がある程度有効ではないかと思われる。

- ① 歴史的にも藩政村などの圏域として、農林業經營のみならず生活を含めた共同体的単位となってきたこと。
- ② 水系や谷、里山の共有あるいは入会的活用を通してそれを維持、管理してきた空間的統一体であること。
- ③ 今日においても水系の管理、共有林の維持や自治会の区域などとしても一定の地域的まとまりを有していること。

などの理由から、こうした集落グループをひとつの基礎圏域として、その中の適切な位置に“グループ拠点”を設定し、基本的な生産、生活、自治に関する機能を発現し得る環境を整えて行くことが重要な課題となろう。またこのグループは、谷や水系、山地を共有あるいは共同活用することによって、在村労働力の確保や組織化、山地資源活用のコンセンサスやその実践の上できわめて重要な基礎的役割を果すことになるはずである。またここで一定の力量を貯えることによって、このグループは“都市を志向する生活圏”と将来の“山をめざす生産圏”的調整的結節点の役割をも担うことができるるのである。

次に、こうした集落グループの形成とともに、山村におけるイエとムラが、いかにして山をめざすシステムを持つべきであるのかという、山地における資源活用の戦略的モデルを仮説的に提示してみたい。すでにくり返し述べてきたように、山地における資源活用の課題は、宅地—耕地—里山—奥山をめぐる多様な活用形態を時間的、空間的にどう調整して行くかにある。そのためには、いくつかの条件を考えられるが、基本的には以下の諸点に集約されよう。

- ① 安定的林業労務の場と組織の創出
- ② 在村農家の林地取得の推進

### ③ 在村農家による分収造林の推進

こうした長期的課題とともに、その中に有機的な短期資源活用のシステムが導入されることによってはじめて、今日の山村におけるイエとムラをめぐる最大の課題ともいべき山林私有制度の時代的、地域的矛盾を克服し、また在村農家労働力の完全燃焼と山地資源の粗放經營に歯止めをかけることができるといえよう。

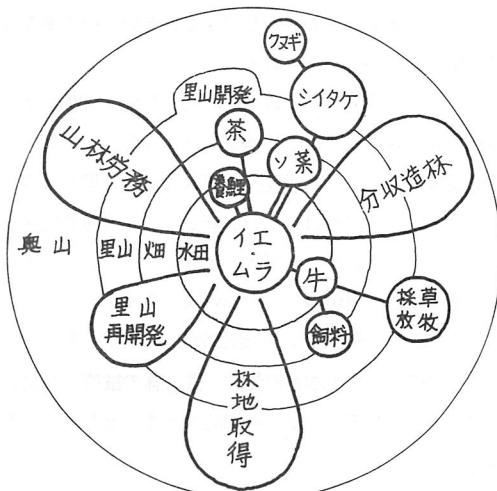
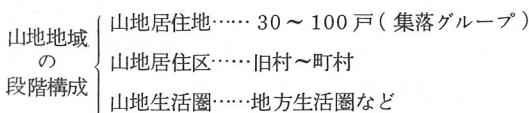


図-4 山地活用モデル  
(作目名は固定的なものではない)

## IV 山地地域の整備方向

### (1) 山地の空間構成

山地地域における都市を志向する生活圏と山をめざす生産圏の空間的かつ時間的矛盾を克服するために、旧藩政村を基底とする集落グループの形成とその意味について述べてきたが、山地生活圏はこうした山地居住地ともいるべきものを核として、さらにいくつかの段階構成や機能構成を持つものと考えられる。



しかしこうした都市を中心としたヒエラルキカルな圏域設定のみでは、従来の圏域構想を大きく超えるものにはならないといえよう。そこで集落グループを核としてすでに述べた生活圏と生産圏の設定と、その重層性が明らかにされる必要があろう。

山地地域 の 機能構成	山地生産圏……山々をとり囲むかたちで山地居住地が連担する圏域
	山地生活圏……山地居住地と中心都市を結ぶ圏域。これはまた生産物の流通加工圏域としても位置づけられる。

こうした山地生産圏の形成にとって、林道や基幹林道あるいは山地リクリエーション道などの役割はきわめて重要なものとなろう。こうした圏域構成にかかるタテ糸（生活道）とヨコ糸（生産道）が整えられてはじめて、山地地域は充分にその機能が発揮されることになろう。

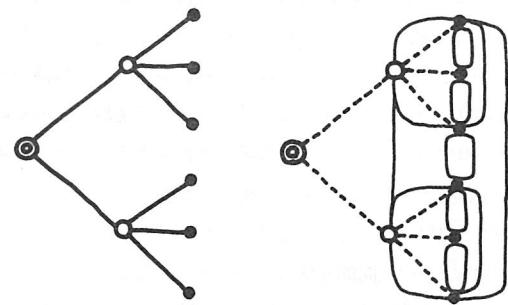


図-5 空間構造の転換  
(道路の場合・リニヤーからサイクル・システムへ)

### (2) 山地の時間形成

さてこのように構成される山地地域も、それが現実的なものとなるためには、圏域形成における時間的矛盾が克服されなければならない。それはこうした圏域の中に表われてくるところの生活と生産に関する時間差や頻度差の問題である。

こうした観点から見れば、これまでの過疎振興や山村振興計画において、圏域や空間形成に対する時間論的配慮はほとんど見られなかったといえよう。都市と結ぶ道路や中心地の施設づくりが優先されることによって、在村農家の暮らしのサイクルは、50年から1年へ、1年から1日へと短縮されて行ったといえる。したがってたとえば、举家離村とは時間一空間論的にいえば、日々のサイクルにしか依存できなくなった農家の“空間移動”であるということができるものである。

今後山地の生活環境の整備に当っては、むしろ林道や居住地環境の整備を優先するという、いわば“時間差整備”

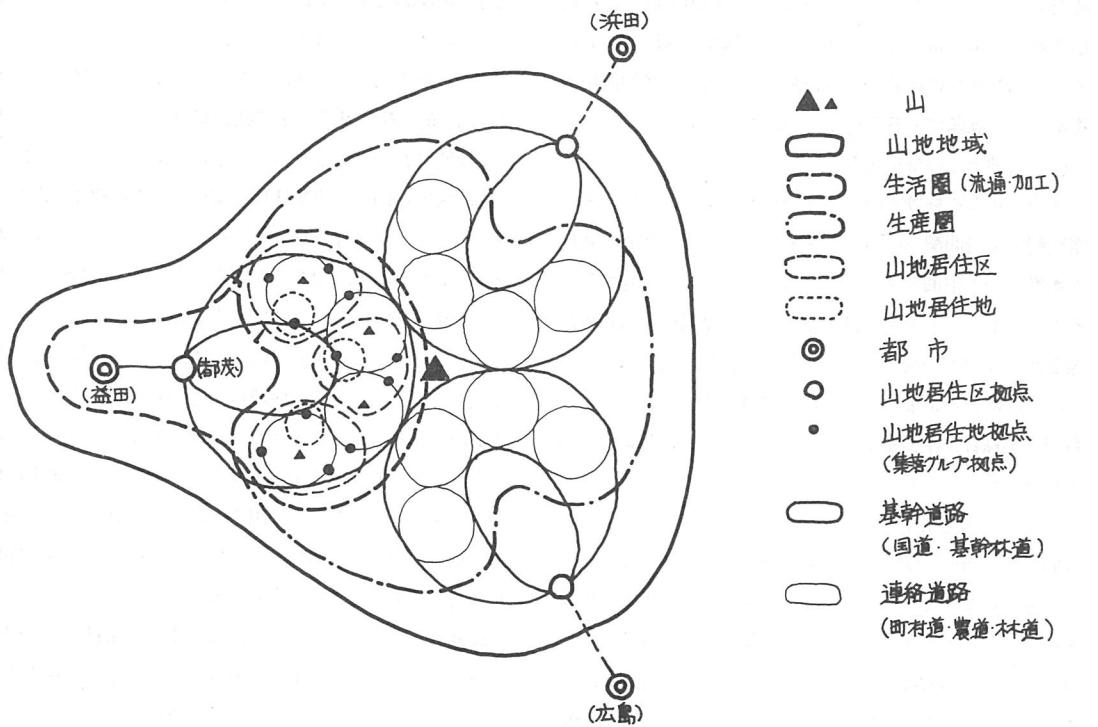


図-6 山地地域の空間構成試案（島根県・美都町の場合）

の計画論と手法が開発されなければならない。都市への道路が整備される前に、農林道の整備が促進されるべきであろうし、学校統合やむなしとすれば、その前にムラの集会所や共同生産施設などが整備されなければ、在村農家の定住力と生活のサイクルは短くなるばかりだからである。従来の整備計画に見られたスタティックな事業、施設の空間配分の上にさらに、施設や事業の機能やその投資効果を勘案したダイナミックな時間配分が加味されることによって、はじめて本来の山地振興という目的が果されるであろう。

### (3) 山地と里山再開発事業

これまで山地地域形成の空間的、時間的課題について述べてきたが、ここではこうした山地居住地形成の上でその中心となるべき事業の構想について述べてみたい。生活空間としての山地地域の核ともいるべき山地居住地のレベルから見れば、これまでの行政タテ割のあるいは画一的な政策や事業は時として大きな限界を持つものであったといえよう。そこで山地居住地の空間改善のための基礎的事業として、その里山に注目した“里山再開発事業”とでもいう

べきものの必要性が痛感されるのである。

それはこれまでの「山地地域特対事業」や「農地造成」あるいは「団体営圃場整備」などいくつかの山地にからむ事業が、山地居住地の実情に合わせてより有効にセットされるべき性格のものといえよう。とくに中国山地の多くの集落においては、すでに述べたように“棚田の再開発”が必要不可欠であり<sup>註10)</sup>、今後棚田地帯においては、周辺の里山地帯を含めて計画的かつ積極的に、水田整備、畑地転換、林地転換、畜産的活用などが促進されて行かなければならぬと考えられる。そのためには、棚田の再開発を主要な契機として周辺の里山一帯に及ぶ

- 農用地造成、農道整備
- 草地開発
- 林地造成、林道整備
- 近代化施設
- 生活改善施設

などが一体的に行い得る小型の事業手法が整えられる必要があろう。

またこうした里山再開発事業は、いわゆる「林業未成熟

地帯」ばかりではなく、"杉が人間を追い出すほど"に密植された里山地帯に囲まれた、一部「林業先進地」においても、過剰植林の排除と里山資源の複合的、多角的活用の復活という課題にも答え得るものになるであろう。

#### (4) 山地とその整備水準

すでに事業や施設の機能やその投資効果に応じて、その空間配分や時間配分の必要性を述べたが、その時どの程度の水準までの整備を事業として扱うのかという問題が生じることになる。しかも整備水準の問題も結局のところ理想像と個々の山地の現実の"ズレ"の問題に帰着するすれば、山地地域の整備に当っては、地域の実情に即したかたちで事業種目や事業量が算定できるようなシステムが用意されなければならないといえよう。

たとえば林道密度ひとつをとってみても、A村とB村では同じ5 m/haとしてのその現実的意味、効果は全く異なったものになっているはずである。とすればそれを10 m/haに引き上げるための事業量も効果もかなり異なったものとなろう。本来投資とはその効果によって決定されるべきものであり、地域の実情に応じて効果測定の可能な整備に関するシステムが必要となろう。A村においては、林道密度が10 m/haが一応の望ましい水準であるとすれば、現実をそこまで高めるための事業、投資は優先されるべきであり、例えばそのために必要な事業費は交付税などに算入されるなどの条件も必要となるであろう。

しかもその整備水準や投資効果といえども単に経済的、所得的なものをねらうだけでなく、長期にわたる山地地域の総体的浮上という社会的、福祉的観点も充分加味されたものでなければ、前車の轍を踏むものになるであろうこともいうまでもない。

#### (5) 山地の政策論と生成論

山地にかかる従来の政策や事業は、きわめて"政策決定論あるいは社会決定論"的色彩の濃いものであったといえるだろう。このことはまた、こうしたものを支えるべき諸学問の大系がまたきわめて社会決定論的色彩の強いものであったことをも物語っている。このことは経済学でいっても、近代経済学のみならずマルクス主義経済学においても、特に戦後社会決定論的色彩を強め、たとえば集落立地論が集落配置論と呼び変えられたことなどによっても知ることができる。しかし山地における50年という長いタイムスパンを持つ空間的現実は、依然として"生成的現実ないし

環境決定論的現実"が相対的であるにせよ、支配的であることを物語っているはずである。

こうした観点からすれば、たとえば従来の事業実施における画一的な採択基準や事業種目配分という方法論は、大巾に改変されなければならないといえよう。そして山地の生成的現実に即して事業種目の選択や基準の緩和が、行い得る手法が開かれなければならないであろうし、事業の配分から財源の配分、附与へというように、公共投資の思想と方法論が転換されなければならない。

このことはまた、山地地域の形成にかかる住民主体の対応的形成、あるいはその地域自立性の向上という点からも必須の条件となるはずである。住民の主体的力量の向上についてはここで改める余裕はないが、このことが確実に保証されない限り、たとえば国の財政投資(負担)も際限なくふくらむ一方であろうし、このことの持つ意味は想像以上に大きいものがあると思われる。

政策のみならず、それを本来支えるべき諸科学の分野においても、今あらためて山地地域の歴史と生成的現実を謙虚に学ぶべき時点に立たされているといえよう。

#### 註記

- 註 1 「鈴木栄太郎著作集・I・農村社会学原理・上」第三章所収松村繁樹論文 未来社・1968年  
註 2 国土庁「農村地域整備状況調査」昭和50年  
註 3 安達生恒、岩谷三四郎、地井昭夫「過疎地域における土地利用の現状とその有効利用の方途に関する研究」(財)過疎問題調査会 昭和51年  
註 4 田中正邦・岡田正行「棚田の再開発」(財)農政調査委員会・昭和53年  
註 5 株小作について、「現代地理講座・2・山地の地理」(河出書房・昭和31年)所収田中豊治論文などを参照した。  
註 6 註5 文献  
註 7 筆者らの島根県美都町の調査より  
註 8 「新版・郷土史辞典」大塚史学会編  
註 9 渡辺則文、堤正信「市町村史の編纂と歴史地理学の課題」広島市公文書館紀要・第1号・昭和53年  
註 10 註4 文献

なお本論文の基礎となった山村の実態調査や整備計画に

に関する具体的資料や考察は、上記註3文献の他、「あすの中津江を考える」大分県中津江村・1977年、「農村集落構造分析報告書」(財)農政調査委員会・昭和52年、

「山地地域整備計画調査報告書・石西地域」林野庁・昭和53年などに分担執筆で収録されている。

## モ デ ル 農 村 計 画

当社ではモデル農村計画、緑農住区のマスタープラン、地域の開発計画の立案などにつき、その基本構想から計画書の作成、効用の算定まで一貫して作用できる態勢にあり、官公庁関係に幾多の実績を有しております。

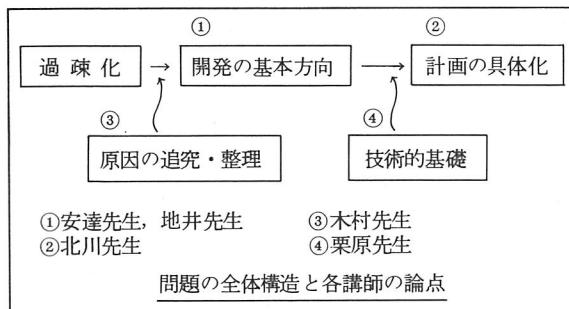
### 太陽コンサルタンツ株式会社

取締役社長 山 崎 不二夫

本 社	東京都新宿区四谷3丁目5番地	03(357) 6131
札幌出張所	札幌市中央区南7条西2丁目	011(531) 2221
九州出張所	大分市大手町3丁目8番6号	0975(34) 7283
沖縄出張所	沖縄県那覇市壺川11番地	0988(54) 5830

## 総合討論会

### 「過疎地域における農山村開発について」



ために、必ずしもこれだけでは割り切れないわけですけれども——からご発言をいただいており、北川先生はそれに対してより計画の具体化の問題を観点としてお話しをされたんではなかろうか。一方木村先生は、島根とは異なる長野県を材料にしてということでございますが、過疎化の原因追求、あるいは、その原因の持つ性格からして開発の基本方向があるべき幅のような点をお教いをいただいたように思います。また栗原先生は、そういう基本方向を具体的な計画に煮詰めていく段階で特に栽培技術の面から具体的な計画に対する拘束条件、あるいは考慮すべき点というようなお話であったように思います。

しかし、諸先生のご指摘にはスタンドポイントの違いはありながら、ある種の共通性が見受けられたのではないかとも思います。それを簡単にまとめますと、一つには今までのいろいろな行政施策が持っていた生活圈構想的なキャラクターに対する批判です。もう一つには、いろいろな形での複合経営への試行、これは営農の内部での複合という面もございますし、より大きくは、都市的問題、農村的問題あるいは山村的問題の複合といいういろいろな概念の複合を総合してですが、複合経営の試行の共通性です。そして、第三には、地域に根ざした対策の重視、これなどは昨日この石見町で自治会に根をおく町行政の現状を目の当たりにできたわけですが、各先生の今後の方向のご指摘にもそった、地域コミュニティの重視のよう共通項が見られるためではないかというようなことを感じたしたいです。

さて、司会があまり整理をしているのも何でして、本日は京都大学の今井先生、香川大学の森下先生からコメントをいただくことになっております。これは、ご講演いただきました諸先生が、どちらかというと文科系のお立場から、あるいは建築地域計画の観点から、あるいは林学の観点からご覧になっておられるのに対して、今日ここに聴衆として参加致しました我々の大部分は、農業土木技術者なわけ

ですね。具体的にはモデル事業の現実化にそれぞれの市町村で取り組んでいらっしゃる方が大部分だろうと思います。そうした農業土木屋と諸先生方との間には、どうしても観点のズレ、関心のズレみたいなものがあるかもしれません。そういうところを若手の農業土木屋を代表して両先生からつなぎのコメントを期待できますと、パネルディスカッションと皆さまとの間の風通しが、良くなるのではなかろうかということでございます。

まず、森下さん、お願い致します。

森下 いかんせん山村問題、過疎問題につきましては、本当に素人でして、ご講演の先生方からは本当に多く教えられて、啓発されること反省させられる所が多かったと思います。専門的な事は私の方ではわかりませんので、つなぎの役割りを果たすことができるかどうかは、ちょっとわかりませんけれども、一応質問の形で各先生方にお聞きしてみたいと思います。

まず安達先生にパラダイムということについて、もっとわかりやすくご説明いただければと思っています。それと私が感じたのは、一番最後のまとめのところでうめ込みということを言われたのですけれど、そのことをもう少し具体的にご説明いただければと思います。

続いて栗原先生にですが、作物の選択というのが複数になるというのが一般的である、というふうに書いておられるのですけれど、栽培学の立場から作物の選択が複数になる必要というのを、もう少しご説明いただければと思います。

北川先生には、こういう農林業コンビナートっていうのは、昭和30年頃までの林業生産が一定の生産を保ちながら維持されていた時に、実際山村であったんじやないかと思うんですね。けれども、一度こういう生活、生活生産って言うのは衰退して、それをいま一度盛り起きてうつというふうな考え方だと私には思えるんですけれども、はたして、30年頃までこういう生き方って言いますか、あり方っていうのがあったのかどうか。農林業コンビナートでは、分散的多種目、少量生産になってしまふんですけれども、流通の形式として、産直をどう考えておられるかについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

木村先生は集落ということで、こだわっておられたんですが、圏域の問題として考える時、集落単位で農地は、だいたいまとまっているのですけれども、山林というものは

果して集落単位でくくり出せるものかどうか。それは地井先生にも聞いてみたいと思った点です。

地井先生にはもう一つ、谷と山の圏域というのは、重要な主体性を持っているというふうに言われたんですけれども、具体的な事をもっとお聞きしたいと思っています。また集落グループという事を提案されておりますけれど、先ほどの木村先生のお話ですと集落が異ってしまうと、もう生活生産そして意識構造まで変わってしまうということなんですが、その点をどういうふうにお考えになっておられるのかという事もお聞きしたいと思います。

今井 京都大学農学部の今井です。違う先生方からそれぞれの立場をふまえつつ、地域開発という1つの総合的な話に接近しようとするお話を伺いました、大変参考になりました。

農山村地域の過疎問題に関しては、すでにたくさんの調査、あるいは研究報告が出されております。事業としても過疎法を中心として各分野でたくさんあると思います。ところが過疎問題に関しては、必ずしも問題が明らかになり、問題の解決に向っていると楽観的には申し上げられないのではないかと、私は感じております。本日の5人の方々のご報告も基本的に、現状に対する批判がこめられていたようを感じました。そして、専門の分野が異なっていながら、あるいは立場も異なっていながら、その主張にはかなり似かよっている面があるのに多少驚きを感じていました。それとともに、農業土木の分野としては、農地の土地改良を通じて農業生産の発展にかかわってきた実績については、自負があるかとは思います。しかし、その場合施設あるいは土地改良事業を中心としていて、地域をトータルなものとして見る、あるいは、刻々変化していく農業生産、あるいは農林業を含めた、あるいは工業、都市との関係を含めた形で見ていくといった経験は、比較的最近になってからではないかと思います。その点に関しては、北川先生のご講演の中にも明確なご批判がありましたし、また、はっきりとは申されませんでしたが、おそらく安達先生にも強いご批判をお持ちのことだと思います。で、私達もその点をこの機会を利用して学びとっていかなければならないという事を痛感しました。特に過疎問題のように、地域のあらゆる側面を考慮した上での対処を要する場合には、単なる基盤改良だけではうまくいかない。総合的な関係をふまえ、さらに、その後の変化に対応していく、アフターケア

一なども含めて考えていく立場が必要であるということが指摘されたと思います。この場合、問題がさし迫っているという事から実現可能性あるいは、効果の早急な発現に重きをおいて発想しますと、そもそも、過疎問題を発生させた根本問題との関係が忘れられて、対症療法で終わる場合が少なくないように思われます。したがって私たちの日常の発想そのものを転換する必要がある。そのことを安達先生は、いくつかの事例を紹介しつづべられたように思われます。各先生方のお話には、そのような全般的な事に関するいろんな示唆が与えられた一方、もう少し説明をお願いしたい面もありましたが、時間も制約もございますし、二つの点にしぼって質問をしたいと思います。

一つは農村、農林業の担い手に関する問題です。家族経営や既存の集落のもつすぐれた点を見いだしていく立場から、担い手の問題を発想している先生と、新たな農山村開発のあり方から見ますとそれでは不十分である、第三セクターといった新たな組織論・組織というものが必要であると発想しておられる先生とがおられたように思います。安達先生は農山村のポテンシャルは高いのだ、それをただひきだす場がないといいますか、方法がないだと語っておられましたが、その場合の担い手に関して実現可能性みたいなものをお話願いたいと思います。北川先生に関しましても第三セクターの担い手、特に生産、複合経営との兼ね合いから見た担い手の具体的なイメージを語っていただきたいと思います。地井先生の共同体という、藩政村をベースとした共同体のお話についても、もう少し現実と結び合わせた形でご説明いただけたとありがたいと思います。

次に、もう一点は、農山村開発の技術経営論です。どの先生もほとんどぶれられた問題は、複合経営だと思います。で、複合経営というのは、特に技術的な面と関連いたしまして、農業というものが経営、経済の論理だけで、完全にわりきれない。自然のサイクルに規定された面を残しておる。その中に農業の本質がある、という考え方からしますと、複合経営の見直しというのはもっともだと思いますが、その複合経営に関するイメージが、諸先生方によって少し違ってきてるよう思います。栗原先生に関しましては組み合わせの論理についてはすでに森下先生からご質問があつたのでさしひかえまして、安達先生のシステムとしての複合経営の、おそらく内部循環の問題も含めた側面と、経営

的側面のストックとフローとの関連、その二つの統一した形でのイメージではなかったかと思いますが、その点に関して少しご説明いただきたいと思います。また、北川先生もストックとフローという言葉を使われましたが、その場合、林業生産というひとつの生産形態と農業経営とが、果して内部循環的な側面をもっているのかどうか、ちょっとイメージできませんでしたので、その点をお願い致します。

それから、同じ複合経営の中で語られた集約制という言葉につきましても栗原先生の生態学的技術の裏づけをもった集約制と、北川先生の自然の多様な側面の集約的利用の間には、かなりズレがあるように感じたのですが、その点に関してふれていただけるとありがたいと思います。それから地域特性、慣行技術などの見直しという点に関し、北川先生の在来型工芸中庸技術を取り入れる、そういう主体と、そういう技術内容との関連ですね、第三セクターという形式が、はたして適切であるのかどうか、そのあたりについてもご説明いただきたいと思います。

司会 どうもありがとうございました。え、まことにドジな話で申し訳ないんですが、会場の音響効果が悪いのか司会者二人とも今のお話七割か八割は聞きとれませんので、コメンターからご発言要旨のメモを頂戴して検討いたします。その間少し座席を移動した上で只今のパネラーの質問部分にまずお答え下さいませんか。

安達 まだパラダイムって何だって事でございますが、パラダイムっていう言葉は今頃よく使われるようになりますが、実はよくわかりません私も。日本語に訳しづらいのですが、要するに私の解釈では物の考え方から、それによるテクノロジー技術の問題、技術の体系といったら良いでしょうか、そういうものをみんな含んだ一種のトータルの枠組っていうような解釈でだいたい感じがわかるのではないかと思っておる訳です。

で、私が組んだパラダイムっていうのは、まことに初步的なんで、お笑い程度かもしれません、私は、農村につきましては人間の住まい方、いったいどういう住まい方をするんだと、その点がまず一つと、それから農山村ですから土地の問題は重要だと思います。土地に対してどういう考え方をもつのか、どういうふうに使うのが一番いいのか、三番目は、産業の問題、私は農林業を含めた複合型がいいんじゃないかと申し上げました。四番目は生活の問題ですね。五番目は、自分達の作ってる近隣社会の問題、この

五つの問題点について私なりに思考の枠組み、一つのテクノロジーみたいなものを考えてみたい。それを考え直す事が、これから農山村開発にとって、とっても大事な事、ことに過疎地に対してはそうだろうというつもりだったのです。何故かと言いますと、いわゆる、今までの近代化のパラダイム、高度経済成長の中のパラダイムって言うのは、大体、皆さんご想像のものがあったと思いますね。自由競争、成長、高率化、巨大化などだ。こういう事でやってきたところ、そのパラダイム自体が過疎という事を生んだんだろう、というのが私の解釈です。ですから、過疎というのは、今の都市の過密と双子である、というのが私の考え方なんです。だから過疎地をなんとかしなくちゃいけないと言うならば、当然パラダイム自体を変更しなくちゃどうにもならないだろうと。その事をぬいて技術の面を少し言ってみる、行政の面を少し言ってみる、というそれだけの事では、片付かない問題なんじゃないか、そういう観点をここで出してみたいとそういう事でございます。

もう一つは一番最後に書いた埋め込むて言う言葉ですが、これはカール・ポランニノという、まあ経済倫理学者だと思いますが、その言葉をそのまま借りてきたわけで、言いたい事はこういう事なんです。

私は、具体的な事例を媒介にして法則的なものを取り出したいという接近法をやっておるわけですが、その場合に非常にいい例になるようなものは、いわゆる優良事例である。世の中で優良事例っていうのは、非常に数が少ない。そういたしますと、それがあるっていう事は、否定しないが、それは極めて少ないんじゃないか、特別ではないかという事で外へ追いやっちゃう訳ですね。その追いやる側の論理を整理してみると、そういう人達には、ひとつの固定観念がある。たとえば、ヨーロッパ流の合理化過程っていうのが一番いいんだと言ったのがある。日本の学者は、それで頭がいっぱいだと思います。それがございまして、それにはまらないやつは、特殊だ、あるいは遅れてんだと言っちゃう。

そういう思考の硬直性は、私は問い合わせなければいけない、と思うわけで、ですから私、はめ込んでっていうのは、ひとつの特別の例かもしれないが、それがでたっていう事はやはりいろんな意味がある。だから全部の状況の中で、数少なくてそれをはめ込んでみて、その存在の意味を全体の中でもう一回考え直す事が大事じゃないか、とこう

いう事を言いたかった。言いかえれば、価値の多面性を認めようじゃないか、社会現象の現れ方の個別性っていうのを尊重しようじゃないか、というような含みで、ちょっと言葉たらずなんですが、埋め込むて言葉を使ってみたわけです。

司会 ありがとうございます。ただ今のご説明で、だいぶ解りやすくなつたと思います。どういたしましょうか。ついでですから、先生宛の質問に続けてお答えいただきましょうか。

安達 はい。一つは扱い手問題だったと思います。私は扱い手のポテンシャルっていうのは、どの社会にもあるんだけれども、このポテンシャルの発展のさせ方っていいですか、その方法が、幼稚であったんじゃないか。あるいは、画一的であったんじゃないか、だからはっきり顕在化しなかつたんじゃないかなって感じが強いです。四点について申し上げました事は、自治会作りっていう事をやってみたからですね。意外に良くできた、という事なんです。この問題につきましては、日高さんがいらっしゃいますので、これ以上申し上げる必要はないと思います。ですから私はポテンシャルって言うのは、あるんだという前提に立って見ようではないか、そうなると、その引き出し方、顕在化の手法みたいなものが大事であろうと。その引き出し方あるいはポテンシャルが発展する場をですね、ソフトな面も十分取り入れながら考えていかなければならないだろうと。

ちょっと言葉がおかしいですけれども地域政策って言うのは、そういった仕かけ方みたいなものが、たいへん問題であろうと思います。その仕かけ方の中で大事な事は、やはり自律だと、自活性を高めるとかいう事であって、金出すから何かやれ、やったからにはこういう組織を作りますよというような、今までの行政の中のああいう手法だけではポテンシャルが発展できないんじゃないかと、そういう事を申し上げたい。

それから複合経営は、直接私への質問ではなかったかもしれません、共通問題でありますので、ちょっと申し述べたいと思います。私は複合経営というのは、個別経営が複合化するのが一番いいんだと思っております。しかし、そういう条件をもっておる農家というものは、たとえば一つの集落が百戸あれば、二戸か三戸ぐらいだろう。つまりいろんな土地をもっておるとか、家族構成も二家族位であ

るとかですね。今なお牛を飼い続けていたとか（いったん牛をやめた農家に、また牛をたってこりや無理ですよ。第一、その若い奥さんは、絶対飼わせません。くさいから（笑）。），いろんな条件があると思うんです。

ですから、個別複合経営っていうのは望ましい事なんだけど、現実にはごく数えるほどにしかない。そこで第二番手としてですね、私は地域、集落が地域の一番の原点だと思いますが、その単位での地域複合って言うものを考えるっていう事なんです。私の場合その地域複合にいささか戦略的な考え方があるんで、自分達の地域複合の体系を自分達で作り出す事によってですね、今まで三軒しかなかった個別複合経営を4戸か5戸に増す事ができるんじゃないかという事なんですね。ですから作られた地域複合システムそれ自体が非常に貴重なんだという意味ではないんです。私は孤立型がたくさんあってほしい、しかし実際は少ない。それをもっともっと多くする、その一つの手段として地域複合ってものが生かせないかという、比重が少し違った考え方をしているわけです。これがいいのかどうかご検討願いたいのです。

それから複合経営を言う場合に必ず問題になりますのはこれが市場問題だという事です。十分な裏打ちしなければ、ただ言うだけであって、なかなか出来ない。作ったがいいが売れやしない。つめが、まだ不十分ですので、問題の指摘だけにとどめさせていただきたい。以上でございます。

司会 どうもありがとうございました。同じく今井さん森下さんのコメントに答えて、ご意見をいただきてしまった方がいいですね。森下さんからのお尋ねのもう一つは栗原先生に対して、作物選択が複数になる必然性がよくわからない、という事だったでしょうか。その点について栗原先生、簡単にお願いできますか。

栗原 一つは作物の性質がございます。性質とは、作物の作期の長さですね。じゃがいものように非常に短かいものもある。当然後作のことを考えるという事でどうしても複数になっている。第二には、同じ自分が所有している土地でも土地の性質はそれぞれ違っているわけです。たとえば、極端な事を申し上げますと、水田でも、品種を変えたりするわけです。これは、土地が均質でないと知っているからそういう事をやるわけです。だからたとえば、タバコに適した土地には、タバコを作ろう、という事にな

ってきますので、必然的に複数にならざるを得ない。第三点としては、栽培に伴なう労力配分です。ひとつのものを作れば労力は、集約しますけれど、やはり経営的に考えると複数になると。この三点からどうしても作物は複数にならざるを得ないと言うのが一般だと申し上げたわけです。

司会 ありがとうございました。では次に北川先生へのご質問を簡単に。

北川 私が農林複合あるいは農林コンビナートということを言ったんですけども、それは日本の場合では30年段階でそういう原形があったんじゃないかな、そういうものの見直しなのかと言うような話でしたね。もう一つは産直をどう考えるかという二点が森下先生の質問だったと思います。

まず最初ですけれども、第一点は、大部分は、そういう事だと思います。30年段階頃まではそういう意味では農林複合的な内部循環がある程度出来上っていた。しかし、完全にそれを見直していくのかっていうと、必ずしもそうではない。30年段階の問題点っていうのは、そういう生産の複合的な結びつきはあったけれども、流通加工の面の循環は、必ずしもなかった。そういう意味で完全な見直しと言うのではなくて、新たな現在の段階に適応したコンビナートというものを、考えていく必要があるのではないかという事と、さらに又、新たなものを導入していくという側面もあると思います。

それから、「産直」の問題ですが、生産と消費を直接結びつけていくという考え方、これはたしかに合理的とは思いますけれども、実は10年位前から、生産地が出来てくる過程で都市と結びつけていく形でかなり進んだところがあったんですけども、なかなかうまくいっていない面が多いんですね。というのは、考え方はいいんですけども実際には安定的な、需要と供給がうまく結びつきかねる面があるわけです。ですからかなり特殊な条件でうまくかみ合っているところはいいんですが、そうでない所は、何回かやって、壊れていった例がむしろ多いんです。

だから私は、産直否定するわけじゃありませんけれど、大多数は難しいから、そういう生産を集積して配給する機能をもった総括者が必要であろう、その総括者が第三セクターでいいんじゃないかなというお話をしたわけです。元来なら農協とか森林組合あたりがやるべきだと思うのですが、どうもちょっと現状では、そこまでいっていないと思

つておるわけです。

それから今井さんのご質問がありましたので、ひと言だけつけ加えておきますと、安達先生が先ほど総括的にお話しになりましたから、あまり付け加えるところもありませんけれども、農林業の担い手が私の場合とちょっと違うんですね。何で第三セクターのようなものを持ってきたのか、それが本当に担えるのか、というようなご疑問がありました。そういう意味で個別経営を担い手として見るのか、組織的な総括者というのが担い手なのか、どちらが重点なのかということじゃないかと思いますが、やはり生産そのものはかなり個別的だと思うんです。基本的には……。

個別的だけれども複合的なものをやっていきますと、少量分散的なものにならざるを得ない。ということになりますとですね、そういうものを個別で最後まで展開することは難しい。だから生産を集積して、それを配給していく総括者、流通加工のプロモーターというようなものがどうしても組織的に必要になるんじゃないかという事です。個別経営を否定しているのではなくて、個別経営が展開する一つの条件を組織が確立していく、そのために協同組合的組織があるわけですけれども、現在ちょっとそのへんが、かみ合っていないんじゃないかと言うことです。

もう一つは、複合経営の問題ですが、私がしてきたのは、安達先生は、総括的におっしゃってましたけれども、二つの面を指摘したのです。

一つは、時間的な複合、つまり生産期間の長さ、作期の違い、林業と農業は、とくにそうですね。かたや50年といふばかでかい話なんですから。そういうのと短期のものを結びつけていくという意味では、さきほどの、みつまたがあるだろうし、薬草があるだろうし、その他いろんな林間作物がある。そういう時間的な結びつき。いまひとつは空間的ですね。たとえば、林木の生産とみつまたとか、あるいは、わさびとか言ったものを空間的に利用していく。かって、30年段階にはかなりそうした面があったと思うんです。それが崩れてきているという所が、過疎の一つの大きな問題にもなっていると考えるわけです。

司会 ありがとうございました。どうも最初のパネラーの意見をフォローできなくて、司会がもついているうちに1時間近くたってしまったわけですが、両メンターからのお尋ねのうち、まだ集落の圏域関係が待っていますので、これについて簡単に、まず木村先生から。

木村 前に私どもが滋賀県の余呉町で調査をやってまして、ここの場合は、集落のもっている林野は、部落共有林だけだったんですが、これは農地と同じように明確に区分されています。そういうような所では、農地と同じように林野も区分できると思うんです。ところが、下伊那の場合では、非常に分散しております、さらに、村有林だとかがある。そうしますと集落に付属する土地として、農地と同じような領域がなかなかとらえにくいのです。

司会 よろしければ、地井先生からもこの点について。

地井 それでは、ただ今のご質問についてちょっと。まだ不十分だと思いますが、私の考えている所をお話し致します。まず集落グループというようなことを言い出さざるを得なかったのは、人口減少率ひとつ取っても集落単位でものすごい差が出てくるのをどう解釈するかという問題が1つあったわけです。つまり90%人間がいなくなったのと20%増えたというような一方で、これをグループでくくってみると、30~50%の間に全部おさまってしまうのはどうしてなんだろうと思ったわけなんですけれど、これは地理的には、まず私が昨年やりました美都町の例では、全部一本の谷、それがY字型に分かれている場合もあり、3本に分かれている場合もありますが、基本的には、ひとつの谷で全部くくれる、ほとんどくくれる所に相当する圏域なんですね。それが、江戸時代の藩政府の圏域とほぼ一致するんです。全部とは、言えないんですけど。そういう物理的なひとつの谷をひとつの骨格とするまとまりというのは、存在しているということが言えるじゃないか。ですから、断面図を書きますと尾根があつて川があつて、尾根がある。そういうV字型の空間をだいたい共有する圏域として藩政があったということは、おおまかにはいえるだろう。それで、人口減少や、その他農業経営の状況をくくってみるとわりあいいける。

それから、そういう集落グループということの時代的意味とはどういうことかというお話をあったと思います。私の経験では、たとえば広島市の近郊地帯ですね、今日においてもいわゆる共有林を売るのを認めるかどうか、それは都市化を共有するかどうかということになるのですけれど、依然として大字単位ぐらいの総会というものが決定的な力を持っている。しかも、歴史的にはそういう所で木を売って学校をつくったり、集会場を作ったりするということを、つい最近までやっていたわけです。都市化の動き

においてさえ、そういう大字ぐらいでくくれるような単位での共有林の動向は、非常に大きな意味を持っていると考えます。一応これで……。

司会 ありがとうございました。お伺いしております、お二人のコメントのご关心は、一つには扱い手の問題、もう一つには、複合経営の成立の可能性、になると思いますが、ということは大きくは、黒板でまとめました午前中の諸先生のお話の三つの共通項目にくくられる、あるいはその中より具体的な問題になるかと思います。時間もそうございませんので、できれば話題をそれぞれ区切りまして前に進めたいと思います。

黒板に掲げました一番目の生活圈構想批判、あの文章は、からずしもうまいとは思いませんけれど、いわんとしていることは、さきほど commenter の今井さんのお話にありました在来の農業土木がやってきた諸事業は、どちらかというと対策の緊急性に追われていて、対症療法的個別土木工事に偏っていたきらいがあったということです。この10年の農村計画の考え方自体の動きもあるいは原因したのかもしれません、モデル事業に代表される現在の農村整備、当然過疎地域における諸事業も一番大きな部分はモデル事業が担っているはずですが、これが生活面の対策ばかりに偏重していて、生産対策が抜けていたというところが、先生方の共通のご指摘ではなかったかというのが一番です。

もちろん逆に生産さえ保障すれば、それで過疎地は開発されたことになるのか、というとそうでもない、というあたりが諸先生の共通部分だったと思います。そういうのをひっくりめて地井先生でしたでしょうか、「トータルに地域を見ていく山村の生活対策問題というのは、総合開発の良い例である」というご指摘があったと思います。今御出席の皆さんには、たまたまモデル事業・過疎地域開発事業に具体的にお取り組みになっている中で、当然、今までの諸事業が生活面に偏っているといった問題点は事業を進める中でお気づきになっておられるわけですね。それが、なぜそうでなければならなかったのか、あるいは、そうであったことが、今までの取り組みにどんな問題点をなげかけているのか、といったところを少しディスカッションしてみたいと思います。

ちょうど匹見町の大谷町長からご質問をいただきております、一つには「林業について」北川先生に、もう一つ

は、地井先生に、「集落振興について」です。匹見町は島根県の中でも、非常に過疎対策・過疎再開発の進んでいる町だとうかがっておるんですが、そういうところで、なおこうしたご質問が出てくる、特に今までの事業が集中しておりました集落振興について、地井先生にあらためてそのあり方をお尋ねになるような問題が、匹見町の場合どんな形であるのか、大谷町長に問題提起との形でお話ししていただけだとありがたいのですが。

大谷 今日は地域農政研究会の帰りなんです。今日の研究会は過疎が中心ですけれど、過疎計画の中でもう一つの問題点が残っております。施設に重点をおいていいのかという意見もあるのですが。現在私の町では、十年かかって道路整備ができたという状態です。まあまあということですが、それ以上のものは、今後の十年をまたなければできないので、十年位で物事が良くなると考える人の方がせっかちだと思う訳なんです。町長も、一期では何もできなくて二期目でなければできない。十年の中であともう一年ですけれどその中で施設にかたよっておるとか、生産の関係が出んのじゃないかと言われるのは、当然のこと、世間並の生活環境整備に重点がかかるておる。

これから残されておる過疎地帯というのは（過疎という言葉は私は嫌いのですけれど）人口が流動していくのに、車をもって流動するという姿が出てくる訳です。若い者がUターンしても、必ずそれは車を持っております。あるいは新しいお嫁さんを迎えるにも自動車がなければこない。従って、生活環境、特に自動車の通れる道路整備が重点になると同時に、自動車社会の文化に染った人達のUターンに対して、その受け皿たりうるものを作らねばならないということがあります。

もう一つは、若い人が出て行って、空洞状態になっていて、私の所で平均年令が47才になります。過疎地帯は、毎年一年づつ年をとるという皮肉な表現もありますので、8年たつと55才の定年にならんとも限らないわけです。要するに高齢者社会が出てくるという事も、これも否めない事情です。またこうした高齢者社会になってくると、土地利用が手うすになってくる。農業で生産限界地という言葉がありますけれど、過疎地は、人間生活における、生産限界地ではないか、そうすると農業の限界地について、手当があるならば、生産限界地に関してもしかるべき手当があつて当然なのです。しかし、今は過疎地における対策と

いうよりは、都市対策という問題の方が比重が高いを感じが強い。

三全総は、都市から見たもので、山村から見た定住構想というものはないわけです。我々は、押されぎみであったわけですけれど、それはともかくとして、二つにしぼって、ちょっと感じた事を質問したい。

一つは、北川先生に対する林業振興の問題です。林業振興と言われて、農山村といわれますけれど、山村はあっても林村はないわけです。林業があつて初めて山村があるとするならば、私は林村があつていいんじゃないかな、なんでも林村とは言えないのか、が不思議でならないのです。問題は、林村の対象というか、本当に林業に取り組む場合は林野庁なんですね。林野庁は町村長が言ってもなかなか相手にしないわけです。町村長が相手にされる場合は、林道を作ってもらうところだけです。その他は全部、森林組合なんですね。ところが森林組合は現在そのほとんどが沈滞している。こういう森林組合のことを、私は睡眠組合と言いますが、睡眠組合になっているから林業が栄えないし、山村が栄えない。町村長が相手にされない林野行政があるので私は、無理をして森林組合の組合長になったわけですが、農業の関係では、必ずしも、農協組合長が行かなくても、町村長が相手にされるのに、林業に関する限りで町村長は、どうも不信任されている。ここに私は、現在の林業が振興しない大きな原因があると見ています。

さて、北川先生が、おっしゃるコンビナートの問題ですが、現在は、港湾が林業コンビナートですね。ここへ外材が揚る。それを、拠点にしていろいろの林業コンビナートがすでに出来ちゃってるわけですね。こうした状況のもとで中山間地帯における林業関連施設の集積地振興といったことが、果して実現できるだろうかと言ふことです。そのへんに一つ問題があると私は思います。

もう一つの問題は、現在の林業の実体なんですが、造林の実体を申しますと、ご指摘のように公団とか公社の機関造林事業が三分の一を占めているわけです。これが大きな雇用機関をなしているわけです。そのことが一つも注目されないまま、公団造林もかって島根県には、新植面積 1500 ha だったのが今は、その半分しかない。公社にしても今、ようやく 1000 ha 達成できたところで、これが 2000 ha になる要因はないわけです。こういうような機関造林が積極的に転換されて山村における、雇用機会の拡

大に結びつくように国がもっと積極的に、企業に対すると同じような形で機関造林に関する融資を増してほしい。こうした事によってUターンする青年がやはり造林事業に取り組めるわけなんです。必ずしも工場で働くなくてもやっていけるという事が言えるわけです。こういう研究機会をとおして、国の機関造林に対する融資の拡大というものが、大きく取り上げられないと山村は、もっと衰微すると思います。

山村開発の多目的性がいろいろ言われています。しかし我々はそういう目的、美しい空気をつくるとか、水をつくるとか、そんな体裁のいい事で山村を経営しているのではない、そういう意味で山を守っているわけではないのです。本当に困っている農村の中に、雇用の機会を作る為に造林をするわけで、それがたまたま、良い結果になっておるという事なんです。自然保護が先ではないのです。そういうような意味で、造林に対する融資の拡大というものが、国の大規模な国民的な要望というか、日本全体の国土を荒廃させない方法として、もっと積極的に高い視野から取り上げていただかなければならぬのではないかと思っております。それから、

次の集落の問題ですけれど、地井先生がおっしゃっているとおり、集落というものは、統廃合する際、谷とか川とかいう形によるというか山の峰を越えて隣の所といっしょになるという事はないのです。まあ、古い小学校の校舎の形において、やはり一つの形を作るというか、自主的、民主的にコミュニティとしての自治会の組織を作るとするならば、過疎対策も、もう少し良いものになるよう思うのです。集落が崩壊したから過疎対策というものが出てきたわけで、数集落を集めて集落の戸数をまとめられるならこれが一つの単位になるのではないかその中における農業と林業、あるいは、生活環境の整備で、簡易水道は全部普及しましょう、生活道路は全部舗装しましょう、さらに集会場を作つてあげましょう。老人は、一人で寝るのでなくして、家庭の中で、全部それをみてあげましょう、ホームヘルパーも全部そこへさし向けてあげましょう、あるいは孤独老人とか、老人の夫婦の所へは、副食を一週間に3回届けるとか、いろいろな事をやっておりますが、そのような形で生産と生活と福祉の三つがありまして、集落に総合的な対策を取れるようにするなら、私は、もうちょっと良い事になると思うわけです。

しかし、その対策については、やはり、すべて援助して下さいという事になりがちなんですが、なかなかそうもいかない。たとえば農業の問題にしてもその中には経営規模が非常に小さいですからミニ総合でも対象にならない。もう少しミニミニのものが必要なのですが、そんな小さいのは県の仕事だし県の情勢が悪ければ、県には取り上げてもらえない。そういうミニミニの、もっと細かい所を対象にするものについて、国が、三分の一でもいいですね、陽をあてる、そういうものがないと事業が前へ延びない、冷えこむばかりなんですね。そういう形の対策が進められるならば、集落という団体における生活と生産と福祉が、完全な総合体制をもって、活力のある、もっと生き生きした人間性が呼びもどされる集落ができるわけです。そういう集落ができれば、過疎地域に対する農山村の開発というか、現状維持というか、そういうものができると思います。

もう一つは、一口に集落と言っても現状のままでおいて良い所もあれば、産業振興で、てこをいれさえすれば地域特産によって所得が上ってくる所もあれば、あるいは、21世紀には人口が2500戸ないし、3000戸に増えるだろうといった、めぐまれた環境の中で、受け皿作りが可能な地域もどこの村にもあるわけです。そういうことも踏えながら、いま町村が対象になっている諸事業をそうした集落を対象に変える。新しい国の総合過疎対策でそういうものが具体的に出るならば、単なる環境作りではなくて住民を本当に大切にした生き生きとした山村作りが可能であると思っているわけなんです。従ってそういう面について適切なご指導をいただくと同時に、我々の声は非常に弱いので、先生方の声をとおして、中央の官庁なりそれぞれの諸機関の人達が理解のある政策を打ち出していくだけるように側面的なご援助を心からお願ひして私の話を終わります。

司会 ちょっとお尋ねの内容とお答えがずれたようですが、ご意見非常によくわかりました。今のようなお話は先程、安達先生が、「公共投資の思想と方法論の転換の必要性」ということでおっしゃいましたのと同じく、黒板上の整理の2番目のうちの農業と林業との複合についての政策に関して、国でも発想の転換をしろ、ということですね。もう1つの問題、集落については、地域に根ざした地域開発のあり方に、国として制度的にバックアップしろと、そういうお話のようにうかがいました。ということは、いろ

いろ先生方からご指摘されたような現行事業の不備はあるけれども、それでとにかく道路が整備された、集会場がある程度できた、云々というような意味では、そうトンチンカンなことをやったわけではなくて、それなりの成果はあったという考え方でよろしいのでしょうか。

大谷 私は端的に言ったわけで、施設だけで10年かかった、その他のことをしていないというわけではないのですけれども、しかし、残されたものは世の中全然変わってしまっているわけですね。変わるためにこたえるやり方というのは今後でなければできない。

たとえば、石見町は、御覧のとおり基盤整備が行なわれていますが、しかし、転作問題を抱えて農家の人は達が、これで今後の10年、本当に迷いのない農業を営めるかという問題は残るわけです。が、一応曲がりなりにも人並の道路ができたり、電話が普及したり、家庭の中においてもテレビが入りましたし、冷蔵庫も入りました。人並みのものにはなったわけです。これからは改めて、世間並みに生産を上げるには担い手の問題、高齢化社会への対応問題が残っているわけです。

司会 今後の過疎対策のあり方についての、山村・町村からの要望とうかがってよろしいかと思いますが、そうしますと、現行の過疎対策事業では必ずしもカバーできないように思うのです。我々は今、望ましい方向に過疎対策が変わる前提で話をしている面があるのですけれども、このまま放っておくと事業というのは在来の形のままで引き続くわけで、その辺について安達先生にご意見をいただければと思います。今、町長からご指摘のありましたような過疎対策事業の実施形態、制度を正す方向で、生産や取り組み態勢の重視、変換は、どうすれば可能なのかということが、今まで議論からすりぬけていた様な気がします。

安達 来年で切れる現在の緊急対策措置法を「何らかの形で延長せよ」といっているわけですが、その場合、学者サイドで考えるものと、実際町村の方が政治的に考えることと、若干ずれがあります。私などは、直に申し上げますと、今も指定町村が全国で1,093あるわけです。その指定町村の中には若干ですけれど、卒業生を出していいではないかと、同時に、今まで指摘されていなかったけれど、やはり過疎という病気がずいぶんひどいから、新入生ができるてもいいのではないかと、そういう交替が考えられないかななどというのですが、これは、行政担当者か

ら全て拒絶されます。現在の過疎法の延長に踏み切る県、町、村の結束が乱れるからだめだというわけです。ならば、せめて運営面で傾斜がつけられないか。たとえば、ここにいらっしゃる大谷町長さんの匹見町などは、まだ病気が治っていない。今、医者の手を引けば、また病気がぶり返すということもあるのですね。

昨日ご覧になった石見町は、最近5年間、人口減少率が今まで14%，14%と減っていたのが、3.6%と全体からみれば大変回復しているように見えるけれど、しかし、石見町を役場等のある中野、井原、矢上の中心部と、そうでない日貫、日和に分けますと、中野なんていいうのはむしろ、人口も若干増えているのですが、日貫、日和は依然として18%ぐらいの人口と世帯の減少が続いているわけです。こういうことを考えますと、過疎が一見直ったかに見える石見町でも、医者の手を引けばまた病気が出るだろうと思います。そういうものを総合的にどう判断するかも問題でしょうが、次期の対策では、やり方にひとつの傾斜をつけたらどうかという提案をしたいと思っています。

第二の点は、今おっしゃった農林業振興ということですが、今までの前期および後期の対策としては、農林業対策というものが非常に出遅れています。出遅れについては、理由があったわけあります。農林業といふものは、ちょっと基盤整備すればすぐ効果が出るといったものではございません。時間がかかるし、金もかかる。ところが、その前に当面している学校や道とかに食われてしまって、当然、産業振興というのが後手後手になっており、今度は地場産業振興の基盤づくりを優先しなければならない。その場合に、町村の方でおっしゃるのは過疎債の枠を広げろということが、どこからも出てまいります。しかし、これは中央交付税という大きな袋の中から出るのですから、過疎の村が過疎の村を共食いするわけです。だから、広げることもいいけれども、もっと重要なことは、地場産業の振興に対して特別事業を起こす、つまり、地方税という大きな袋の中から出すお金ではなく、別に国が過疎地に対する公共投資を増やすという意味で、特別対策事業を起こすべきだと思うのです。

司会 その点につきまして、坂本さんいかがでしょうか。

坂本 先程、安達先生がおっしゃいましたことはごともっとなことです、それより、私の方の県は先程匹見町々長がおっしゃいましたように、過疎地帯の市町村の実態と

いうのが、たとえば農業基盤なども全県で33%位の整備率ですが、過疎の町村では15%位で過疎市町村とそうでない市町村ではかなり相違があるんですね。今日の話でも、諸先生から基盤のあれが重要だと集落のあれが重要だとかいうご指摘がありましたが、そういう面からしますとまず過疎対策というのは、過疎とそうでない所の競争といいますか、同じ土俵にのれるような基盤を造ることが第一ではないか。抽象的にはいろいろな過疎対策が言われますが、何か、議論ばかり先走って、実態がついてきていない面が相当あるのではないかという感じが我々はしているわけです。たとえば、先程の話の水田基盤整備にしましても、最近の若い人といいますか、一般的に兼業が進んでまいりますと、農業機械を入れる。そうすると、農業機械が入らないような田は耕作されなくなるので、やはり整備していくかなければいけないと思います。

昨日、私どもの部長が申し上げましたけれども、私どもの県では集落振興の面で、いわゆる新島根方式というのをやっているわけですが、これは、今日もお話が出ておりましたような、集落単位で自主的な盛り上がりを期待しながら、地域の振興を進めていくことなのですが、ところが、こういう事業を行なっても話し合いの中でいろいろな振興事業が上がってはきますけれど、結局、半分位はやはり基盤に食われていくという実態があるわけです。一番基本となるところに問題があって、そこに食われて前向きの示唆につながってこないという面がございまして、やはり、そういう事柄を重点的にとりあえず解決することが必要ではないかという感じがしております。

司会 今までのお話をうかがっておりますと、やはり、現在の事業がどうであれ、あるいは、その変革の可能性がどうであれ、生産面を強化するような形に事業とそれへの取り組みを変革していくしかないということになると思います。そうしますと、やはり、複合経営をどう実体化していくか、冒頭整理の第二番の問題ですね。その問題が、今後の在り方のケースになると思いますので、議論をその問題に進めてみたいと思います。

昨日、石見町を参観させていただいて、三ツ葉工業のよう、農林業と工業との町レベルでの複合経営が定着している実態を見せていただいたわけですが、複合のもう一つの問題である農業と林業の複合について、昨日の参観ではあまり拝見できなかったように思うので、石見町における

その問題について、日高さんお教えいただけましたら……。

日高 石見町の実態を昨日見ていただきましたが、お見かけの通り、人間の体で言いますと石見町は、血の巡りを良くして足腰を鍛練しているという時期です。ですから、安達先生がおっしゃったように、過疎法の適用は、この先何10年続けていただいてもそれぞれの年といいますか、時期において、いろんな諸問題が出てこようと思います。ですから、長い目でこの過疎地域を見守ってほしいし、それから、そういう過疎対策事業というのではなくて、何か農業政策でそういうものを体系づける政策が出てきてほしいと考えるわけです。私どもは、農工併進の町ということで兼業収入を増してまいりました。それによって、工は昨日お話し申し上げましたように、所得が入ってまいりますが、農はコンバインで刈って少々落ち穂があっても拾わないで他事業へ行けというような、素放的な農業に変わってきております。ひと粒でも多く、あるいは、ひと株でも多く野菜を作ろうという農民の気持ちは低下しております。それから、私の町では、今、たばこ、乳牛が1番安定しておりまして、米もご承知のような状況です。ですから、兼業農家が130戸ばかりございますが、純然たる自立安定専業農家というのは20戸足らずです。後は老人専業です。そういうようなことで、農工の関係についてはまだまだ農を盛り上げなければならないという問題が残っているわけです。

林業との複合につきましては、今、農林業関係者あるいは、役場の種々の開発関係者と考えておりますが、匹見の町長さんがおっしゃいましたようなわゆる林道をつなながら、植林を進めていく、あるいは、個人所有林をいろいろな分取植林組織で植えていく、そういう雇用の機会をつくろうということで、今プランを練っているところです。私の町は、国有林はありません。ほとんど民有林ですから、これのいわゆる地籍調査からやらなければならぬというような複雑な事情がござりますので、一気に林業へ持っていくことはできませんが、開発の前提となる林道等については、今から力を入れなければならないと思っております。

司会 北川先生にちょっとお尋ねしたいのですが、今のような姿勢でいらっしゃる、たとえば石見町ですね、先生のおっしゃるようなコンビナートがいかにして実現するものでしょうか。

北川 大谷町長さんも、さっきそのことをおっしゃっておりましたね。話はわかるが、どうしたらできるんだという事ですが、私どもが、そういう事を考えているひとつのモデルとしては、内陸の木材工業団地として岡山県の勝山という所を、一つの例に考えているわけです。岡山県の方もいらっしゃると思いますけれど、ああいう所で、どうしてできたんだろうという事ですが、決してまわりに大量の杉、檜、特に檜が名品化してますが、そういうのが近くにあるわけではないんです。ああいう所で集積、加工するひとつの機能を持った、いわば製材・加工がですね、あそこに戦後立地した。しかも非常に新しいんですね。その成立条件は、実は今年調査をする予定で、子細に検討してみたいと思っておりますが、やはり、ひとつは流通加工が基本になっていると思います。それをテコにして生産まで波及しておると、いう事で最近近くにそうした産地もできております。こうした面で戦略的に、目的をもって加工・流通を中心にして生産を展開していく道は、可能じゃないだろうかと私は思うんです。

どうしても農業がある程度安定していないと林業が進まない、又山村は、林業がある程度できないと農業もやれないと、かなり依存関係が強いですからやはり、農林複合をやりながら林業の方はかなり長期的な生産のストックを蓄積していく、そうするうちにある一定の状況ができるてくる。そうした一つとして島根県などのこういう地域では、先ほど大谷町長さんもおっしゃったとおり機関造林が一定の役割をはたしている事は確かです。N町などでは、この間調査を行ってみると、百人位の森林組合の労務班がいて、一年間延べ四万人ぐらいが就労している。それの手取りの賃金が二億円になるんです。ちょっとした工場が入ってくるのと同じで、大谷町長さんは、緑の工場といっているわけですけれど、そういった発想は、やっぱり大事じゃないかと考えます。また機関造林が持つ別の面として、おうおうにして規模が大きくなってくる、Small is beautifulという考え方とは、どうしても脇役になるわけです。私はむしろ、脇役を見直すといった考え方で始めていけば、やれるのではないかと思っているのですが、現場の方から、実はこういう点が問題で出来ないんだという事があれば、そのポイントを、こういう機会に聞かしていただくと、私ども大変参考になると思います。

司会 会場の中にどなたか、今の北川先生の問題提起に

現場から、お答え頂だけの方はいらっしゃいませんでしょうか。…………いらっしゃらないようですので、変わりに日高さんにもう一度お尋ねしたいのですが、今の北川さんのようなご提案が、たとえば石見町で実現可能なものでしょうか。

日高 林業は、なかなか息の長い事業でございます。私の町でも一時間いけばいくらになるという仕事がございます。林業のように林業労務者としていけば、弁当を持っていって、その日の日銭が入ってくる。ところが、農業のかたわら植林をして、五十年先まで自分の家計をもとうとすれば、それは、莫大な資本がいると思います。ですからそこでおしゃったような農が安定しておるとか月給が安定しておるとかあるいは恩給があるか、何か生活の基本になるものがないとなかなか造林は、進んでこないと思います。ですから、いわゆる土地を提供してそこで、木を育していくやり方などはまさにうまい方法だと思います。それでわれわれは今、恩給あるいは年金を取られる方が山に目を向けていくというような形が進んでくる方が、農を刺激して林を造るというよりは、手早やではなかろうかと思っております。

司会 そういう形での林業経営の強化が過疎地対策のひとつとして有効に機能しうるということでしょうか。

日高 石見町でも、さきほど大谷町長さんがおしゃった、巴智郡全体を含めた江川流域の開発の中で、森林開発がいわれていたんですが、その柱がやはり、緑のじゅうたん造りという話で出されておったんです。ご存知のとおり江川が、中国太郎というように暴れ川ということがありまして、そういう治水の面からも山を緑にしておく必要があるんです。そういう公益的な機能もかなり重視してあったということが一つと、石見町は昔、相当出稼ぎが多くった所なんですね。最近少なくなっていますけれど、多い時には四百人、五百人位だと思います。ところが、これが低成長の世の中でうまくゆかなくなる。そこで何とか、この五百人の人を地元で雇用する機会が必要になり、それが工業誘致の問題と結びついたんだろうと思いますが、ちょうど、三ツ葉工業が五百人の労働者を雇用しているわけです。そういうようなことでつながってきたわけですが、しかし、私どもはそれはやはり二番手に考えたいのです。一番手は、なんとか地場の生産物を確保していくことにならないものか。

地域の特性を生かして、原料から生産流通を安定させ、しかも、定住構想というものに結びついていくのは、やはり地場産業じゃないかと。安易に外につながっていくことに地域問題の解決を見つけていくのは、過疎問題にも、考え方自体がつながっていると思う。

という事で、かなり時間がかかり、地道であってあまりパッとしないけれども、集落単位でもいいから、山菜工場がもっとできてもいい。島根県の山菜の販売を見てみると、びん詰め缶詰めの8~9割が長野県産です。そういう事ができないはずはない。ところが、やるとなると、できないと言いますね。何故だろうか・・・と。その辺が問題なんですけど、今の流通加工を担当する機関というのは、島根県の場合には、農協がそういった所に体を張らないですね。やっぱり商売が下手と言いますか、そういう意味で、私はむしろ業者が入った方がいいんじゃないかな・・・。そういう事によってその流通を開拓していく。自分の強みを生かした商売をしなければ、山村というのは、復帰できないと思うのです。

そういう意味で、都市的合理という言葉に対して、山村的合理という人がいますが、都市的合理の中に生かされてしまった所に山村の悲劇がある、というわけです。山村的合理とは何か、と言われても、あまりよく判らないのですが、発想の転換というものは大事ではないかと思うんです。

司会 ありがとうございました。先程、匹見町長のお話に、農村という言葉があって、なぜ林村という言葉がないのかというのがありましたから、複合経営の三つの形のうちの、農業と林業の複合というところが、実態として成立しないと、つまり、林業もきちんと収益を上げる産業の形の中で、林地が管理されるということでないと山村開発とは言えない訳ですね。林業が収入の手段として、きちんと組み込まれる、地元の経済活動の在り方、というところにひとつポイントがあるような気がして仕方がないのですが、その所が今のお話を伺っておりましても、もうひとつ具体的なイメージを持ってピンとこない。しかし、まあ、すぐにピンとくる様であれば、とくにどこかで実体化しているはずですから、なかなかうまくやかないということは、それぞれに難しい面があるんでしょうね。

北川 島根県は先程言いましたように、戦後の新植林が多いのです。それが用材に変わっていくには二十年かかる

んですものね。まだ、伐採して収益が上がる時期ではなく、今は一方的な投資段階である訳です。だから、先程の様な問題が出てきまして、でき上っている所では立木を伐採し、販売して売った金のいくらかを山林にまた投資していく、という循環の構造が成立していますが、それ以外の所ではそれがないのです。そうすると投資をどこに呼ぶかということ、そして、そういう投資をつまり、ストックの蓄積をやっておかないと、当然再生産につながってゆかないということが一つ。

それからもう一つ。今、ちょうど間伐時期に来ているんです。二十年経ったものもありますし、十五～二十年で小丸太が出る段階ですからね。それが、金になるということで始めたんですけれど、最近さっぱりうまくいかない。何故かというと、木が売れないのであるからではないんです。間伐木は市場に出ていきますと、結構売れているんですが、そういう間伐木を集積して市場を持って行く機構が欠けているんです。それで山にそのまま放置され、全体として山が軟弱化しつつある。ですから、森林組合などがかなり大量にまとめ、販売するという総括者になればよいのですが、島根県あたりでは、まだそういう形にはなっていないんですね。そういう点にも問題はあると思うのです。

司会 先生のおっしゃるコンビナートというのも、一つのそういうものだと理解してよろしいわけですね。今の問題でもう一つだけ気になるのは、先程町長の方から公営造林をもっとやってくれないと、山林労働需要が発生しないという話があった訳ですが、例えば、石見町の場合には、全部が私有林だという話がございましたですね。日高さん、こういう場合、どうなんでしょうか、私有林だけしかないような町で、林业を複合の一つに取り入れてやろうと思うと、どうしても、林地の所有者が造林意欲をもって投資してくれない場合には、需要も発生しない訳ですね。うまくリードさえすれば山林所有者の自主的な造林を期待できるのか、補助金のような何らかの上からの造林政策がおりてこないと、定着してゆかないのか、現状からご覧になっていかがなものでしょうか。

日高 私の町はかんなで鳴らした所でして、林业の歴史はかんなで使う木炭を焼いていた山なんです。私の町は歴史的には造林意欲のあった町ではありません。いわゆる薪炭を焼いてかんな流し砂鉄を取って鋼を取ったという、そのために山があったというような形でして、戦後に

なってやっと造林の動きが出てきたのですが、非常に小規模な山を持っている人が多いため、分收造林をしようとすると権利調整が難しく、個人が造林意欲をもってやろうとななければやれないのが事実です。それで、今、林構事業でチップ工場を作つてチップを切り、金が多少入ればそれで随時造林していくのではないか。そのうちに雇用の機会も増え、金にならない雑木林が多少でも金になってくる。その金で植林をしていくという形を考えています。

司会 その話は、昨日町長さんのご紹介にもございましたですね。あれは町営でお建てになるのかそれとも企業を導入なさるのでしょうか。

日高 森林組合です。

司会 なるほど。それで大体どの位労働需要が生み出せるものなのですか。

日高 今、私の町にチップ工場をやっている個人がいるのです。それらが技術的なものを持ってきて、森林組合直営でやるということで、現在、パルプ会社との契約に努めているところですが、年にいくら出していくら切って、いくら植林をしようという所までは詰まっておりません。

司会 どうもありがとうございました。木村さん、ちょっとお尋ねしたいんですが、先程のご発表では、山林における農業面での作目の変遷を中心にお話頂いたのですが、その調査の過程で林业經營にどんな態度をとっていたかについていろいろご覧になっていると思います。今、北川先生から問題提起のありましたような形は長野県ではどうなっているのでしょうか。

木村 たとえば、先程ちょっと南島村の事例を述べましたように、最近こんなにやくが入つて来て商品作物に変わってきた集落などでは、人工造林がかなり伸びてきている。60才代の人達が農業の担い手でやっているわけですが、そういう人達の造林意欲というのがこの10年間位見られて、各戸5ha位の山地所有ですが、ほぼ60%に増大した。うまく転換している事例というのは、先程のような集落では、林业とは全く切り離された形で畜産が入つて来ていますし、農業だけに移つていこうという傾向が強いですね。米を中心にして余剰労働は県外に出ていく。そのような集落ではほとんど、林业については進展がなく、あとは分收造林で機関造林に移つていている傾向があつて、個人で造林というのは、それほど多く進んでいないかと思います。

司会 ありがとうございました。確かに長野県で林业が

一向に進んでいない状態は、私も実感として持っているのですがどうなのでしょう。今の先生のご調査の地域の場合には水稻作に片寄っているものの、飯米供給だけで、山に住んでいるから山村住民ではあるけれども、実際は第2次産業のサラリーマン集落にすぎないような。

木村　はい。ですから個人有の裏山だとか小さな山についてはかなり造林が、行われていますが、奥になってしまふとほとんど行なわれていない。あとは、森林組合を通じての請負での分収造林、機関造林に移ってしまう傾向にあります。

司会　わかりました。たしかに国有林のような所では、公営造林も簡単にいくと思うのですが、山村開発の農林複合で一番問題になるのは、里山を中心とする私有林の林業経営をどうするかという所だろうと思うんですね。その点で、地井先生のプランの中でも、里山を中心とした総合開発が唱われているのですが、先生の場合はどういう形での里山の経済的利用を前提としてお持ちなのでしょうか。

地井　あまり具体的なイメージは描いていないのですが、里山に限らず田畠の場合、あるいは、宅地・奥山の場合でも、土地利用に関して三つの側面から実は見ているのです。一つは土地資源の所有主体が誰であるか。二つには地目区分、経済学ではこれをマイナーテンドьюースと言うわけですが、そういうものと、三つには、私はこれをマイクロランドユースと呼んでいるのですが、地目と活用というものは違うのですね、多様な価値を含む資源をどのようにして広い意味での生活の中へとり戻していくかということです。その第三の側面で、里山はまさに最も基本的な基盤ではないかと考えているわけです。その方法については、せいぜい活用モデルとか若干の、たとえば美都町で行なった提案などというような話しか出せないんですが、それに関連して、先程の匹見町の町長さんの話から施設の問題がありました。私も生活施設を作るのが悪いと言っているのではなくて、作り方の問題ですね。道路もそうですが、どこをまわすかによって道路の持つ機能が全く違ってくる。センターを作る時、どういう顔・表情をするか、それによって、背広を着ていかなければいけないセンターもあれば下足履きで気軽に来れるセンターもある。このように、作り方にかかってくる、というお話をしたわけです。それと、特に時間の配分をきちんとやる必要があるのではないかと申し上げたので、施設そのものが悪いということではありません。

ません。それと里山再開発事業、これは私が作った言葉でして、里山資源の再開発事業と呼んだ方がいいんですが、その時に大事なのは、従来の公共投資のあり方を変更すること、理論と方法を変更することだけではなく、それすらも実は大変なことなのですが、もっと大事なことは、公共投資の効果を吸収する社会的システムがあるか否かということだと私は思います。

最近郊地帯を歩いていて、私、大変不思議に感じることがあるんですが、自立性の欠如を補うという形にしか投資されていないんですね。つまり、極端に言えば都市化による不経済の外部化を公共投資が補うという形でしか行なわれていない。だから、不経済の部面が年々拡大していく都市近郊などでは少々の公共投資の拡大では追いつかないわけです。過疎地域の場合も地域社会の自立性が落ちて来たとき、それを補う形で公共投資がなされるのですが、その結果、果たして自立性が回復したのか、あるいは自立性をより欠如させることにしかなっていないのではないか。教育の問題もそうだと思います。産業教育が全く欠落して学校教育だけが先走っている形ですね。これが学校教育の正しい投資の在り方かどうか。

私は、里山再開発というのも単に土地生産性、あるいは、労働生産性を高めるための事業ではなくて、地域社会の相対的な独立性というか自立性を補うような事業でない限り、いくら採択基準が細かくなあっても結局、自主性の崩壊ということにしかならないのではないかという印象を持っております。里山の問題についての具体的なイメージではなくて別の言いたいことを話してしまったようですが・・・。

司会　ありがとうございました。里山のことについて伺ったつもりですが、時間の都合もありましてそろそろ三番目の、地域に根ざした対策のあり方へ移らねば、と思っておりましたが、自動的に入って頂いた様な感じです。複合の問題については農林複合のことも終わったとは思えませんし、農の中での複合の問題についてもいろいろ議論がありましたが、時間が余ればまた戻ることに致しまして三番目の問題に今の地井さんの発言をきっかけに入って行きたいと思います。

地井さん、今のご発言に関しても諸先生のどなたから具体的にポイントをしぼってご意見をお伺いしたい点、ございましょうか。どうも私の感じでは、総論を言うのは簡単なんですが各論的に実体化していくのは難しいわけ

ですね。

地井 地域に根ざした対策というのとは何か。労働力とか金とかいろいろあると思うのですが、一つの事例を紹介して、次の話に続けられればと思います。

私は今、山村の方ではなく、漁業の方で大変な壁にぶつかっています。たとえば、養殖事業が成功した漁村に行きますと、所得が既に一千万の大台に乗っているわけです。家は百坪、冷暖房完備、不経済は全部外部化されています。家庭排水は処理されないまま流れ、屎尿処理もないで夜陰に乘じて海に流す、あるいは山に捨てられる。これを全部、公共事業が救わねばならなくなるのです。そういう、外部に出されてきた不経済部門を拾って歩くことが眞の公共事業かどうかということですね。確かに、現実には今、そこはその問題で困っていますが、本当に地域に根ざした対策と言えるかどうか、地域の抱える問題を解決してやるのが、地域に根ざした対策と本当に言えるかどうか。私的投资、公共投資を問わず投資の意味を考えてみないと、本当の意味での地域に根ざした投資というのは難しいのではないかでしょうか。、

安達 地域に根ざしたか否かというのは誰が判定するのですか。その辺からメリハリをつけないと、この問題はどうにもならないと思います。それを曖昧にして、後は地域に根ざした政策・対策の根があるか無いかとか言っていても仕様がないと思います。根ざした、根ざさないと決めるのは住民だろう、だから住民のやりたいことをやらせればいいんじゃないかと私は思う。住民はそうデタラメはやらないということです。もし、おかしいならば指導機関が行って議論すればいい。今は逆ですからね。補助金をやるからこの枠内でやれという形では地域に根ざしたというのは出ないと思います。その問題を論じて頂きたいですね。

司会 今、論じているのはそういう所なんですね。先程、匹見町長から、下からの意向で事業が動くような事業方策を作れというお話をございました。そういった方向へ向けて、具体的にどんなイメージが描けるか。三番目のテーマとして、そちらへ進もうということなのです。今、地井先生からのご指摘は、地域の方がやろうというから、いいことだと言っても結果的には、単なる地域エゴでしかあり得ない場合もあるのではないか。先程、地井先生のご指摘

そういうふうに聞いたのですが、それでよろしいでしょうか。

地井 そうですね。地域エゴと言うとちょっとキツいんですけれど、当面の地域の要求というのと本来その地域が持っているポテンシャルからみての要求とが若干違っている面があると思います。その前者の面にのみ目を奪われ、追いかけていたというのが、たとえば、都市近郊のスプロール地帯なんだと思うんですね。

司会 日高さん、その辺り、石見町からご覧になって、いかがでしょうか。

日高 安達先生が言われたように、根ざした対策というのは住民が盛り上げるものだと思います。私達の町は自治会を作っていますことをやっていますが、住民要求というの非常に強いです。終わりの方にも、集落再編成のことを書いておりますが、そういう事例が沢山出ております。やはり、叩けば叩くほど人間の知能というものは、洗練されてくるんだと思います。ですから、そういうふうな活力を生み出すためにはどうするか、地域から要求をたくさん出させるために、どういうことを自分達がしていかなければならないかということを常に考えておかなければいけないと思う。出た活力を大いに盛り立ててやることは、次の活力を生み出すことになる。そういう、彼等が話合って引き出したものを始めは大切にしてやり、それを我々と考えて、作り上げるのです。うちのタバコの団地の例をお話ししますと、自治会の中でタバコ作りを考えている人がいたのですが、山を持っている者はタバコを作る者ではない。その山を提供させるためには、普通だとタバコ作りが一人一人まわらなければ、山が手に入らない訳ですね。ところが、産業開発部という自治会の役員がいて、7haだけ、開発可能地があるからひとつ、地主を説得してタバコ団地を作ろうとなった訳です。普通の状態では権利調整がつきません。ところが自治会が一枚中へ入って自治会の開発のためだから、土地を提供してくれと、タバコ作りへ25年間賃貸させてくれるようにと、申し入れれば出てくるのです。昨日見ていただけなかったのですが、タバコはもうできています。

司会 ありがとうございました。討論時間があと30分になってしまったんですが、今の問題、ある意味では、この討論の目玉になる所かと思います。坂本さん、どうなん

でしょうか、新島根方式とからめて今の日高さんからの問題提起についてコメント頂けますでしょうか。

坂本 新島根方式は、昨日説明がありましたから重複するかもしれません、やはり従来農政というのは、国の言うことと逆のことをしておれば成功するとかいうように、不信をかったという面があったわけですね(笑)。

新島根というのは共同体意識が崩壊したとか、あるいは集落農場的な考え方で、集落の農地全部を1つの農場に例えて、その中でいろんな話をしてもらひ、その中で作る物あるいは作り方、分担の仕方、いろいろなものを引き出してもらうというようなねらいで発足した訳ですけれども、はじめはやり方が身についていないから、行政の悪口を言うとか、出て来た役場の人の悪口を言うとか、いろいろ繰り返されます。しかし、そのうちあまり人ばかり頼ってはいけないということで、牛を入れよう、シイタケを入れよう、とか具体的な話になっていくようです。そういう過程を経て、地域に根ざした農業がだいに成り立っていくのではないかという感じですね。地域農政、今始まっていますような、国の政策の地域農政というのは、ちょっと私共がやっているような20~30戸の集落ではなくて、もう少し広い地域を対象としていますが、そこでも考え方として同じやり方で、最近は進んでいるようですね。

今日の話で、若干疑問に思う点があります。工場を入れるとか、外の人がやるのは困る、地域で加工場を起こすとか、原料生産するとかという形で農林あるいは農業複合とか、コンビナート化学などを図れといった言い方をしておられましたが、そういうやり方をする時、地域のマネージャーと申しますか、企業者能力みたいなものを、誰がやるかということになると、地域の中で話し合っても中々そういう人が現実には居ない訳ですね。そこで一番安易な方法として、企業能力は外から借りてきて、地域で労働力なりいろいろなものを提供し、就業の場を見つけよう式のことを現実にはやっているわけです。第三セクターといったお話を出ておりましたが、そうした、企業者能力の育て方にについてアドバイスを頂けたらと思います。

北川 誰がやるかという問題は、担い手の問題も関わるのですが、たとえば、第三セクターを考えるという場合でも、何も必ずしもリーダーが地域内に居なければならないというわけではない。もちろん、できる限り地域内の人の方が

いいというのは当然ですが……。たとえば、広島県に高田郡という所がございます。その森林組合というのは全国でも有数の組合のひとつと言われているのですけれども、ここの組合の専務というのは実は外から導入しているんですね。広く人材を求めるということで、必ずしも地域で育てなければならぬということはないのでしょうか。だから、そういう人が経営者になればそれにまつわって仕事ができる。高田郡の場合は、木炭の流通はもとより住宅建設までやっていますからあまり狭く考えなくてもいいのではないかと私は思います。

里山再開発というのは林野庁が5,6年前に使った言葉ですが、林野庁の従来の政策では奥山再開発ばかり言ってきましたが、里山が残っているじゃないかということで、数年前事業化されたわけです。で、このねらいは何であったかというと、今の様な里山が粗放な形でしか利用されていないのでということもちろんありますが、重要なのは、存外里山地帯には雑木がありまして、ご存知のようにパルプ原木が不足した時代ですので、何とか里山の雑木をパルプ原木に出したいということですね。そこに事業を起こして、つまり、林道をひっぱり雑木を出した後を造林しようという形で出て来たのですが、去年からは農林業の一体化事業というのがまた出てますね。裏山の自分の家から曲がった道が出て、真ん中あたりに牛が牧草を噛んでいて、その奥山がしいたけの原木になり、そのもうひとつ奥の杉が生えているようなところで、今まで農と林はバラバラだったのを一体化しようということで、農林省が去年から始めている事業です。そういう意味では除々に複合的な、あるいは、一体化した事業をしなければならないという動きが出ています。

それに、大谷町長さんも先程、林野庁は一向に町村を相手にしないではないか、森林組合ばかりではないかということをおっしゃってましたが、基本的事業の主体はまさにそうですね。しかし、これも除々に変わってきて、ご存知のように入会林野近代化事業などは、町村が主体で計画を立てて下さいといふことも出てきています。ところが、地域に根ざしたという場合に一番問題なのは、今までの事業は政策主導型の事業でしたね。実は、そうでないと進まなかつたと思うのです。何だかんだ言うけれど、地域住民の方から主体的に盛り上がった事業要求というのを道をつけて欲しいというようなことが基本的であって、産業の

結合関係をうまくやっていくための具体的な要求があまりないわけです。そこで、仕方がないから知恵を出して、「こういうものもありますよ」と言うと、それはうまくないとかうまいとかいろいろ出てくる。その中で地域の現状や実績をにらみながら、さい配を振っていく町長の悩みがあると思うのですが、そういう意味で地域住民のやる気がどこまであるかという点は、私共の疑問となる所です。住民を主体としてやれというのは当然だと思いますが、本人達は減反がこれだけになってきたからといって、本当に怒っているのですからね。僕は怒っているような気はしませんが・・・。そういう意味で、本気で農業をやるのか林業をやるのかというと、町長が事業をもってきたからやるというように、他律化している。本当に地域住民の主体性に基づいた事業があるいは、そういう要求が出されるという基盤がどうも薄れてきている点を、むしろ、私達は寂しいといふか、残念に思っている訳です。そういう意味では、知恵を出させ本気にさせるというようなことをどうしてやるか、という問題が残ります。

安達 さっきから問題になっているコンビナートとか、第三セクターというのがよく判らないのですが。私はコンビナートとか第三セクターと簡単に言わない方がいいのではないかという意見をもっています。それは、何かこっちからやってやるんだ、やらなければ変化は起きないんだからという様な考え方方に重なりがちで、とかくすると一種のシステム管理論に陥り易いんですね。生産にしても流通にしても、一種の共同化をやらなければならぬことを判っているなら、筋道としては農協と森林組合をどうするかということが問題にされるべきです。今の農協がおかしいのは判っているし、森林組合も本当に森林組合であるか、私は疑問に思っているわけですが、そういう本質的な問題を論議しないで、ちょっと機能しないからコンビナートだという発想自体が疑問があって納得できない。それよりもっと議論すべきことは農協がおかしいのなら農協をどうするかという議論こそやらなければならない。森林組合が森林組合らしい機能をしないのは何故かということを我々はまずやるべきではないかと私は思うのです。

北川 少しドンチャンが始まりそうですが、これが本当にですね。これからが本論なんですよ。時間が無くなつた頃に始まるのですけれど。

今の話は、簡単に言えるようなことではないんですね。

農協・森林組合が持っている制度的欠陥は何かということが基本にあって話し合っているわけです。その全部は時間内に話せませんから、そういうことをある程度ご存知の上で議論していると思いますから、くどくどと言いませんが、実際おやりになっている方はお考えになっているように、農協・森林組合の機能とは何かといえば、制度的には事業化ができる、できない。つまり事業主体に成り得て成り得ない。どういうことかと言いますと、これは法の基本的なしくみからいって、儲けてはならないことになっているのですね。ご存知のように小生産者の経済的な利益を追求するが、利潤を目当てにしてはならない。これは特殊法人としてそういう規定がありますし、その長というのは全体から選出されて成り立っている。そしてそれは、理事が全部責任を共同分担しなければならない。事業を進めていく責任を全部負って事業を進めていく母体としてはなかなかなりません。そういう中で現在の農政なり林政なりは、そういうものを政策的に、利用して進行させてきているというのが実態だと思います。そこで、できるものによって作っていくのも他方で考える。つまり、内部的競争が地域内部でできない。いわば制度内でシステム化されているのが現実で、これをぶち壊していくという意味では、逆の考え方で私は言っているわけです。そこを誤解のないようにしてもらわないといけませんが。とは言っても、やっている組合もあるわけですから、それが全部パートナーだと言うわけではなくて、本当に機能していくためのひとつの素材になっていけばいいし、いかなければ、それに変わるもののが出てきていいのではないかという意味で申しているわけです。

司会 確かに一口に農業の近代化・過疎地域の開発といいましてもいわゆる近代化型というか、資本主義型というか、そういう開発と、もう一つ、地域主義型、家族複合経営型というか、大きく分けて二種類あるのですね。それは、やはりケースバイケースでどちらかが正しいという筋合のものではないのでしょう。たまたま、今日のお話の主流は、地域主義型のものにウェイトがかかっておりますし、過疎地開発はどちらかというと、そちらの方がうまくいくケースが多いのかもしれません、逆に全く超近代的開発をもってしか、本当の過疎問題の解消というのは、あるいはできないかもしれません。そのあたりを掘り下げられると、おもしろいかと思いますが。

今井 これから本題に入るという点で、時間がないといふのは、大変残念ですが、山村といいろいろな問題が複合した地域で、開発を考えいくには、今回の様にいろいろな分野の人が集まって、それぞれの本音を出し、ぶつけ合ふのは、総合的に地域開発を考えていく機会をつくるチャンスとしては非常に良かったと思います。そして先程出かかった問題で、現実の実現可能性を見るあまり、制度的枠組みにとらわれてしまう、あるいはとらわれた人間があることに絶望してしまうといった側面が多かったのではないかと思います。

里山開発においても、本当に実効ある形にしようとするば、現在の農地法、土地改良法、農地造成のあり方の全てから洗い直さなければならぬのではないかと思います。現状では、行政主導型でなければ、事業に乗れないというのも事実だと思います。安達先生のおっしゃった、住民が判断するということ、まさにその通りだと思いますが、住民が主体的に判断できる状況というのがどこにでもある訳ではないというところに、安達先生の生活を魅力であると思うと同時に、ではいかにすべきかについて多くの人がつかみかねている理由があるのでないかと思います。そういう意味で、安達先生に具体的問題を踏まえつつ議論する機会を是非作って頂きたいと思います。

安達 住民に本当のことを言わせないからですよ。会を開いても本当のことを言わない。これはこうなっているんだから、ここまで言ってもいいが、ここからは言ってはいけないということばっかりで来るから出ないだけの話ではありませんか。

今井 私、こういう話を聞いたことがあるんです。住民の陳情はたくさん出る。しかし、大部分は行政的に対応できない話ばかりなんだと。行政的に対応できる、あるいは制度とか補助金が付いていないとできないという発想が行政側にあって、何を言うかという話がある。そうすると当然口をつぐんしまうことになる。

安達 それは、卵が先か鶏が先か判らないように、我国の行政は、役人の方が進んでいて、農民大衆は遅れている。こちらの言うことはまだ判らなくて、やるといつてもやらない。だから補助金でもやれば、なんとかなるだろうということなんです。これは、体制が違うから、一概には言えないけれど、ドイツの農政なんかとかなり違うんですね。いいのか悪いのかわからないけれど、農民が言い出して勝

手に伝播してかなりやっているんだから、やはり金を出してやらなくてはいけないだろ……。というのを實際見たことがあります。僕の言っていることは、自治体養成ですからね。そこでは、もっと本音を吐かせる場をどんどん作った方がいい。それをどういうふうに集約するか、おかしいものはどうぶつけ直すか……、さっき日高さんがおっしゃいましたように、住民と行政とか、指導機関の間には、絶えず緊張が無ければだめだと思います。緊張関係を生み出すことが当面の問題でありまして、それを生み出していけば、全体としては、自治体がもっとダイナミックに動いていくだろうというのが私の見方です。

地井 最後に、「石見町の振興計画の方向」という本の中に卒直な意見が書かれていて、大変感心したのは、農工両全の功罪という所だったんです。2・3行書いてあったんですが、工業を導入して、大変良くなった面もあるが、地域の連帯感が失われていくという文なんですね。ああいう文章を書いている報告書はあまり無くて一応、所得効果ありという形で終わってしまうんじゃないかなと思いますね。その辺石見町というのは、積極的に事業をやっていると思うし、住民のあるいは自治会形式に見られる様なおもしろい動きがあると思います。それで工業導入で所得もかなり一定水準で補償されているという面もあると思います。それだけに、罪の方の話を、これはお金の計算では出てこないし、難しいことだとは思いますが、卒直に今後出でもらうことが我々にとっても、他の町村にとっても、よい参考になるかと思います。機会がありましたらお願ひしたいと思います。

日高 功罪につきましては、これを整理して、罪だと見るのが良いか、それが自然なのか、あるいは、その言葉の表現で難しくなりますが、そういう所をまだ研究しなければならない所ですので、また後程、お知恵をお借りしたりして勉強していきたいと思います。

司会 本質的な話になりますて、やっとパネルディスカッションらしくなってきた所で、あと4分、そろそろまとめないといけないんでしょうが……。

脈絡のない質問で恐縮なんですが、栗原さん、ちょっと教えて下さい。技術を序列でお分けになるお扱い、確かに我々、基盤面を扱っている農業土木の人間からみると、基盤の上に乗っかる部分についてまでずっと延びている技術の序列の所は非常に新鮮な思いで拝見させて頂きました。

ただちょっと気になりましたのは、ああいう序列に従って一番良い作目を選択すると申しましても実際問題、日本で、水田・水稻作以外に経済行為として選択できる土地利用型作目があるのだろうか、ということですね。あるいは、そういう選択が地域的には成り立ったとしても、国の農政全体として、それが果して、経済的選択と言えるのかどうか。もう一つは、米以外の穀物に対する、技術が、今でも残っているのだろうかということですね。

栗原 難しい質問でうまく答えられないかもしれません、米以外にいいとおっしゃいましたが僕等は技術を考える場合、水田と畑とを考えるわけですね。畑の場合は、蔬菜もありますし、収益性から言えば、水田よりはるかに上回るものも出てくるわけですね。ですからその点では、選択にかなり自由度があるはずです。

司会 土地利用型作物ということで、自動的に米以外の、粟とか雑穀の類を考えたわけですが、そうではないんですね。

栗原 ええ、作物と言った場合、少し広く考えたのです。野菜を含めたという意味で。ですから特有作物、もちろんタバコも入るわけです。

司会 わかりました。気になりましたのは長らく水稻単作のような形が続いておりますので、日本の農業を支える農業文化のところで多様な作物に対する技術の多様さのようないいものが、かなり消滅していっているのではないかどうかということを少し感じたものですから。戦前に成立っていたような多角経営、複合経営を再現しようとしても、もうその技術がはるかお年寄りにしか残ってなかつたというようなケースが考えられるわけです。後継者問題とからめて技術の継承性のようなものが具体的な計画の実施段階でどうなってくるだろう、といったことを話したかったのですが残念ながら予定の三時半になりましたので一応終了したいと思います。

当初の予定では、各先生の共通のご指摘として黒板に書きました、現在の事業の批判、複合経営の今後のあり方、地域に根ざした計画、構想のあり方の三つについて、それぞれの観点から一応の結論のようなものを引き出したかったのですが、司会の不手際で、いずれも議論しつ放しということに終わりました点をおわび申し上げます。

ただ過疎対策というのは、現在、どちらかというと施設にウェートが置かれ、生産対策がおろそかにされていた。そういう中で、特に農業土木の分野での過疎地に対する取り組みをいろいろな形で反省する、といった反省を踏まえてのモデル事業や、過疎対策事業での個々の施設の建設事業に取り組んでいきたいとの心構えをあらたにできたと思います。もうひとつは、今日の討論でもその問題になるとと思わず議論が追熱したような、農業近代化の地域主義型アプローチのひとつの典型として、そういうアプローチでの日本農業の現代化の底辺のひとつを開くことが、昨日来話題にのぼっている新島根方式ではないかというような点を確認できたのも、今回のディスカッションの大きな成果ではなかったかと思います。ただ、そういうものを計画に実体化し、できるだけ効率的に成功させていくためには、計画のあり方・まとめ方について、一層、総合的な取り組みが必要になってくる、総合開発の理念で取り組むことの必要性が明らかにされたように思います。

今回は、この計画部会としては初めてと言ってよい位いろいろな専門の方にお集まりいただいたわけですが、地域的な総合開発を進めるためのセオリーを深める、そのためにも、我々は、一層、本日のような学際的な取り組みに引き続き努力していく必要があるということではないかと思います。

以上をまとめといたしまして、本日の総合討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(昭和50年11月)

## 研究部会誌「農村計画」投稿要項

### 1 はじめに

研究部会誌「農村計画」は、農村計画に関する研究資料、論説等を掲載するもので、全編投稿原稿である。

### 2 投稿の種類と内容

研究論文、質疑応答、報文、論説等

#### (1) 研究論文

農村計画に寄与する新しい研究結果で、次の基準に合致した内容のもの。

- 1) 一編ごとに論文としての体裁を整え、オリジナリティーがあり、農村計画に関する学術の進歩向上に貢献するとみなされるもの。
- 2) オリジナリティの点はやや薄弱でも、応用を中心としたもので、農村計画の具体的作成に寄与するとみなされるもの。
- 3) いずれも未公刊のものであること。

二重投稿のないように特に3)に注意すること。

#### (2) 質疑応答

「農村計画」に掲載された研究内容は、発行者が読者に対して責任をもつものであり、読者がその内容に対して、疑問または異論をもつ場合は、質疑または討論によって応答すべきもので、これによって研究の進歩がなされるものである。

#### (3) 報文

農村計画事例、文献紹介、計画作成に参考となる資料等で独創的ではなくとも農村計画に関連して会員の参考となるもの。

#### (4) 論説等

農村計画に関する会員の意見が述べられたもの。

### 3 投稿者

本研究部会員とする。但し連名の場合は、その内の1名以上が会員であること。

### 4 投稿の方法

投稿に関しては、次の事項を別記して部会事務局あて提出する。

- ① 表題
- ② 本文枚数
- ③ 氏名、勤務先、職名(共著者の分も)
- ④ 連絡先(電話も)
- ⑤ 別刷希望部数(贈呈部数以外の希望部数)  
(贈呈以外は代金1部50円、表紙希望の場合は部数にかかわらず2,000円)  
贈呈部数は著者1人:30部、2人:50部  
3人以上:60部

### 5 原稿の書き方

下記の要領は研究論文に対するものであるが、質疑応答、報文、論説等もほぼこれに準用する。但し、報文、論説等には欧文アブストラクトは必要としない。

- 1) 原稿はなるべく500次詰横書き原稿用紙を使い(請求次第送付)，漢字は当用漢字、かなづかいは現代かなづかいを使用、数字はアラビア数字(3位ごとにカンマを入れる)を使用のこと。図(写真も含む)は本文中にはったり書き込んだりせず別紙とすること。
- 2) 1回の原稿は、図・表・写真を含め、500字詰原稿用紙27枚(組上り6ページ)までとする。

この規定枚数を超過した分は、組上り1ページにつき、9,000円の割で著者が負担する。

また、長大な論文を提出したいときは、一編30ページ(組上り)を限度とする論文もよい。ただし、上記の著者負担金制度により超過分は支払うものとする。

- 3) 図は正副各1枚とする(原図の大きさはB4版以下)。正図は、そのまま製版にとれるようトレーシングペーパーの類(白か透明)に描き、必ず墨入れをすること。ただし文字・符号は当方で統一するので鉛筆書きのこと。

副図は、当方で正図に文字・符号を入れるときの照合用に使用するので、図中の線等は鉛筆書きでフリー ハンドでも構わないが（用紙も随意），文字・符号だけは正確に墨またはインクで書くこと。

- 4) 図は、ヨコ7cm×タテ5cm大を300字分の割とし（写真も同様），それぞれ本文中のそう入力所に，相 当字数の分の余白をあけておくこと。
- 5) 図の細部や文字は，縮尺されて，でき上ったときの大きさをあらかじめ考え，細かすぎないように描くこと。
- 6) 文字は明確に書き，特に数式や記号などのうち，大文字と小文字，ローマ字とギリシャ文字，サフィックス等で区別のまざらわしいものは必ず鉛筆で注記しておくこと。  
たとえば，Cとc，Oとoと0（ゼロ），Pとp，Sとs，Uとu，Vとv，Wとw，Zとz，gとq，Iとe，rとr，Eとe，xとx（カイ），Kとkとk（カッパー），その他。
- 7) 分数式は2行分にとり，余裕をもたせて書くこと。数字は原稿用紙の1コマに二つまでとする。
- 8) 数表とそれをグラフにしたものとの併載は避け，どちらか一つにすること。規定枚数以内のものでも，できる限り簡潔にすること。
- 9) 文献の記載は，本文中に引用したものののみに限り，番号を付して載せ，参考程度のものは出さないこと。  
文献には始ページと終ページを記し，単行本の場合には引用ページ，両者とも発表年月を付記すること。
- 10) 表題には欧文表題を併記し，著者名には著者が慣用しているローマ字のつづりを入れること。
- 11) 投稿論文には500語以内の欧文アブストラクトを添えること（タイプライターでダブルスペースに打つこと）。なお，外国人が読んでその意味がとれるものであること。
- 12) 欧文アブストラクトには，参考のため，その邦訳を

添えること。

- 13) 欧文アブストラクトは，邦文原稿（700字以内厳守）に翻訳料5,000円を添え，欧文訳を事務局に一任することもできる。邦文原稿は翻訳の場合を考えて，主語を明確にし，なるべく短い文に区切ること。また専門用語には欧文用語をつけておくこと。
- 14) 論文中の図，表，写真的説明には，外国との交換紙となることを考え，必要に応じ欧文を併記すること。
- 15) 欧文による論文も上記の規定に準ずること。  
ただし，
  - a) 論文の内容閲読のため，同内容の邦文およびその邦文要約（700字以内）を添付すること。
  - b) 欧文の適正は，著者の責任において期すること。
  - c) 原稿は必ずタイプライターでダブルスペースに打つこと。

## 6 投稿原稿の取扱い

投稿された原稿は事務局において受付簿に記入し，受領証を発送する。  
編集委員会においては，原稿を別に定める閲読基準により審査し，これにより処理する。

## 7 著者校正

誤植防止のため，著者に初校の校正刷を送り，著者校正をお願いする。  
著者校正の際，原稿（特に図面）の訂正是避けられない。  
校正刷は受取後後3日以内に校正して速達便で原稿と共に返送すること。

## 8 雑誌発行後の正誤訂正

著者から正誤の申し出があった場合は原稿と対照し，誤植と原稿訂正との別を明らかにして，最寄りの号に正誤表を掲載する。

## 編 集 後 記

本号は過疎地域における農山村開発についての特集号である。三全総による定住圈構想が中央レベルで打ち出されできているが、このような過疎地域に人間が真に定住し、そこで人間的に生活と生産が営めるように地域づくりを是非とも行なっていきたいものである。

そのためには農業を中心とする地域の産業振興が重要で

あると考えられるが、本号にご発表の諸先生はそれぞれのご専門の立場から地域経済及び農山村開発の諸問題について積極的な提言を行なっておられる。これらの提言は、巻末の総合討論会の記録とあわせ読むことにより、読者に非常に有益な示唆を与えることと思う。

(文責:牛野)

## 1975農業センサス

## 都道府県 市町村別統計書

(1975年2月1日調査)

農村計画の基礎データ集!

### ■編集・農林省統計情報部

昭和50年

- ① 専兼業別農家数
- ② 家としての兼業種類別農家数
- ③ 農産物販売金額規模別農家数
- ④ 農産物販売金額1位の部門別農家数
- ⑤ 経営耕地面積規模別農家数
- ⑥ 農業就業状態別農家数
- ⑦ 保有総土地面積(山林を除く)規模別農家数
- ⑧ 所有耕地面積別農家数
- ⑨ 男女年齢別世帯員数
- ⑩ 就業状態別世帯員数
- ⑪ 自家農業に従事した世帯員数
- ⑫ 自家農業に主として従事した世帯員数(農業就業人口)
- ⑬ 兼業種類別従事者数
- ⑭ 土地
- ⑮ 作物の類別収穫面積
- ⑯ 作物別収穫面積など
- ⑰ 稲収穫面積規模別農家数
- ⑱ 野菜(露地)収穫面積規模別農家数・販売農家数
- ⑲ 果樹栽培農家数と面積
- ⑳ 施設園芸の施設のある農家数と面積
- ㉑ 施設園芸の作物別収穫面積

- ② 乳用牛飼養農家数と頭数
- ③ 肉用牛飼養農家数と頭数
- ④ 豚飼養農家数と頭数
- ㉕ ブロイラー
- ㉖ 鶏
- ㉗ 養蚕
- ㉘ 雇用労働雇入れ農家数と人数
- ㉙ 水稲作の作業を請負いに出した農家数と面積
- ㉚ 農作業を請負った農家数と面積
- ㉛ 農用機械
- ㉜ 林業
- ・ 昭和45年 比較表
- ① 総世帯数と総人口
- ② 経営耕地面積規模別農家数
- ③ 専兼業農家数
- ④ 男女年齢別世帯員数
- ⑤ 自家農業に従事した世帯員数
- ⑥ 自家農業に主として従事した世帯員数(農業就業人口)
- ⑦ 経営耕地面積
- ⑧ 乳用牛
- ⑨ 肉用牛
- ⑩ 豚
- ㉒ 採卵鶏

### 全47県分冊

北海道	10,000円	滋賀	6,000円
青森	6,000円	京都	7,000円
岩手	8,500円	大阪	7,000円
宮城	7,000円	兵庫	12,000円
秋田	8,500円	奈良	6,000円
山形	7,000円	和歌山	7,000円
福島	12,000円	鳥取	6,000円
茨城	12,000円	島根	8,500円
栃木	7,000円	岡山	12,000円
群馬	7,000円	広島	11,000円
埼玉	11,000円	山口	7,000円
千葉	11,000円	徳島	6,000円
東京	5,000円	香川	6,000円
神奈川	6,000円	愛媛	8,500円
新潟	13,000円	高知	7,000円
富山	7,000円	福岡	10,000円
石川	7,000円	佐賀	5,000円
福井	6,000円	長崎	7,000円
梨	7,000円	熊本	11,000円
長野	12,000円	大分	6,500円
野	11,000円	宮崎	5,000円
岐阜	10,000円	鹿児島	6,000円
静岡	10,000円	沖縄	3,000円
愛知	8,500円	三重	10,000円
三重	合計		380,000円

★各県とも平均送料240円

発行・財団法人 農林統計協会 〒153 東京都目黒区目黒2-11-14(大鳥ビル)  
TEL (03)492-2987 振替 東京 9-70255



# 農業土木、農村計画の 建設コンサルタント

調査、測量、計画、設計、施工管理

株式  
会社

# チェリーコンサルタント

取締役社長 森 正義

本 社 〒760 高松市栗林町3丁目7-23 ☎0878-34-5111  
岡山事務所 〒700 岡山市中山下1丁目2-30(藤井ビル) ☎0862-31-1541

これからの農村の理想像を実現するシンクタンク

農村計画の総合コンサルタント

基本構想、調査、計画、設計

株式会社 新農村開発センター

取 締 役 社 長	小 小 田	川 林 島	泰 英 幸	惠 作 市
常 務 取 締 役	原 武	田 藤 村	賢 一	二 夫 寛
取 締 役 営 業 部 長	岡 栗	原 島	英 幸	一 市
取 締 役 企 画 部 長				
取 締 役 開 発 設 計 部 長				
總 務 部 長				
計 画 部 長				
調 査 設 計 部 長(兼)				

東京都渋谷区広尾1丁目7-7 (広尾マンション二階)  
電 話 03 (409) 2521 (代表)

○豊かな未来への開拓に奉仕！



札幌・東京・京都・大津・大阪・広島・福岡

**(N)内外エンジニアリング株式会社**

本社：京都市南区久世中久世町2丁目103  
〒601 TEL 075-933-5111(代)



自然地域の調査・研究・計画  
都市林の設計  
森林・山岳・農山村域の設計  
都市環境の調査・研究計画  
—近郊都市域総合計画・都市域（地下街、都市広場、景観調査計画、緑地ネットワーク）  
環境の基礎的調査・研究・計画  
—水関係・植物土壤関係  
特殊施設の設計  
—都市公園・特殊公園・キャンパス・道路・流通センター

株式会社 環境事業計画研究所

京都研究所(本部) 京都市中京区蛸薬師堺町上ル みよいビル2F, 3F PHONE 075-221-1017

都市的文明への意識的無意識的反  
発がはじまっている。  
メガロポリスへの一方通行の彼方  
に沈没することを欲しないならば  
われわれは新しい農村・未来の計  
画空間への道を模索しなければな  
らない。

財団  
法人

## 農村開発企画委員会

東京都千代田区神田駿河台1の2馬事畜産会館

TEL 294-8721 (代表) 〒 101

### 農業土木・農村計画

### 上下水道の総合コンサルタント

調査・測量・計画・設計・地質調査・工事監理



# 若鈴コンサルタンツ株式会社

誠実 敏速

本 社 名古屋市西区歌里町349番地 TEL (052) 501-1361  
三 重 支 店 三重県津市広明町345-1 TEL (0592) 26-4101  
関 西 支 店 京都市中京区麁屋町通丸太町下ル(長栄ビル) TEL (075) 211-5408  
東 京 支 店 東京都豊島区南池袋3-18-3(藤間ビル) TEL (03) 981-4136  
北 陸 出 張 所 金沢市横川町3-200(岡田商会内) TEL (0762) 41-2494  
岡 山 出 張 所 岡山市城下町10-16城下ビル(世紀建設内) TEL (0862) 32-0776

(昭和 51 年 7 月 23 日改正)

## 農村計画研究部会規約

### 名 称

1. この部会は農村計画研究部会と称する。

### 目 的

2. この部会は農村計画・農村整備に関する研究、技術の発展および部会員間の研究交流に寄与することを目的とする。

### 事 業

3. この部会はその目的を達成するため、次の事業を行なう。

1) 部会誌の発行。

2) 共同研究。

3) 研究発表会、研究討論会および見学会などの開催。

4) 関連学会、関連機関との研究・技術的交流。

5) 研究資料の収集・配布。

6) その他。

### 所属・会員

4. この部会は農業土木学会に属し、その学会員をおもな構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

### 役 員

5. この部会には次の役員をおく。部会長 1 名、副部会長 1 名、幹事若干名、うち数名は常任幹事とする。

なお、役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。役員の選任は総会で行なうことを原則とする。

### 総 会

6. 総会は原則として年 1 回開催し、各種運営事項を定める。

### 経 費

7. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担ならびに寄付金によってまかぬ。

### 入退会

8. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡すること。

### 事務所

9. この部会の事務局は、京都市左京区北白川追分町 京都大学農学部農業工学教室農地計画学研究室に置く。

1979 年 1 月 20 日 印刷  
1979 年 1 月 31 日 発行  
発 行 者 〒 606 京都市左京区北白川追分町  
京都大学農学部農業工学教室農地計画学研究室内  
農業土木学会農村計画研究部会  
TEL (075)751-2111(内 6159)  
発行責任者 西 口 猛  
振替口座 京都 33983

# JOURNAL OF RURAL PLANNING

No. 15

## CONTENTS

Introduction	The Society of Rural Planning
Report 1. Outlines of Rural Planning in Chugoku and Shikoku District	Ichiro YAMAUCHI
Report 2. Measures for the promotion of underpopu- lated areas in Shimane Prefecture	Ryuichi KATO
Report 3. Iwami-cho's Direction of Promotion	Akito HIDAKA
Report 4. Paradigm of Rural Development	Ikutsune ADACHI
Report 5. Planning of the Rural Development in Hillside Villages of Depopulated Areas from a Viewpoint of Crop Cultivation	Hiroshi KURIHARA
Report 6. Forestry Matters and Regional Development in the Underpopulated Regions	Izumi KITAGAWA
Report 7. Changes and Trends of Agricultural Structure in Mountainous Villages of Shimo-Ina District, Nagano Prefecture	Kazuhiro KIMURA
Report 8. Space and Improvement Plan in Mountainous Regions – in the Chugoku High lands –	Akio CHII

1979. 1.

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING IN JAPAN  
RESEARCH LABORATORY FOR RURAL PLANNING  
FACULTY OF AGRICULTURE, KYOTO UNIV.  
KITASHIRAKAWA-OIWAKE-CHO, SAKYO-KU  
KYOTO, JAPAN